

独立行政法人水資源機構法施行令案参照条文

独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二条）（抄）

目次

第一章 総則（第一条 第六条）
第二章 役員及び職員（第七条 第十一条）
第三章 業務等
第一節 業務の範囲（第十二条）
第二節 業務の実施方法（第十三条 第二十条）
第三節 業務の実施に要する費用（第二十一条 第三十条）
第四節 財務及び会計（第三十一条 第三十五条）
第四章 雑則（第三十六条 第四十六条）
第五章 罰則（第四十七条）
附則
第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人水資源機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「水資源開発基本計画」とは、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）の規定による水資源開発基本計画をいう。

2 この法律において「水資源開発施設」とは、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）による第十二条第一項第一号の業務の実施により生じる施設及び水資源開発公団による附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号。以下「旧水公団法」という。）第十八条第一項第一号の業務の実施により生じた施設で附則第二条第一項の規定により機構が承継したものをいう。

3 この法律において「愛知豊川用水施設」とは、愛知用水公団による水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第九条の規定による廃止前の愛知用水公団法（昭和三十年法律第四百十一号。以下「旧愛知公団法」という。）第十八条第一項第一号イ及びロの事業の施行により生じた施設で附則第二条第一項の規定により機構が承継したものをいう。

4 この法律において「特定施設」とは、洪水（高潮を含む。）防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む多目的ダム、河口堰、湖沼水位調節施設その他の水資源の開発又は利用のための施設であつて政令で定めるものをいう。

5 この法律において「河川」とは、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川をいう。

6 この法律において「河川管理者」とは、河川法第七条に規定する河川管理者をいう。

7 この法律において「河川管理施設」とは、河川法第三条第二項に規定する河川管理施設をいう。

(名称)

第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人水資源機構とする。

(機構の目的)

第四条 機構は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。

(事務所)

第五条 機構は、主たる事務所を埼玉県に置く。

(資本金)

第六条 機構の資本金は、附則第二条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事五人以内を置くことができる。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第八条 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、副理事長（副理事長が置かれていないときは、理事長及び副理事長）を補佐して機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれて

いるときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員任期)

第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

2 機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人水資源機構法第十条第一項」とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

第一節 業務の範囲

第十二条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 水資源開発基本計画に基づいて、次に掲げる施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。以下この号において同じ。）の新築（

イに掲げる施設の新築にあつては、水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築を行うこと。

イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設

ロ イに掲げる施設と密接な関連を有する施設

二 次に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理（八に掲げる施設の管理にあつては、委託に基づくものに限る。）を行うこと。

イ 水資源開発施設

ロ 愛知豊川用水施設

ハ 水資源開発促進法第三条第一項に規定する水資源開発水系における水資源の開発又は利用のための施設であつて、イ又はロに掲

げる施設と一体的な管理を行うことが当該水資源開発水系における水資源の利用の合理化に資すると認められるもの

三 水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、次の業務を行うことができる。

一 水資源の開発又は利用に関する調査、測量、設計、試験、研究及び研修を行うこと。

二 水資源の開発若しくは利用のための施設に関する工事又はこれと密接な関連を有する工事を行うこと。

三 水資源の開発又は利用のための施設の管理を行うこと。

第二節 業務の実施方法

(事業実施計画)

第十三条 機構は、前条第一項第一号の業務を行おうとするときは、政令で定めるところにより、水資源開発基本計画に基づいて事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により事業実施計画を作成し、又は変更しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該水資源開発施設を利用して流水を水道若しくは工業用水道の用に供しようとする者（当該事業実施計画の変更に際し、事業からの撤退（当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとした者が、その後の事情の変化によ

り当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしなくなることをいう。以下同じ。
（を）する者を含む。）又は当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水をかんがいの用に供しようとする者の組織する土地改良区の意見を聴くとともに、第二十五条第一項の規定による費用の負担について当該費用の負担をする者の同意を得なければならぬ。

4 土地改良区は、前項の同意をするには、政令で定めるところにより、総会又は総代会の議決を経、かつ、その組合員のうち同項の流水をかんがいの用に供しようとする者（施設の更新のために行う前条第一項第一号の改築の業務で当該改築に係る施設の有している機能の維持を図ることを目的とすることその他当該改築に係る施設を利用して現に流水をかんがいの用に供する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなるものとして政令で定める要件に適合するものにあつては、当該現に流水をかんがいの用に供する者を除く。）の三分の二以上の同意を得なければならない。

5 主務大臣は、かんがい排水に係る前条第一項第一号の業務（特定施設に係るものを除く。）について第一項の規定による事業実施計画の認可をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

6 機構は、事業実施計画に基づく事業を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けて、当該事業実施計画を廃止しなければならない。この場合においては、第二項の規定を準用する。

7 機構は、前項の規定により事業実施計画を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第三項の規定により意見を聴いた者（当該事業実施計画の廃止前に事業からの撤退をした者を除く。）の意見を聴くとともに、第二十五条第二項の規定による費用の負担について当該費用の負担をする者の同意を得なければならない。

（事業の承継等）

第十四条 国土交通大臣又は農林水産大臣は、それぞれ、国土交通大臣が河川法による河川工事として行っている事業（第十二条第一項第一号の業務に該当するものに限る。）又は国が土地改良事業として行っている事業（同号の業務に該当するものに限る。）のうち、水資源開発基本計画に基づき機構が引き継いで行すべきであると認めるものについては、機構に対し、その実施を求めることができる。

2 農林水産大臣は、都道府県が土地改良事業として行っている事業（第十二条第一項第一号の業務に該当するものに限る。）のうち、当該都道府県から機構において行すべき旨の申出があり、かつ、水資源開発基本計画に基づき機構が引き継いで行すべきであると認められるものについては、機構に対し、その実施を求めることができる。

3 国土交通大臣又は農林水産大臣は、第一項の規定によりその実施を求めた事業（以下この条及び第二十六条において「国の水資源開発事業」という。）又は前項の規定によりその実施を求めた事業（以下この条において「都道府県の水資源開発事業」という。）について、機構がその求めに応じて第十二条第一項第一号の業務を行おうとする場合において前条第一項の規定による事業実施計画の認可をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 機構は、前項の規定による公示があつた日の翌日から、その業務として国の水資源開発事業又は都道府県の水資源開発事業を行うものとする。

5 前項の規定により機構が国の水資源開発事業をその業務として行うこととなつた時において当該国の水資源開発事業に関し国が有する権利及び義務（当該国の水資源開発事業に関する治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定又は国営土地改良事業特別会計の財政融資資金からの負債を含み、政令で定める権利又は義務を除く。）は、その時において機構が承継する。

6 第四項の規定により機構が国の水資源開発事業をその業務として行う場合において、国土交通大臣が当該国の水資源開発事業と密接な関連を有する工事（以下この項において「関連工事」という。）で発電に係るものを行つておるとき、又は国が委託に基づき関連工事を行つておるときは、機構が当該国の水資源開発事業をその業務として行うこととなつた時において当該関連工事に関し国が有する権利及び義務（政令で定める権利又は義務を除く。）は、その時において機構が承継する。ただし、当該関連工事が委託に基づくものである場合において、国がその委託をしている者の同意を得ることができなかったときは、この限りでない。

7 第四項の規定により機構が都道府県の水資源開発事業をその業務として行うこととなつた時において当該都道府県の水資源開発事業に関し当該都道府県が有する権利及び義務の機構への承継については、当該都道府県と機構とが協議して定めるものとする。

8 第四項の規定により機構がその業務として行う国の水資源開発事業が土地改良事業に係るものであるときは、機構は、政令で定めるところにより、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条の規定による負担金の額のうち、当該国の水資源開発事業を行うにつき国が要した費用の一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

（土地改良法の準用）

第十五条 機構がかんがい排水に係る第十二条第一項第一号の業務（特定施設に係るものを除く。）を行う場合については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二百二十二条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「第十条第三項、第四十八条第十一項（第九十五条の二第三項及び第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、第八十七条第五項（第八十七条の二第十項並びに第八十七条の三第六項、第十項及び第十三項において準用する場合を含む。）、第九十五条第四項、第九十六条の二第七項、第九十八条第十項又は第九十九条第十二項（百条の二第二項（百十一条において準用する場合を含む。）及び百十一条において準用する場合を含む。）」の規定による公告」とあるのは、「独立行政法人水資源機構法第十三条第五項の規定による公示」と読み替へるものとする。

（施設管理規程）

第十六条 機構は、水資源開発施設について第十二条第一項第二号の業務を行うおとする場合においては、施設管理規程を作成し、関係都道府県知事（操作を伴う特定施設で政令で定めるもの（以下「操作特定施設」という。）に係る施設管理規程にあつては、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係都道府県知事及び関係市町村長）及び当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用について第十三条第三項の規定による同意をした者（事業からの撤退をした者を除く。）」に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 機構は、愛知豊川用水施設について第十二条第一項第二号の業務を行うおとする場合においては、施設管理規程を作成し、関係県知事、愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道又は工業用水道の用に供しようとする者及び愛知豊川用水施設を利用して流水をかんがいの用に供しようとする者の組織する土地改良区に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 前二項の施設管理規程には、政令で定める事項（操作特定施設、河川法第四十四条に規定するダム（以下「利水ダム」という。）その他操作を伴う施設に係るものにあつては、政令で定める操作に関する事項を含む。）を定めなければならない。

4 主務大臣は、第一項又は第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、第一項又は第二項の認可をしようとする場合において、当該施設管理規程が利水ダムに係るものであるときは、あらか

じめ、河川管理者に協議しなければならない。

6 河川管理者は、操作特定施設又は利水ダムに係る施設管理規程の操作に関する事項についての定めによつては、当該操作特定施設若しくは利水ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作に関する事項の変更を要請することができる。

7 河川管理者は、前項の要請をしようとする場合において、当該施設管理規程が利水ダムに係るものであるときは、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。

8 機構は、河川管理者から第六項の規定による要請があつたときは、速やかに、その要請に応じなければならない。
(河川法の特例)

第十七条 特定施設は、河川管理施設とし、機構は、河川法第九条及び第十条の規定にかかわらず、河川管理施設である特定施設の新築若しくは改築を行い、又は当該新築若しくは改築に係る特定施設若しくは水資源開発公団による旧水公団法第十八条第一項第一号の業務の実施により生じた施設で附則第二条第一項の規定により機構が承継した特定施設の管理を行うことができる。

2 機構は、前項の規定により特定施設の新築若しくは改築又は管理を行う場合においては、政令で定めるところにより、河川法に規定する河川管理者の権限を行うことができる。

3 機構は、特定施設の新築又は改築の工事を開始しようとするとき、及び当該工事を完了したときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 河川法第四十七条の規定は、機構が設置する利水ダムについては、適用しない。

5 河川管理者は、特に必要があると認めるときは、河川管理施設である第十二条第一項第二号八に掲げる施設の管理を、機構に委託することができる。

(特定施設の操作に関する国土交通大臣の指揮)

第十八条 国土交通大臣は、洪水を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、特定施設の操作に関し、政令で定めるところにより、機構を指揮することができる。

2 機構は、国土交通大臣から前項の規定による指揮があつたときは、その指揮に従わなければならない。

(危害防止のための通知等)

第十九条 機構は、水資源開発施設又は愛知豊川用水施設を操作することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(環境の保全)

第二十条 機構は、第十二条に規定する業務の実施に当たつては、環境の保全について配慮しなければならない。

第三節業務の実施に要する費用

(特定施設に係る国の交付金等)

第二十一条 国は、特定施設の新築又は改築に要する費用(特定施設の新築又は改築に関する事業が廃止されたときは、その廃止に伴い追加的に必要となる費用を含む。)のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を機構に交付するものとする。

- 2 前項の費用の範囲、同項の交付金の額の算出方法その他同項の交付金に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 都道府県は、第一項の規定により国が機構に交付する金額の一部を負担しなければならない。
- 4 前項の規定による都道府県の負担の割合その他同項の規定による都道府県の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。
- 22 国は、特定施設の操作、維持、修繕その他の管理に要する費用及び特定施設についての災害復旧工事に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を機構に交付するものとする。
- 2 前項の費用の範囲、同項の交付金の額の算出方法その他同項の交付金に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 都道府県は、第一項の規定により国が機構に交付する金額の一部を負担しなければならない。
- 4 前条第四項の規定は、前項の都道府県の負担金について準用する。
- 5 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の適用に関しては、同法第四条第一項及び第四条の二の災害復旧事業費の総額には、同法第四条第二項に規定するもののほか、第一項の規定により災害復旧工事に要する費用（政令で定めるものを除く。）として機構に交付される金額を含むものとする。
- 23 河川法第五条に規定する二級河川における特定施設の新築又は改築に要する費用（特定施設の新築又は改築に関する事業が廃止されたときは、その廃止に伴い追加的に必要となる費用を含む。）及び当該新築又は改築に係る特定施設の管理に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用の負担については、前二条の規定にかかわらず、別に政令で定める。（費用の負担）
- 24 特定施設の新築又は改築に係る第二十一条第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれている場合において、専用の施設を新設し、又は拡張することにより、当該特定施設を利用して流水をかんがいの用に供する者は、政令で定めるところにより、当該特定施設の新築又は改築に要する費用の一部を負担しなければならない。
- 2 前項の規定による負担金は、政令で定めるところにより、都道府県知事が徴収して、これを国に納付するものとする。
- 25 機構は、水資源開発施設を利用して流水を水道若しくは工業用水道の用に供する者（事業からの撤退をした者を含む。）又は水資源開発施設（特定施設でその新築又は改築に係る第二十一条第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれているもの（以下「かんがい特定施設」という。）を除く。）を利用して流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区に、政令で定めるところにより、当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用（事業及び管理並びにこれについての災害復旧工事に要する費用（事業からの撤退をした者にあつては、当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の一部）を負担させるものとする。）を負担させることができる。
- 2 機構は、水資源開発施設（これを利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとするものに限る。）の新築又は改築に関する事業を廃止するときは、当該水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしていた者に、政令で定めるところにより、事業の廃止までに当該水資源開発施設の新築又は改築に要した費用（事業の廃止に伴い追加的に必要となる費用を含む。）を負担させることができる。
- 3 機構は、愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道若しくは工業用水道の用に供する者又は愛知豊川用水施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区に、政令で定めるところにより、当該施設の管理及びこれについての災害復旧工事に要する費用を負担させるものとする。
- 26 機構は、かんがい排水に係る第十二条第一項第一号、第二号イ若しくはロ又は第三号の業務（かんがい特定施設に係るもの

を除く。)の受益地の全部又は一部をその区域に含む都道府県に、政令で定めるところにより、その業務に要する費用(その業務が第十四条第四項の規定により機構がその業務として行う国の水資源開発事業に係るものであるときは、当該国の水資源開発事業を行うにつき国が要した費用を含む。)の一部を負担させることができる。

2 前項の都道府県は、政令で定めるところにより、同項に規定する業務によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、同項の規定による負担金の一部を負担させることができる。

3 第一項の規定による負担金について前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(受益者負担金)

第二十七条 機構は、水資源開発施設の新築又は改築によつて著しく利益を受ける者があるときは、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の一部を負担させることができる。

(強制徴収)

第二十八条 第二十四条第一項、第二十五条又は前条の規定による負担金をその納期限までに納付しない者があるときは、都道府県知事又は機構は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2 都道府県知事又は機構は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3 都道府県知事又は機構は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、都道府県知事にあつては地方税の滞納処分例により、機構にあつては国土交通大臣の認可を受けて国税の滞納処分例により、滞納処分をすることができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 都道府県知事又は機構は、第一項の規定により督促をしたときは、同項の負担金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、当該都道府県の条例又は国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

6 前項の規定により都道府県知事が徴収した延滞金は、当該都道府県に帰属する。

(土地改良区の組合員に対する経費の賦課)

第二十九条 第二十五条の規定により土地改良区が費用を負担する場合には、当該負担金については、これを土地改良区の事業に要する経費とみなして、土地改良法第三十六条第一項、第二項及び第四項、第三十八条並びに第三十九条の規定を適用する。

(権利関係の調整)

第三十条 機構がかんがい排水に係る第十二条第一項第一号、第二号イ若しくは口又は第三号の業務(かんがい特定施設に係るものを除く。)を行った場合については、土地改良法第五十九条、第六十二条及び第六十五条の規定を準用する。この場合において、同法第五十九条及び第六十二条第一項中「土地改良事業」とあるのは「独立行政法人水資源機構が行うかんがい排水に係る独立行政法人水資源機構法第十二条第一項第一号、第二号イ若しくは口又は第三号の業務(同法第二十五条第一項に規定するかんがい特定施設に係るものを除く。)」と、同項中「組合員」とあるのは「独立行政法人水資源機構法第二十九条の規定により適用される土地改良法第三十六条

第一項の規定により土地改良区が賦課徴収する金銭を負担した組合員」と読み替えるものとする。

第四節 財務及び会計

(積立金の処分)

第三十一条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額のうち第十二条第一項第二号八及び第四号並びに第二項の業務に係る利益によるものとして国土交通省令で定める額に相当する金額から第一項の規定による承認を受けた金額のうち当該業務の財源に充てるべき金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び水資源債券)

第三十二条 機構は、第十二条第一項第一号、第二号イ若しくはロ又は第三号の業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は水資源債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第三十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

(償還計画)

第三十四条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(補助金)

第三十五条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、機構に対し、第十二条第一項第一号又は第三号の業務に要する経費の一部を補助することができる。

第四章 雑則

(審査請求)

第三十六条 この法律に基づいてした機構の処分不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(主務大臣等)

第三十七条 機構に係る通則法(第十九条第五項、第三章、第六十四条第一項及び第六十五条を除く。)における主務大臣は、国土交通大臣とする。

2 機構に係るこの法律並びに通則法第十九条第五項、第三章、第六十四条第一項及び第六十五条における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、国土交通大臣

二 特定施設(特定施設である多目的ダムの利用に係る多目的用水路で政令で定めるものを含む。)の新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、国土交通大臣

三 愛知豊川用水施設の管理その他の業務に関する事項については、農林水産大臣

四 前二号に掲げる施設以外のダム、堰、水路その他の水資源の開発又は利用のための施設(多目的のものを含む。)の新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、政令で定めるところにより、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣

3 機構に係る通則法における主務省は、国土交通省とする。

4 機構に係る通則法における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、通則法第三章における主務省令は、主務大臣が共同で発する命令とする。

(協議)

第三十八条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、主務大臣(国土交通大臣を除く。)に協議しなければならない。

一 通則法第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十一条第一項又は通則法第三十八条第一項若しくは第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十一条第三項又は通則法第三十七条若しくは第五十条の規定により国土交通省令を定めようとするとき。

第三十九条 主務大臣(国土交通大臣を除く。)は、次の場合には、あらかじめ、国土交通大臣に協議しなければならない。

一 第十三条第一項若しくは第六項又は第十六条第一項若しくは第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 通則法第三十条第四項の規定による命令をしようとするとき。

三 通則法第六十五条第一項の規定による求めをしようとするとき。

第四十条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十一条第一項の規定による承認をしようとするとき。

二 第三十一条第三項の規定により国土交通省令を定めようとするとき。

三 第三十二条第一項若しくは第五項又は第三十四条第一項の規定による認可をしようとするとき。

(国土交通大臣の經由)

第四十一条 主務大臣(国土交通大臣を除く。)又は機構は、次の行為については、国土交通大臣を経てしなければならない。

一 機構の通則法第二十八条第一項若しくは第三十条第一項の規定による主務大臣への認可の申請又は主務大臣のこれらの規定による認可の機構への通知

二 主務大臣の通則法第二十九条第一項の規定による機構への指示

三 機構の通則法第三十一条第一項の規定による主務大臣への届出

四 機構の通則法第三十三条の規定による主務大臣への提出

五 主務大臣の通則法第六十七条第一号又は第二号(通則法第三十条第一項に係る部分に限る。)の規定による財務大臣との協議(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)

第四十二条 第三十七条第二項第三号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「農林水産省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 第三十七条第二項第四号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「政令で定めるところにより、厚生労働省、農林水産省若しくは経済産業省の独立行政法人評価委員会又は評価委員会」とする。

3 国土交通省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、第三十七条第二項第三号に規定する業務に関し農林水産省の独立行政法人評価委員会の、同項第四号に規定する業務に関し政令で定めるところにより厚生労働省、農林水産省又は経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による勧告をしようとするとき。(他の法令の準用)

第四十三条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第四十四条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第四十五条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

(事務の区分)

第四十六条 第二十四条第二項並びに第二十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五章 罰則

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により国土交通大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条から第十三条まで及び第十五条から第二十六条までの規定 平成十五年十月一日

(水資源開発公団の解散等)

第二条 水資源開発公団（以下「公団」という。）は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に公団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 公団の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、公団の解散の日の前日に終わるものとする。

5 公団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。この場合において、公団の決算完結の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とする。

6 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（旧水公団法第三十八条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、旧水公団法第三十八条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構に属する積立金として整理するものとする。

10 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第三条 前条第一項の規定により機構が承継する旧水公団法第三十九条第一項の長期借入金又は水資源開発債券に係る債務については旧水公団法第四十一条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は水資源開発債券に係る債務につ

て従前の条件により存続するものとする。

2 前項の水資源開発債券は、第三十二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による水資源債券とみなす。

(業務の特例)

第四条 機構は、当分の間、第十二条の業務のほか、旧水公団法第十八条第一項第一号の業務(第十二条の業務に該当するものを除く。)

のうちに掲げる業務及びこれらに附帯する業務を行うことができる。

一 附則第六条の規定の施行前に公団が開始していた業務(実施計画調査中のものにあつては、開発される水資源の利用が確実であるものとして同条の規定の施行前に主務大臣が指定するものに限る。)

二 附則第六条の規定の施行前に水資源開発基本計画に基づき国土交通大臣が河川法による河川工事として開始していた事業又は国が土地改良事業として開始していた事業のうち、国土交通大臣又は農林水産大臣が、水資源開発基本計画に基づき機構が引き継いで行うべきであると認めるものに関する業務

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第二条第二項、第十四条第一項及び第三項並びに第十五条中「第十二条第一項第一号の」とあるのは「第十二条第一項第一号及び附則第四条第一項に規定する」と、第二条第二項中「及び」とあるのは「並びに」と、第十三条第一項及び第五項中「前条第一項第一号の」とあるのは「前条第一項第一号及び附則第四条第一項に規定する」と、第十四条第一項中「同号の」とあるのは「同号及び附則第四条第一項に規定する」と、第二十条、第三十一条第一項及び第四十七条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び附則第四条第一項」と、第二十六条第一項、第三十条、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

(国の無利子貸付け等)

第五条 国は、当分の間、機構に対し、第二十一条第一項の規定により国がその費用についてその一部を交付する特定施設の新築又は改築で日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)。

以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他第二十一条第一項の政令で定める費用に充てる資金について、予算の範囲内において、同項の規定により国が交付する金額(第二十四条第一項の規定により同項に規定する者が負担する金額があるときは、当該金額を控除した金額)から第二十一条第三項の規定(この規定による都道府県の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。)により都道府県が負担する金額を控除した金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、機構に対し、第三十五条の規定により政府がその経費について補助することができる第十二条第一項第一号に掲げる業務で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十五条の規定により政府が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)(以内で政令で定める期間とする。)

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により機構に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である業務に係る第二十一条第一項の規定により

国が行う費用の交付は、当該貸付金に相当する金額に係る部分については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により機構に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である業務については、第三十五条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 機構が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（水資源開発公団法の廃止）

第六条 水資源開発公団法は、廃止する。

（水資源開発公団法の廃止に伴う経過措置）

第七条 旧水公団法（第九条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第八条 附則第六条の規定の施行前に国が貸付けを行った旧水公団法附則第九条第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定による貸付金の償還及び償還金に相当する金額の交付については、なお従前の例による。この場合において、同条第七項中「公団」とあるのは、「独立行政法人水資源機構」とする。

第九条 旧愛知公団法第二十一条第十一項（旧愛知公団法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による告示のあった施設管理規程は、附則第六条の規定の施行の時に於いて、第十六条第二項の規定による認可を受けた施設管理規程となつたものとみなす。

第十条 愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道又は工業用水道の用に供する者に係る愛知豊川用水施設の管理に要する費用の負担については、愛知用水公団との契約により愛知豊川用水施設の管理に要する費用を負担することとなつている場合においては、第十五条第三項の規定にかかわらず、当該契約によるものとする。

第十一条 愛知用水公団が旧愛知公団法第十八条第一項第一号イ及びロ、第二号並びに第三号の事業を行った場合における有益費の償還、地代等の増額請求及び農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の適用については、なお従前の例による。

第十二条 愛知用水公団の役員又は職員として在職した者については、旧愛知公団法第四十八条及び第四十九条の規定は、附則第六条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧愛知公団法第四十九条中「公団は」とあるのは、「独立行政法人水資源機構は」とする。

第十三条 附則第六条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第五条まで及び第七条から前条までに規定するもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

独立行政法人通則法（平成十一年七月十六日法律第百三号）（抄）

（独立行政法人評価委員会）

第十二条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 （略）

（業務方法書）

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 （略）

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 五 （略）

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4・5 （略）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り

- 方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 3 (略)

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）

（河川及び河川管理施設）

第三条 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯（堤防又はダム貯水池に沿って設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。）その他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を排除し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

（一級河川）

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2～6 (略)

（二級河川）

第五条 この法律において「二級河川」とは、前条第一項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

2～7 (略)

（河川工事）

第八条 この法律において「河川工事」とは、河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を排除し、若しくは軽減するために河川について行なう工事をいう。

（一級河川の管理）

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3 国土交通大臣は、指定区間を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、指定区間を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する指定区間の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすることができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による区間の指定について準用する。この場合において、第三項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事及び当該区間の存する指定都市の長」と読み替えるものとする。

7 第五項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（境界に係る二級河川の管理の特例）

第十一条 二級河川の二以上の都府県の境界に係る部分については、関係都府県知事は、協議して別に管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立した場合においては、関係都府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、その成立した協議の内容を公示しなければならない。

3 第一項の規定による協議に基づき、一の都府県知事が他の都府県の区域内に存する部分について管理を行なう場合においては、その都府県知事は、政令で定めるところにより、当該他の都府県知事に代わつてその権限を行なうものとする。

（河川管理施設の操作規則）

第十四条 河川管理者は、その管理する河川管理施設のうち、ダム、堰、水門その他の操作を伴う施設で政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、操作規則を定めなければならない。

2 河川管理者は、前項の操作規則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係行政機関の長に協議し、又は関係都道府県知事、関係市町村長若しくは当該河川管理施設の管理に要する費用の一部を負担する者で政令で定めるものの意見をきかなければならない。

（市町村長の施行する工事等）

第十六条の三 市町村長は、第九条第五項及び第十条第二項の規定のほか、第九条第一項及び第二項並びに第十条第一項の規定にかかわらず、あらかじめ、河川管理者と協議して、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、その実施の目的、河川に及ぼす影響の程度、市町村長の統括する市町村の人口規模その他の事由により河川管理上適切でないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

2・3 （略）

（兼用工作物の工事等の協議）

第十七条 河川管理施設と河川管理施設以外の施設又は工作物（以下「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、河川管理者及び他の工作物の管理者は、協議して別に管理の方法を定め、当該河川管理施設及び他の工作物の工事、維持又は操作を行なうことができる。

2 河川管理者は、前項の規定による協議に基づき、他の工作物の管理者が河川管理施設の工事、維持又は操作を行なう場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（工事原因者の工事の施行等）

第十八条 河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の

現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によつて必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。

（附帯工事の施行）

第十九条 河川管理者は、河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事を当該河川工事とあわせて施行することができる。

（河川管理者以外の者の施行する工事等）

第二十条 河川管理者以外の者は、第十一条、第十六条の三第一項、第十七条第一項及び第十八条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。

（工事の施行に伴う損失の補償）

第二十一条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十三条第一項の規定による場合を除き、河川工事の施行により、当該河川に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、河川管理者（当該河川工事が河川管理者以外の者が行なうものであるときは、その者。以下この条において同じ。）は、これらの工事をするを必要とする者（以下この条において、「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、河川管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて河川管理者が当該工事を施行することを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、河川工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、河川管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、河川管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（洪水時等における緊急措置）

第二十二条 洪水、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その附近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させることができる。

3 河川管理者は、第一項の規定による収用、使用又は処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4 前項の規定による損失の補償については、河川管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

5 前項の規定による協議が成立しない場合においては、河川管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

6 第二項の規定により業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、河川管理者は、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(流水の占用の許可)

第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(土地の占用の許可)

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(土石等の採取の許可)

第二十五条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

(工作物の新築等の許可)

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

一 基礎ぐいその他の高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める工作物の新築又は改築

二 前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれのあるもの以外の工作物の地上又は地表から政令で定める深さ以内の地下における新築又は改築

三 工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の政令で定める深さ以内の地下における除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻すもの

3 河川管理者は、高規格堤防特別区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却について第一項の許可の申請又は第九十五条の規定による協議があつた場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。

4 第一項前段の規定は、樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除却については、適用しない。ただし、当該工作物の新築又は改築が、隣接する河川管理施設（樹林帯を除く。）を保全するため特に必要であるとして河川管理者が指定した樹林帯区域（次項及び次条第三項において「特定樹林帯区域」という。）内の土地においてされるものであるときは、この限りでない。

5 河川管理者は、特定樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを變更し、又は廃止するときも、同様とする。

(土地の掘削等の許可)

第二十七条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

一 前条第二項第一号の行為のためにする土地の掘削又は地表から政令で定める深さ以内の土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの

二 盛土

三 土地の掘削、盛土及び切土以外の土地の形状を変更する行為

四 竹木の栽植又は伐採

3 樹林帯区域内の土地においては、第一項の規定にかかわらず、次の各号（特定樹林帯区域内の土地にあつては、第二号及び第三号）に掲げる行為については、同項の許可を要しない。

一 工作物の新築若しくは改築のためにする土地の掘削又は工作物の除却のためにする土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの

二 竹木の栽植

三 通常の管理行為で政令で定めるもの

4 河川管理者は、河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土により河川管理施設又は前条第一項の許可を受けて設置された工作物が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、当該河川管理施設又は当該工作物の存する敷地を含む一定の河川区域内の土地については、第一項の許可をし、又は第九十五条の規定による協議に応じてはならない。

5 河川管理者は、前項の区域については、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。

6 前条第三項の規定は、高規格堤防特別区域内の土地における土地の掘削又は切土について第一項の許可の申請又は第九十五条の規定による協議があつた場合に準用する。

（許可工作物の使用制限）

第三十条 第二十六条第一項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。

（許可に基づく地位の承継）

第三十三条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第二十三条から第二十七条までの許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、第二十三条から第二十五条までの許可に基づく権利を承継し、又は第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の許可に係る工作物、土地若しくは竹木若しくは当該許可に係る工作物の新築等若しくは竹木の栽植等をすべき土地（以下この条において「許可に係る工作物等」という。）を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していたこれらの規定による許可に基づ

く地位を承継する。

2 第二十六条第一項又は第二十七条第一項の許可を受けた者からその許可に係る工作物等を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る工作物等を使用する権利を取得した者についても、当該工作物等の使用に関しては、同様とする。

3 前二項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、河川管理者にその旨を届け出なければならない（権利の譲渡）

第三十四条 第二十三条から第二十五条までの許可に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

（河川の従前の機能の維持）

第四十四条 ダム（河川の流水を貯留し、又は取水するため第二十六条第一項の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上のものをいう。以下同じ。）で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。

2 前項の河川管理者の指示の基準は、政令で定める。

（ダムの操作規程）

第四十七条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2（略）

（渇水時における水利使用の特例）

第五十三条の二 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となつた他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第二十三条及び第二十四条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。

2・3（略）

（河川保全区域における行為の制限）

第五十五条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築

2 第三十三条の規定は、相続人、合併又は分割により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を承継する法人に限る。）に限り、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可

を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

(河川予定地における行為の制限)

第五十七条 河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二 工作物の新築又は改築

2・3 (略)

(河川保全立体区域における行為の制限)

第五十八条の四 河川保全立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二 工作物の新築、改築又は除却

三 載荷重が一平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積

2 (略)

(河川予定立体区域における行為の制限)

第五十八条の六 河川予定立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為

二 工作物の新築又は改築

2・3 (略)

(河川の管理に要する費用の負担原則)

第五十九条 河川の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、一級河川に係るものにあつては国、二級河川に係るものにあつては当該二級河川の存する都道府県の負担とする。

(一級河川の管理に要する費用の都道府県の負担)

第六十条 都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用(指定区間内における管理で第九条第二項の規定により都道府県知事が行うものとされたものに係る費用を除く。)については、政令で定めるところにより、その二分の一(改良工事のうち政令で定める大規模な工事(次項において「大規模改良工事」という。)に要する費用にあつてはその十分の三、その他の改良工事に要する費用にあつてはその十分の一、維持及び修繕に要する費用にあつてはその十分の四・五)を負担する。

2 第九条第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた指定区間内の一級河川の管理に要する費用は、当該都道府県知事の統轄する都道府県の負担とする。この場合において、国は、政令で定めるところにより、当該費用のうち、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係る改良工事に要する費用にあつてはその三分の二を、再度災害を防止するために施行する改良工事であつて又は大規模改良工事であつて、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係るもの以外のもの

に要する費用にあつてはその十分の五・五を、その他の改良工事に要する費用にあつてはその二分の一を負担する。

(他の都府県の費用の負担)

第六十三条 国土交通大臣が行なう河川の管理により、第六十条第一項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、国土交通大臣は、その受益の限度において、同項の規定により当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により当該利益を受ける都府県に河川の管理に要する費用の一部を負担させようとするときは、あらかじめ、当該都府県を統轄する都府県知事の意見をきかなければならない。

3 都府県知事が行なう河川の管理により、当該都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、当該都府県は、その受益の限度において、当該都府県が負担した当該管理に要する費用の一部を、当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

4 都府県知事は、前項の規定により当該利益を受ける都府県に河川の管理に要する費用の一部を負担させようとするときは、あらかじめ、当該利益を受ける都府県を統轄する都府県知事に協議しなければならない。

(境界に係る二級河川の管理に要する費用の特例)

第六十五条 二級河川の二以上の都府県の境界に係る部分について第十一条第一項の規定による協議に基づき関係都府県知事が別に管理の方法を定めた場合においては、当該河川の管理に要する費用については、関係都府県知事は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

(市町村長の施行する工事等に要する費用)

第六十五条の二 第十六条の三第一項の規定による協議に基づき市町村長が行う河川工事又は河川の維持に要する費用は、当該市町村長の統括する市町村の負担とする。この場合において、国及び都道府県は、当該費用のうち改良工事に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

2 前項後段の改良工事により、同項後段の費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、当該費用の一部を負担する都府県は、その受益の限度において、当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

3 第六十三条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第一項後段の規定により国及び都道府県が負担すべき費用又は第二項の規定により利益を受ける都府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、第一項前段の規定により費用を負担する市町村に対して支出しなければならない。

(兼用工作物の費用)

第六十六条 河川管理施設が他の工作物の効用を兼ねる場合においては、当該河川管理施設の管理に要する費用の負担については、河川管理者(第五十九条及び第六十条第二項前段の規定により当該費用を負担する者が、国であるときは国土交通大臣、都道府県であるときは当該都道府県を統轄する都道府県知事とする。以下次条、第六十八条、第七十条及び第七十条の二において同じ。)と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(原因者負担金)

第六十七条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生

じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

(附帯工事に要する費用)

第六十八条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第二十六条第一項の許可に付した条件に特別の定めがある場合及び第九十五条の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第五十九条、第六十条第二項前段及び第六十五条の二第一項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。

2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となつた他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(受益者負担金)

第七十条 河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、国土交通大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。

(特別水利使用者負担金)

第七十条の二 河川管理者は、河川の流水の状況を改善するため二以上の河川を連絡する河川工事で、流水によつて生ずる公害を除却し、又は軽減することのほか、専用の施設を新設し、又は拡張して流水を占用する者(以下この条において「特別水利使用者」という。

一)に対する水の供給を確保することをその目的に含むもの(河川の流水を貯留するための河川管理施設の設置を伴うものを除く。)に要する費用及び当該河川工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用については、当該特別水利使用者が受けることとなること認められる利益の限度において、その者に、その一部を負担させることができる。

2 河川管理者は、前項の河川工事を施行しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係行政機関の長に協議し、及び一級河川に係るものにあつては関係都道府県知事、二級河川に係るものにあつては関係市町村長の意見をきくとともに、当該工事に要する費用及び当該工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用の負担について特別水利使用者の同意を得なければならない。

3 第一項の場合において、負担金の額の算出方法及び負担金の還付に関する事項については、政令で、負担金の徴収方法については、国土交通大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。

4 第一項の河川工事は、関係河川における流水の正常な機能の維持に支障のない範囲内において施行するものとする。

(強制徴収)

第七十四条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等(以下これらを「負担金等」という。)をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者(当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県を統括する都道府県知事

とする。以下この条において同じ。）は、期限を指定して、その納付を督促しなければならぬ。

2 河川管理者は、前項の規定により督促をする場合においては、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならぬ。

3 河川管理者は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金等及び第五項の規定による延滞金を納付しない場合においては、当該負担金等が国の収入となる場合にあっては国税の、都道府県の収入となる場合にあっては地方税の滞納処分等の例により、滞納処分をすることができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 河川管理者は、第一項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

（調査、工事等のための立入り等）

第八十九条 国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、一級河川、二級河川、河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川保全立体区域若しくは河川予定立体区域の指定のための調査又は河川工事、河川の維持その他河川の管理を行うためやむを得ない必要がある場合においては、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならぬ。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による処分により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

（河川の使用等に関する国の特例）

第九十五条 国が行う事業についての第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第三十条第二項、第三十四条第一項、第四十七条第一項、第五十三条の二第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項の規定の適用については、国と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。

（地方公共団体への委託）

第九十九条 河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。

(この法律の規定を準用する河川)

第一百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したものの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

治水特別会計法施行令(昭和三十五年政令第七十号)(抄)

(一般会計からの繰入金の計算上控除する金額)

第二条 法第七条第一項の規定により一般会計から治水勘定に繰り入れる金額の計算上、同条第三項の規定により控除する政令で定める金額は、法第十九条第一項の規定による余剰金の預託によつて生ずる収入、同勘定の不用物品の売払いによる収入その他の附属雑収入のうち、直轄治水事業(法第一条第二項第一号に規定する直轄治水事業をいう。以下同じ。)に関する費用で国庫が負担するもの又は法第一条第二項第二号に規定する事業、工事若しくは事務に関する事務費の財源に充てられるものとして国土交通大臣が財務大臣に協議して定める金額とする。

2 法第七条第二項の規定により一般会計から特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れる金額の計算上、同条第三項の規定により控除する政令で定める金額は、法第十九条第二項の規定による余剰金の預託によつて生ずる収入、同勘定の不用物品の売払いによる収入その他の附属雑収入のうち、多目的ダム建設工事に関する費用で国庫が負担するものの財源に充てられるものとして国土交通大臣が財務大臣に協議して定める金額とする。

河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)(抄)

(操作規則を定めなければならない河川管理施設)

第八条 法第十四条第一項の政令で定める施設は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 洪水を調節する施設
 - 二 流水を分流させる施設
 - 三 内水を排除する施設であつて治水上特に重要なもの
 - 四 洪水の逆流又は高潮その他海水の流入を防止する施設であつて治水上又は利水上特に重要なもの
 - 五 前各号に規定するもののほか、流水の正常な機能を維持する施設であつて治水上又は利水上特に重要なもの
 - 六 舟の通航の用に供する施設
- (一級河川の管理に要する費用の特例負担率に係る大規模な工事)

第三十六条の二 法第六十条第一項の政令で定める大規模な工事は、次に掲げる施設に関する工事でこれに要する費用の額が百二十億円を超えるもの（以下「大規模改良工事」という。）とする。

- 一 貯留量八百万立方メートル以上のダム
- 二 湖沼水位調節施設
- 三 長さ七百五十メートル以上の導水路、放水路又は捷水路
- 四 面積百五十ヘクタール以上の遊水池
- 五 長さ百五十メートル以上の堰又は床止め
- 六 前各号に掲げる施設に類する施設で国土交通大臣が指定するもの

治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）（抄）

（設置）

第一条 治水事業で国が施行するものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

- 一 直轄治水事業（治水事業で国が施行するもののうち次項第四号に規定する多目的ダム建設工事以外のものをいう。以下同じ。）に密接な関連のある工事その他治水のため特に必要のある工事（以下「治水関係受託工事」という。）及び同号に規定する多目的ダム建設工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下「多目的ダム関係受託工事」という。）

二 次項第一号に規定する河川、同項第二号に規定する砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第三条ノ二の規定により砂防設備に関する規定が準用される天然の河岸を含む。）又は同項第三号に規定する地すべり防止区域内にある地すべり防止施設に係る第四項第一号及び第二号に掲げる事業（以下「災害復旧事業等」という。）並びに海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域（以下この号において「港湾区域」という。）、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域（以下この号において「港湾隣接地域」という。））

（及び同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（以下この号において「公告水域」という。）に係る海岸保全区域内にあるものを除く。）に関する工事で国土交通大臣が施行するもの並びにこれらの事業又は工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの管理並びに河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第一項又は海岸法第三十七条の二の規定により国土交通大臣が行う一級河川又は海岸保全区域（港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域を除く。）の管理（災害復旧事業等を除く。）に関する政令で定める事務

三 次項第一号から第三号までに掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）で都道府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金の交付及び次項第一号に掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

四 次項第五号に掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）で独立行政法人水資源機構が施行するものに係る交付金の交付

五 次項各号に掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する

る法律（平成十一年法律第百十七号）第十三条の規定による無利子の貸付け

六 次項第一号から第三号までに掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）の施行に必要な土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及で独立行政法人土木研究所が実施するものに係る出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付

3 前二項の「治水事業」とは、次に掲げる事業で、国が施行するもの、都道府県知事又は市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するもの、独立行政法人水資源機構が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による無利子の貸付けに係るものをいう。

一 河川法第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業（第四号及び第五号に該当するものを除く。）

二 砂防法第一条に規定する砂防設備に関する事業

三 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一号又は第三号に規定する地すべり地域又はぼた山に關して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業

四 特定多目的ダム法（昭和三十三年法律第三十五号）第二条第一項（沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第一百七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する多目的ダムの建設工事（以下「多目的ダム建設工事」という。）に関する事業

五 独立行政法人水資源機構（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号及び第二号イ並びに附則第四条第一項に規定する業務に該当する事業

4 次に掲げる事業は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する治水事業に含まれないものとする。

一 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業

二 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業その他同号の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため、土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

三 地震による地盤の変動のため必要を生じた河川に関する事業で政令で定めるもの

（一般会計からの繰入れ）

第七条 直轄治水事業に関する費用及び第一条第二項第四号に規定する事業に係る交付金で国庫が負担するもの、第一条第二項第二号に規定する事業、工事又は事務に関する事務費、同項第三号に規定する事業に係る負担金及び補助金並びに第四条第二項第五号に規定する貸付金の額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から治水勘定に繰り入れるものとする。

2 多目的ダム建設工事に関する費用で国庫が負担するものの額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れるものとする。

3 前二項の規定による繰入れは、国が北海道又は沖繩県において行なう事業、工事又は事務に関する事務費の額その他政令で定める額に相当する金額を除き、予算の範囲内において、政令で定めるところにより行なうものとする。

(借入金)

第十五条の二 特定多目的ダム建設工事勘定において、多目的ダム建設工事に要する費用のうち、特定多目的ダム法第四条第三項後段の規定により多目的ダムの建設に関する基本計画を変更して定められるダム使用権の設定予定者が負担すべき負担金（政令で定める期間における多目的ダム建設工事に要する費用に係る部分に限る。）の額に相当する費用の財源に充てるため必要があるときは、政令で定めるところにより、特定多目的ダム建設工事勘定の負担において、工事別等の区分により借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

3 特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金で、第一項の規定による借入金に対応するものは、当該借入金の償還金及び利子の財源に充てなければならない。

(余裕金の預託)

第十九条 治水勘定において、支払上現金に余裕があるときは、財政融資資金に預託することができる。

2 特定多目的ダム建設工事勘定において、工事別等の区分に依ずる支払上現金に余裕があるときは、当該区分に従つて、財政融資資金に預託することができる。

特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第百八十八号）（抄）

(法第七条第一項の負担金の額の算出方法)

第一条の二 法第七条第一項の負担金の額は、多目的ダム（法第二条第一項に規定する多目的ダムをいう。以下同じ。）の建設に要する費用（治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）第十五条の二第一項の規定による借入金（以下「借入金」という。）の利息並びに当該費用のうち消費税及び地方消費税に相当する額に係る部分を除く。第八条及び第十条第一項を除き、以下同じ。）の額に基本計画（法第四条第一項に規定する基本計画をいう。以下同じ。）で定めたダム使用権（法第二条第二項に規定するダム使用権をいう。以下同じ。）の設定予定者の負担割合を乗じた額（法第四条第三項後段の規定により基本計画を変更して定められるダム使用権の設定予定者にあつては、その額に、借入金の利息の額に国土交通省令で定めるところにより算定した借入金充当割合を乗じた額を加えた額）並びに当該ダム使用権の設定につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額とし、その負担割合は、分離費用身替り妥当支出法を基準として算定するものとする。ただし、多目的ダムの建設の目的である各用途の緊要度の差が特に著しいと認められる場合その他分離費用身替り妥当支出法を基準とすることが著しく不適当であると認められる場合においては、優先支出法その他国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法を基準として、その負担割合を算定することができる。

(分離費用身替り妥当支出法)

第二条 前条に規定する分離費用身替り妥当支出法は、多目的ダムの建設の目的である各用途について次の各号に掲げる金額を合計した金額をそれぞれの用途についての負担額とする方法とする。

一 分離費用の額

二 身替り建設費及び妥当投資額のうちいずれか少ない金額から多目的ダムの効用を全うするため必要な水路、建物、機械その他の施設

又は工作物（以下「多目的ダムの関連施設」という。）でもつばら当該用途に供されるものの設置に要する費用及び分離費用の額を控除した金額（多目的ダムの建設が完了した時から相当の期間を経過した後には多目的ダム及び多目的ダムの関連施設の効用が発生することとされており、かつ、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める要件を備える用途にあつては、身替り建設費及び受当投資額のうちいずれか少い金額から多目的ダムの関連施設でもつばら当該用途に供されるものの設置に要する費用の額を控除した金額を国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める率で除して得た金額から分離費用の額を控除した金額）を算出し、その金額の合計額に対するその金額の比率をもつて、多目的ダムの建設に要する費用の額から分離費用の額の合計額を控除した金額を算出した金額

2 多目的ダムの関連施設で多目的ダムの建設の目的である二以上の用途に供されるもの（多目的ダムの建設の目的である各用途のすべてに供されるものを除く。）があるときは、前項第二号の規定の適用については、当該各用途につき国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法を基準として当該多目的ダムの関連施設の設置に要する費用をあん分した金額を多目的ダムの関連施設でもつばら当該用途に供されるものの設置に要する費用の額とみなす。

（優先支出法）

第三条 第一条の二に規定する優先支出法は、多目的ダムの建設の目的である各用途の優先順位に従つて、順次、当該用途に係る身替り建設費及び受当投資額のうちいずれか少い金額から多目的ダムの関連施設でもつばら当該用途に供されるものの設置に要する費用を控除した金額を算出し、その金額（第二順位以下の用途については、その金額が多目的ダムの建設に要する費用から先順位の用途について算出されたその金額の合計額を差し引いた残額をこえるときは、その残額）をそれぞれの用途についての負担額とする方法とする。

2 前項に規定する各用途の優先順位は、国土交通大臣が、関係行政機関の長と協議して、当該用途の緊要度に応じて定める。

3 前条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

（分離費用）

第四条 第二条第一項に規定する分離費用は、多目的ダムの建設の目的である各用途について、多目的ダムの建設に要する費用から多目的ダムの建設に替えて当該用途を除く他の用途のすべてに供されるダムでこれらの用途について多目的ダムが有する効用と同等の効用を有するものを設置する場合に要する推定の費用を控除した費用とする。

（身替り建設費）

第五条 第二条第一項第二号及び第三条第一項に規定する身替り建設費は、多目的ダムの建設の目的である各用途について、多目的ダム及び多目的ダムの関連施設に替えて、多目的ダム及び多目的ダムの関連施設が有する効用と同等の効用を有する施設又は工作物を設置する場合に要する推定の費用の額とする。

（受当投資額）

第六条 第二条第一項第二号及び第三条第一項に規定する受当投資額は、多目的ダムの建設の目的である各用途について、多目的ダム及び多目的ダムの関連施設が有する効用を金銭に見積つたものから当該用途のため多目的ダム及び多目的ダムの関連施設の運転及び管理等に要する推定の費用の額を控除した金額を、利子率、耐用年数及び当該用途が発電以外のものである場合において、多目的ダムの関連施設に固定資産税が課せられるときは、その固定資産税率を勘案し、多目的ダムの関連施設について国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の規定の適用があるときは、同法第三条第一項の率を勘案し、当該用途が発電

である場合において、多目的ダムの関連施設に固定資産税が課せられるときは、その固定資産税率と同項の率とを勘案し、多目的ダムの関連施設について同法の規定の適用があるときは、同項の率の十分の五の率を勘案して、それぞれ、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める率で除して得た金額とする。ただし、多目的ダム及び多目的ダムの関連施設の設置の完了前にその設置に要する費用に充てる資金について支払わなければならない利息がある場合においては、その金額を国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める建設利息の率に一を加えた数でさらに除して得た金額とする。

(費用の範囲等)

第八条 法第七条第一項の負担金の額を算出する場合の多目的ダムの建設に要する費用の範囲は、多目的ダム及び多目的ダムの関連施設で多目的ダムの建設の目的である各用途のすべてに供されるものの設置のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、事務取扱費、実施計画調査費及び災害復旧費並びに附属諸費並びに借入金の利息とする。

2 法第九条第一項の規定により国土交通大臣が負担させる同条同項の負担金又は河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六十七条若しくは第六十八条第二項の負担金があるときは、その負担金に相当する額を前項の多目的ダムの建設に要する費用の額から控除するものとする。

(都道府県の負担額から控除する負担金等)

第十条 法第八条の多目的ダムの建設に要する費用の額からその額を控除する政令で定める負担金は、法第九条及び第十条並びに河川法第六十七条及び第六十八条第二項の負担金とする。

2 法第八条の都道府県が収納する政令で定める負担金は、法第九条及び第十条の負担金とする。

(負担金の徴収を受ける者の範囲)

第十一条の二 法第九条第一項の規定により国土交通大臣が負担金を徴収する場合における同条同項の負担金（以下この条から第十一条の五までにおいて「負担金」という。）の徴収を受ける者は、当該多目的ダムの基本計画の作成の公示の日又は同日後当該多目的ダムの建設の完了の公示の日までの間において、当該多目的ダムの建設される河川（当該河川の流水の流入により流量の増加する他の河川を含む。）の流水を利用して発電事業を営むことについて、河川法第二十三条の規定による許可を受けている者で、当該多目的ダムの建設により当該発電事業に係る発電所の出力及び電力量の増加による利益を受けることが基本計画により明らかであるものであり、かつ、当該利益について次の要件を備えるものとする。

一 第六条に規定する受当投資額を算出する方法を基準として国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により当該利益を金銭に見積つた額（以下「受益額」という。）が、基本計画の作成の際公示された当該多目的ダムの建設に要する費用の額に千分の一を乗じた額を超えるものであること。

二 当該利益に係る発電事業を営むことについて、河川法第二十三条の規定による許可を受けていること又は受ける見込みが十分であること。

(負担金の決定)

第十一条の三 国土交通大臣は、負担金を徴収しようとするときは、負担金の額を決定し、負担金の徴収を受ける者に通知するものとする。

(負担金の取消し及び変更)

第十一条の四 国土交通大臣は、次の各号の一に該当するときは、前条の決定を取り消すものとする。

一 基本計画が廃止されたとき。

二 基本計画の変更により、負担金の徴収を受ける者が多目的ダムの建設による利益を受けなくなつたとき。

三 基本計画の変更により、受益額が第十一条の二第一号に該当しなくなつたとき。

四 当該多目的ダムの建設の完了の公示の日までの間において、第十一条の二に規定する許可が取り消されたとき、又は同条第二号に規定する許可を受けることができなくなつたとき。

2 国土交通大臣は、基本計画の変更により受益額に変更を生じたとき（前項第三号に該当する場合を除く。）は、前条の決定を変更するものとする。

（負担金の徴収）

第十一条の五 負担金は、第十一条の三に規定する通知があつた日以後当該多目的ダムの建設の完了の公示の日までの間において、毎年度、国土交通大臣が当該年度の事業計画に応じて定める額を、国土交通大臣が当該年度の資金計画に基づいて定める期日に徴収するものとする。

2 第十一条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日の属する年度以後の年度に属する場合には、前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、別に徴収の期日及び当該期日に徴収すべき負担金の額を定めることができる。

特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「多目的ダム」とは、国土交通大臣が河川法第九条第一項の規定により自ら新築するダムで、これによる流水の貯留を利用して流水が発電、水道又は工業用水道之用（以下「特定用途」という。）に供されるものをいい、余水路、副ダムその他ダムと一体となつてその効用を全うする施設又は工作物（もつぱら特定用途に供されるものを除く。）を含むものとする。

2 この法律において「ダム使用权」とは、多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利をいう。

（基本計画）

第四条 国土交通大臣は、多目的ダムを新築しようとするときは、その建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならぬ。

2 基本計画には、新築しようとする多目的ダムに関し、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 建設の目的
- 二 位置及び名称
- 三 規模及び型式
- 四 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項
- 五 ダム使用权の設定予定者
- 六 建設に要する費用及びその負担に関する事項

七 工期

八 その他建設に関する基本的事項

3 次の各号に掲げる要件に該当する多目的ダムに関する基本計画の作成又は変更の際、発電の用以外の特定用途の全部又は一部についてダム使用権の設定予定者を定めることができない特別の事情があり、かつ、当該基本計画の作成後政令で定める期間内にこれを定めることができる見込みが十分であるときは、当該特定用途に係る前項各号に掲げる事項については、その際定めることができる限度において基本計画に定めれば足りる。この場合においては、国土交通大臣は、当該ダム使用権の設定予定者を定めることができることとなつた後、遅滞なく、当該基本計画を変更して、必要な事項を定めなければならない。

一 当該多目的ダムにより、洪水等による災害の発生を防止し若しくは軽減し、又は流水の正常な機能を維持し若しくは増進する緊急の必要があること。

二 発電の用以外の特定用途に係る水の需要が十分にあり、かつ、当該多目的ダムによりその供給を確保する緊急の必要があること。

4 国土交通大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及び基本計画に定められるべき、又は定められたダム使用権の設定予定者の意見をきかなければならない。この場合において、関係都道府県知事は、意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

5 国土交通大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止したときは、すみやかに、その旨を公示するとともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及びダム使用権の設定予定者に通知しなければならない。

(建設費の負担)

第七条 ダム使用権の設定予定者は、多目的ダムの建設に要する費用のうち、建設の目的である各用途について、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該用途に供することによつて得られる効用から算定される推定の投資額及び当該用途のみに供される工作物でその効用と同等の効用を有するもの設置に要する推定の費用の額並びに多目的ダムの建設に要する費用の財源の一部に借入金が充てられる場合においては、支払うべき利息の額を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。

2 (略)

(受益者負担金)

第九条 多目的ダムの建設によつて著しく利益を受ける者がある場合において、その者が流水を政令で定める用途に供する者であるときは国土交通大臣、その他の者であるときは都道府県知事は、その利益を受ける限度において、多目的ダムの建設に要する費用の一部を負担させることができる。

2 (略)

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「適用団体」とは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したも

の三分の一の数値（以下「財政力指数」という。）が、〇・四六に満たない都道府県をいう。

2（略）

（国の負担割合の算定方法等）

第三条 開発指定事業に係る経費に対する国の負担割合は、当分の間、適用団体ごとに当該開発指定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に次の式により算定した数（小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」という。）を乗じて算定するものとする。

$1 + 0.25 \times (0.46 - \text{当該適用団体の財政力指数}) \div (0.46 - \text{財政力指数が最少の適用団体の当該財政力指数})$

2～4（略）

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

2～4（略）

（国庫負担率）

第四条 前条の規定により地方公共団体に対し国が費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、当該地方公共団体について、その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害につき、第七条の規定により決定された災害復旧事業費の総額を左の各号に定める額に区分して通次に当該各号に定める率を乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の総額に対する率による。この場合において、その率は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

一 当該地方公共団体の当該年度（災害の発生した年の四月一日の属する会計年度をいう。以下本条及び第八条の二において同じ。）の標準税収入の二分の一に相当する額までの額については、三分の二

二 当該地方公共団体の当該年度の標準税収入の二分の一をこえ二倍に達するまでの額に相当する額については、四分の三

三 当該地方公共団体の当該年度の標準税収入の二倍をこえる額に相当する額については、四分の四

2 前項の災害復旧事業費の総額には、前条各号に掲げる施設に関する災害復旧事業で、国が施行するもの（北海道における災害復旧事業で国がその費用の全額を負担するものを除く。）の事業費（二以上の地方公共団体がそれぞれ事業費の一部を負担する場合においては、それぞれの団体について、その負担割合に応じその負担に係る事業の事業費をあん分した額）及び地方公共団体の組合又は港務局の施行するものの事業費で、組合又は港務局を組織するそれぞれの地方公共団体の負担すべきものを含むものとする。

3 地方公共団体の組合又は港務局の行う災害復旧事業の事業費に対して国が前条の規定により費用の一部を負担する場合における当該事業費に対する国の負担率は、当該組合又は港務局を組織する地方公共団体が当該組合の規約又は港務局の定款で災害復旧事業費の分担について定めた割合を、第一項の規定により算定した当該地方公共団体に対する国の負担率に乗じたものとする。

（連年災害における国庫負担率の特例）

第四条の二 その年の十二月三十一日までの三年間に発生した災害について第七条の規定により決定された災害復旧事業費の総額がその

三年間の各四月一日の属する会計年度の標準税収入の合計額をこえる地方公共団体について、その年の一月一日から十二月三十一日まで発生した災害に係る災害復旧事業費に対する国の負担率を定める場合においては、前条第一項第二号中「二倍」とあるのは「標準税収入」と、同項第三号中「標準税収入の二倍」とあるのは「標準税収入」と読み替えて、同条の規定を適用するものとする。

(災害復旧事業費の決定)

第七条 第三条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業及び第五条に規定する国が施行する災害復旧事業の事業費は、地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して主務大臣が決定する。

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（抄）

(買収の対象)

第四十四条 国は、自作農を創設し、又は自作農の経営を安定させるため必要があるときは、第四十六条から第五十四条までの規定に従い、左に掲げるものを買収することができる。

一 開発して農地とすることが適当な土地及びその土地について耕作の事業を行うべき自作農が採草放牧地、薪炭林、防風林、道路、水路、ため池、宅地等として利用する必要がある土地

二 国が所有する前号に該当する土地に関する担保権以外の権利

三 第一号に該当する土地附近の農地でこれらの土地とあわせて開発する必要があるもの

四 第一号又は前号に該当する土地の上にある立木又は建物その他の工作物でこれらの土地の開発後の利用上必要なもの

五 第一号又は第三号に該当する土地の開発後の利用上必要な水の使用に関する権利

2 前項第一号の規定により買収する土地は、傾斜、土性その他の条件が政令で定める基準に適合し、且つ、これを農業のために利用することが国土資源の利用に関する総合的な見地から適当であると認められるものでなければならない。

(買収すべき土地等の調査)

第四十六条 都道府県知事は、第四十四条第一項第一号に該当する土地で自作農の創設又はその経営の安定の目的に供することを相当とするものがあると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、その土地の傾斜、土性等の自然的条件及びその土地に係る同項第三号から第五号まで（国が所有する土地については同項第二号から第五号まで）に掲げる土地等を調査しなければならない。

(都道府県農業会議への諮問)

第四十七条 都道府県知事は、前条の規定による調査をしたときは、その調査に係る土地等を国が買収することの適否について、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

(買収すべき土地等の選定及び意見書の提出等)

第四十八条 都道府県知事は、前条の規定による諮問に対し、国が買収することが適当である旨の答申があつたときは、次に掲げる事項を定め、これを公示するとともに、農業委員会に通知しなければならない。

一 土地についてはその区域、土地以外のものについてはその種類及び所在

二 買収することが適当である理由

三 土地の利用予定の概要

2 農業委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して十日間、その事務所で、その通知の内容を記載した書類を縦覧に供しなければならない。

3 農業委員会は、前項の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その土地等の所有者にその旨を通知しなければならない。この場合において、通知ができないときは、その旨を公示して通知に代えることができる。

4 第一項の土地等の所有者、農業委員会その他その土地等の買収について意見がある者は、第二項の規定による公示の日の翌日から起算して三十日以内に都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、第八十五条第一項の規定による異議申立てをした者は、この限りでない。

5 都道府県知事は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、その意見書の内容を都道府県農業会議に通知し、その土地等を国が買収することの適否について、同項の期間満了後、更に都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。ただし、意見書を提出した後には第八十五条第一項の規定による異議申立てをした者の当該意見書については、この限りでない。

6 都道府県知事は、前項の規定による諮問に対し、その土地等の全部又は一部について、これを国が買収することが不適当である旨の答申があつたときは、その答申に従い、第一項の規定による公示を取り消し、又はこれを変更しなければならない。

(土地の形質の変更等の制限)
第四十九条 前条第一項の規定による公示があつたときは、その公示に係る土地の形質を変更し、又はその公示に係る立木若しくは工作物を除去し、若しくは損壊してはならない。但し、その公示の日から起算して三箇月を経過した場合及び農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(買収令書の交付及び縦覧)
第五十条 都道府県知事は、第四十八条第四項の期間が満了したとき(その期間内に同項の規定による意見書の提出があつた場合又は第八十五条第二項の期間内に同条第一項の規定による異議申立てがあつた場合には、第四十八条第五項又は第八十五条第五項の規定による諮問に対し都道府県農業会議から国が買収することが適当である旨の答申があつたとき)は、その土地等につき次に掲げる事項を記載した買収令書を作成し、これをその土地等の所有者に、その謄本を農業委員会に交付しなければならない。

一 土地等の所有者の氏名又は名称及び住所
二 土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容

三 買収の期日
四 対価

五 対価の支払の方法(次条第二項の規定により対価を供託する場合には、その旨)
六 その他必要な事項

2 都道府県知事は、前項の規定により買収令書を作成する場合において、買収すべき土地等の上に先取特権、質権又は抵当権があるときは、その権利を有する者に対し、農林水産省令で定めるところにより、対価の供託の要否を二十日以内に都道府県知事に申し出るべき旨を通知しなければならない。この場合には、買収令書及びその謄本の交付は、その期間経過後にしなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による買収令書の交付をすることができないときは、その内容を公示して交付に代えることができる。
- 4 農業委員会は、買収令書の謄本の交付を受けたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して二十日間、その事務所でこれを縦覧に供しなければならない。

(対価)

- 第五十一条 前条第一項第四号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。
- 2 買収すべき土地等の上に先取特権、質権又は抵当権がある場合には、その権利を有する者から前条第二項の期間内に、その対価を供託しないでもよい旨の申出があつたときを除いて、国は、その対価を供託しなければならない。
- 3 国は、前項に規定する場合の外、左に掲げる場合にも対価を供託することができる。
 - 一 対価の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合
 - 二 対価の支払を受けるべき者が確知することができない場合
 - 三 差押又は仮差押により対価の支払の禁止を受けた場合

(効果)

- 第五十二条 国が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令書に記載された対価の支払又は供託をしたときは、その期日に、その買収の目的となつた第四十四条第一項第一号若しくは第三号の土地の所有権、同項第四号の立木若しくは工作物の所有権又は同項第五号の権利は、国が取得し、同項第二号の権利は、消滅する。
 - 2 前項の規定により国が第四十四条第一項第一号若しくは第三号の土地又は同項第四号の立木若しくは工作物の所有権を取得したときは、その土地、立木又は工作物に関する所有権以外の権利は、その時に消滅する。
 - 3 前項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権を有する者は、前条第二項若しくは第三項の規定により供託された対価に対してその権利を行うことができる。
 - 4 国が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令書に記載された対価の支払又は供託をしないときは、その買収令書は、効力を失う。
 - 5 第十三条第四項の規定は、第一項及び前項の場合に準用する。
- (補償金の交付)
- 第五十三条 国は、前条第二項の規定により消滅した権利（先取特権、質権及び抵当権を除く。）でその土地等に係る第四十八条第一項の公示の時に存したものをその権利の消滅の時に有していた者に対し、政令で定めるところにより算出した額の補償金を交付する。
 - 2 前項の規定による補償金の交付の手続は、農林水産省令で定める。
- (電線路施設用地の特例)
- 第五十四条 第五十二条第一項の規定により国が取得した土地につきその取得の時に電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二條第一項第十号に規定する電気事業者（以下「電気事業者」という。）のために電線路の施設（電線の支持物を除く。以下この条で同様とする。）を目的とする地役権又は電線の支持物の設置を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利があるときは、第五十二条第二項の規定にかかわらず、これらの権利は、消滅しない。
 - 2 第五十二条第一項の規定により国が取得した土地が、その取得の時に電気事業者が所有権、地上権、賃借権又は使用貸借による権利

に基き電線路の施設の用に供していたものである場合には、その取得の時に、その電気事業者のためにその電線路の施設を目的として、その土地を承役地とし、その電線路に近接する発電所、変電所、開閉所又は電線の支持物の用地でその電気事業者が所有するものを要役地とする地役権が設定されたものとみなす。この場合において、従前の権利に存続期間の定があるときは、地役権の存続期間は、従前の権利の残存期間とする。

3 前項の地役権は、承役地の所有者が工作物の設備その他電線路の施設の妨げとなる行為をしないことを内容とする。

4 第二項の規定による地役権の設定は、その登記がなくても、その承役地が電線路の施設の用に供されている限り、その承役地の所有権を取得した者にこれをもつて対抗することができる。

5 第二項の規定により地役権が設定された場合において、その設定の時にその要役地が抵当権の目的である工場財団、鉄道財団又は軌道財団に属しているときは、その地役権は、その抵当権の目的となるものとする。

(被使用者の買収請求)

第五十八条 前条の規定による土地若しくは施設の使用が三年以上にわたるとき又はその使用によつてその土地若しくは施設を従来用いた目的に供することが著しく困難となるときは、その土地又は施設の所有者は、政令で定めるところにより、国に対し、その買収を請求することができる。

2 (略)

(売り渡すべき土地等)

第六十一条 国は、左に掲げるものを次条から第六十七条までに規定する手続に従い、売り渡すことができる。

一 第四十四条第一項の規定により買収した土地等

二 第五十八条第一項の規定に基き請求により買収した土地又は施設

三 第七十二条の規定により買収した土地等

四 所管換又は所屬替を受けて第七十八条第一項の規定により農林水産大臣が管理する土地等

五 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)により農林水産大臣が造成した埋立地(土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業によつて生じたものを除く。以下同様とする。)

(土地配分計画)

第六十二条 前条の規定による土地等の売渡は、土地配分計画に基いて行うものとする。

2 前項の土地配分計画は、政令で定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事が地区ごとに作成する。

3 前項の規定により土地配分計画を作成した地区については、都道府県知事(政令で定める地区については、農林水産大臣)は、その所在、予定売渡口数及び予定売渡面積を公示しなければならない。

(買受予約申込書の提出)

第六十三条 前条第三項の規定による公示があつた地区内の第六十一条に掲げる土地等を買受ける者は、農林水産省令で定める買受予約申込書をその者の住所の所在地を管轄する市町村長を経由して、その土地等の属する地域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の買受予約申込書は、前条第三項の規定による公示の日から起算して三十日以内に前項の市町村長に到達するように提出しな

ればならない。

(売渡予約書の交付)

第六十四条 都道府県知事は、前条の規定により買受予約申込書の提出をした者で自作農として農業に精進する見込みのあるものうちから都道府県農業会議の意見を聴いて適当と認められる者を選定し、その者に農林水産省令で定める売渡予約書を交付する。ただし、その地区内で農業を営む者の生活上必要で欠くことができない業務に従事する者又は農業協同組合、農事組合法人、土地改良区若しくは市町村その他の地方公共団体から前条の規定により買受予約申込書の提出があつた場合において、都道府県知事が都道府県農業会議の意見を聴いてその者に売り渡すことを相当と認めるときは、これらの者に対しても売渡予約書を交付することができる。

(買受の申込)

第六十五条 前条の規定による売渡予約書の交付を受けた者は、農林水産省令で定めるところにより、その土地等の属する市町村の区域に設置された農業委員会に買受申込書を提出しなければならない。

(農業委員会の関係書類の送付)

第六十六条 農業委員会は、前条の規定による買受申込書の提出があつたときは、その者に売り渡すべき土地等を定め、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に送付しなければならない。

一 売渡しの相手方の氏名又は名称及び住所

二 売り渡すべき土地についてはその面積及び所在の場所、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容

三 その他農林水産省令で定める事項

(売渡通知書)

第六十七条 都道府県知事は、前条の規定により送付された書類に記載されたところに従い、次に掲げる事項を記載した売渡通知書を作成し、これを売渡しの相手方に、その謄本をその農業委員会に交付しなければならない。

一 前条第一号及び第二号に掲げる事項

二 その土地等の用途

三 売渡しの期日

四 対価

五 対価の支払の方法

六 その地区における農地とすべき土地の開墾を完了すべき時期

七 その他必要な事項

2 前項第四号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

3 第四十条から第四十三条までの規定は、第一項の規定による売渡について準用する。

(売り渡した土地等の買戻)

第七十二条 国は、第六十一条の規定により土地等の売渡を受けた者又はその一般承継人が左の各号の一に該当した場合は、その土地等を買取することができる。但し、第六十七条第一項第六号の時期到来後三年を経過したときは、この限りでない。

- 一 前条の規定による検査の結果、開墾して農地とすべき土地の開墾を完了していないことが明らかとなった場合
 - 二 前条の規定による検査の結果、その土地等を売渡通知書に記載された用途に供していないことが明らかとなった場合
 - 三 前条の規定による検査の期日前に、その土地等を売渡通知書に記載された用途にみずから供することをやめた場合、又はやめる旨を都道府県知事に申し出た場合
 - 2 前項の規定による買収は、都道府県知事がその者に対し、左に掲げる事項を記載した買収令書を交付して行う。
 - 一 土地等の所有者の氏名又は名称及び住所
 - 二 土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容
 - 三 買収の期日
 - 四 対価
 - 五 対価の支払の方法（第四項で準用する第五十一条第二項の規定により対価を供託する場合には、その旨）
 - 六 その他必要な事項
 - 3 前項第四号の対価は、その土地等を第六十一条の規定により売り渡したときの対価に相当する額とする。
 - 4 第五十条第二項及び第三項、第五十一条第二項及び第三項並びに第五十二条から第五十五条までの規定は、第一項の規定による買収について準用する。

（買収した土地、立木等の管理）

第七十八条 国が第九条第一項若しくは第二項、第十四条第一項（第十五条第二項、第十五条の三第十項及び第十六条第二項で準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十五条の三第一項若しくは第二項、第四十四条第一項、第五十六条第一項、第五十九条第一項若しくは第七十二条第一項の規定により買収し、第十六条第一項の規定に基づく申出により買収し、第三十三条第一項若しくは第三十四条第一項の規定に基づく申出により買収し、第五十五条第三項（第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項で準用する場合を含む。）若しくは第五十八条第一項の規定に基づく請求により買収し、又は第七十四条の二第一項の条件に基づき返還を受けた土地、立木、工作物及び権利、公有水面埋立法により農林水産大臣が造成した埋立地並びに国有財産である土地、立木、工作物及び権利であつて、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するために、所管換又は所属替を受けたものは、農林水産大臣が管理する。
 - 2 前項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。
 - 3 第一項の規定により農林水産大臣が管理する国有財産につき国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十二条第一項の規定により備えなければならぬ台帳の取扱いについては、政令で特例を定めることができる。
 - 4 第一項の規定により農林水産大臣が管理する土地、立木、工作物及び権利の使用料の徴収については、第四十二条の規定を準用する。
- 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

2 この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行なう次に掲げる事業をいう。

一 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設（以下「土地改良施設」という。）の新設、管理、廃止又は変更（あわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業及び土地改良施設の新設又は変更（当該二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業を含む。）とこれにあわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する次号の区画整理、第三号の農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業とを一体とした事業を含む。）

二 区画整理（土地の区画形質の変更の事業及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする次号の農用地の造成の工事又は農用地の改良若しくは保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。）

三 農用地の造成（農用地以外の土地の農用地への地目変換又は農用地間における地目変換の事業（埋立て及び干拓を除く。）及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更の工事その他農用地の改良又は保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。）

四 埋立て又は干拓

五 農用地又は土地改良施設の災害復旧

六 農用地に関する権利並びにその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合七その他農用地の改良又は保全のため必要な事業

（土地改良事業に参加する資格）

第三条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者

二 農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令の定めるところにより、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、その他の場合にあつては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者

三 農用地以外の土地であつて所有権に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者四農用地以外の土地であつて所有権以外の権原に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その権原に基づき使用及び収益をする者が、政令の定めるところにより、その所有者の同意を得て農業委員会に対し当該土地改良事業に参加すべき旨を申し出た場合にあつては、その者、その他の場合にあつては、その所有者

2 前項第二号の所有者及び権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者が、政令の定めるところにより、合意によつてその資格を交替す

べき旨を農業委員会に申し出、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認したときは、その承認のあつた時にその資格が交替するものとする。同項第四号の所有者並びに権原に基づき使用及び収益をする者が、政令の定めるところにより、合意によつてその資格を交替すべき旨を農業委員会に申し出た場合も、また同様とする。

3 前二項の規定の適用については、貸與人又は貸主が、疾病その他農林水産省令で定める事由によつて当該農用地につき自ら耕作又は養畜の業務を営むことができないため、一時その農用地を他人に貸し付け、その耕作又は養畜の業務の目的に供した場合において、農業委員会が、政令の定めるところにより、その貸與人又は貸主が近く自ら耕作又は養畜の業務を営むものと認め、かつ、これを相当と認めるときは、その貸與人又は貸主をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

4 第一項又は第二項の規定の適用については、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する法人をいう。以下同じ。）がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地保有合理化法人がその借り受けている農用地を農地保有合理化事業（同条第二項に規定する農地保有合理化事業をいう。）の実施により貸し付けるまでの間一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令の定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地保有合理化法人をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

5 第一項の規定の適用については、第九十四条の八第七項（第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十八条第一項の規定により土地を使用する者は、その土地が農用地である場合にあつては、その農用地につき所有権に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなし、その土地が農用地以外の土地である場合にあつては、その土地の所有者とみなす。

6 第五十条第一項の道路等の用に供している土地の所有者としての国若しくは地方公共団体又は前項に規定する土地の所有者としての国には、第一項の規定を適用しない。

7 換地計画において換地を定められない従前の土地若しくは換地計画において第七条第四項の非農用地区域内に換地を定めた従前の土地若しくはその換地の所有者若しくはこれらの土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者、第五十三条の二第一項若しくは第五十三条の二の三第一項（これらの規定を第八十九条の二第三項及び第九十六条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により指定された土地（第五十三条の二の三第一項の規定により指定された土地にあつては、換地を定められない土地として指定されたものに限る。）の所有者若しくは当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者又は第五十四条の二第五項（第八十九条の二第十項及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定により土地を取得した者（第五十三条の三の二第一項第一号（第八十九条の二第三項及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）に掲げる土地を取得した者を除く。）には、これらの者としては、第一項の規定を適用しない。

8 第五条第六項又は第七項（これらの規定を第四十八条第九項（第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十五条の三第四項及び第十項、第八十七条の二第十項、第八十七条の三第六項並びに第九十六条の二第五項において準用する場合を含む。）の承認又は同意に係る土地（承認に係る土地にあつては、農用地及び第五十条第一項の道路等の用に供されている土地並びにこれらの土地以外の土地で、その承認に際し、その承認をした行政庁又は地方公共団体が農用地として利用する旨を農業委員会に申し出たものを除き、同意に係る土地にあつては、その同意に際し、その同意をした第一項第三号又は第四号に該当する者が、（当該土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者が他に存するときは、その者の同意を得て、）農用地

として利用する旨を農業委員会に申し出た土地を除く。以下「特定用途用地」という。）についての第一項第三号又は第四号に該当する者には、当該特定用途用地又は当該特定用途用地を従前の土地とする換地についての同項第三号又は第四号に該当する者としては、同項の規定を適用しない。

（申請）

第八十五条 第三条に規定する資格を有する十五人以上の者は、政令の定めるところにより、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る土地改良事業を国又は都道府県が行うべきことを、国が行うべきもの（以下「国営土地改良事業」という。）にあつては農林水産大臣に、都道府県が行うべきもの（以下「都道府県営土地改良事業」という。）にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

2）9（略）

第八十五条の二 市町村は、農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第一項又は第九条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）を達成するため必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、その農業振興地域整備計画に定める土地改良事業を国又は都道府県が行うべきことを、（その土地改良事業の施行に係る地域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、当該関係市町村が共同して、）国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

2）10（略）

第八十五条の三 土地改良区は、政令の定めるところにより、次に掲げる土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の事業（以下この条及び第八十七条の二第四項において「施設更新事業」という。）を国又は都道府県が行うべきことを、（その土地改良施設（第二号に掲げる土地改良施設に係る施設更新事業にあつては、当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する第一号に掲げる土地改良施設。次項及び第八十七条の二第四項において「土地改良区管理施設」という。）を二以上の土地改良区が管理する場合にあつては、当該二以上の土地改良区が共同して、）国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、総会の議決を経て、それぞれ申請することができる。

一 土地改良区が管理する土地改良施設

三 前号に掲げる土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設で国、都道府県又は市町村が管理するもの

2）5（略）

6 土地改良区は、第一項の規定による申請をしようとする場合において、当該申請に係る施設更新事業と一体となつてその効果が生じ又は増大する他の土地改良事業（施設更新事業を除く。）であつて、当該申請に係る施設更新事業と併せてその土地改良事業を行うことにより当該施設更新事業及びその土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その土地改良事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかなもの（以下この項及び次項において「関連施行事業」という。）があるときは、政令の定めるところにより、当該申請に併せて、その関連施行事業を国又は都道府県が行うべきことを、総会の議決を経て、申請することができる。

7）11（略）

第八十五条の四 地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農地保有合理化法人（以下「地方公共団体等」という。）は、

政令の定めるところにより、当該地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益している土地で当該地方公共団体等の第三条に規定する資格に係るもの（農用地であつて、その農用地につき第三条第四項の規定により農地保有合理化法人が耕作又は養畜の業務を営む者とみなされるものを含む。以下「地方公共団体等有資格地」という。）についての第二条第二項第三号に掲げる事業（以下「農用地造成事業」という。）を国又は都道府県が行うべきことを、（当該地方公共団体等有資格地について第三条に規定する資格を有する地方公共団体等が二以上ある場合にあつては、当該関係地方公共団体等が共同して、）国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

2 4 （略）

（申請によらない土地改良事業）

第八十七条の二 国又は都道府県は、第八十五条第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は第八十五条の四第一項の規定による申請によつて行う土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる土地改良事業を行うことができる。

一 農地法第六十一条各号に掲げる土地（農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）第六条第一項の規定により、農地法第四十条第一項の規定によつて買収したものとみなされる土地を含む。）についての農用地造成事業

二 第二条第二項第四号に掲げる事業

三 第二条第二項第一号又は第五号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業にあつては土地改良施設の新設、管理、廃止又は変更に係るもの、同項第五号に掲げる事業にあつては土地改良施設の災害復旧に係るものに限る。）であつて次に掲げるもの

イ 前二号の事業に附帯してその施行に係る地域の近傍の土地について行うもので、その施行によりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められるもの

ロ その事業による受益の範囲が広く、その工事に高度の技術を必要とする等その事業の性質又は規模に照らして適当と認められるもの

ハ 他の公共の利益となる事業と併せて行うことを相当とする等国土資源の総合的な開発又は保全の見地から適当と認められるもの
2 10 （略）

（国営土地改良事業の負担金）

第九十条 国は、政令の定めるところにより（国営土地改良事業が廃止された場合にあつては、農林水産大臣が当該廃止に係る国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県の知事と協議して定めるところにより）、国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県に、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、国営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものから、その者の受ける利益を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

3 第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業（公有水面埋立法により行うものその他国の所有に属する土地について行うものに限る。以下同じ。）に係る第一項の規定による負担金については、前項の規定によるほか、都道府県は、政令の定めるところ

ころにより、条例で、第九十四条の八第五項（第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により土地を取得した者から当該負担金の全部又は一部を徴収することができる。

4 前二項に掲げる者が国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、都道府県は、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収することができる。

5 12 (略)

農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）（抄）

（措置法による買収等の経過規定）

第二条 左に掲げる土地、権利又は立木、工作物その他の物件で農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の施行の時までに買収又は使用の効力が生じていないものは、なお従前の例により買収し、又は使用するものとする。

一 旧自作農創設特別措置法（以下「措置法」という。）第六条第五項の規定による公告があつた農地買収計画に係る農地

二 措置法第十五条第三項で準用する同法第六条第五項の規定による公告があつた買収計画に係る農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地又は建物

三 措置法第三十一条第四項（同法第三十八条第二項で準用する場合を含む。）の規定による公告があつた未墾地買収計画に係る土地、権利、立木又は建物その他の工作物

四 措置法第三十七条第二項で準用する同法第三十一条第四項の規定による公告があつた買収計画に係る土地（その土地の上にある立木を含む。）

五 措置法第四十条の四第四項の規定による公告があつた牧野買収計画に係る採草放牧地、立木、建物その他の工作物又は権利

2 農地法の施行前に措置法第三条、第十五条、第三十条、第三十三条第二項、第三十六条第一項、第三十七条又は第四十条の二の規定により買収し、又は使用した土地、権利又は立木、工作物その他の物件及び前項の規定により買収し、又は使用した土地、権利又は立木、工作物その他の物件の買収又は使用に関する効果、対価又は報償金の支払、損失の補償、異議の申立、訴願、訴訟、登記、土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）の適用等については、なお従前の例による。

3 農地法の施行前に措置法第二十三条の規定により交換された農地及び農地法の施行前に措置法第二十八条（同法第二十九条第二項及び第四十一条第四項で準用する場合を含む。）の規定により政府が買い取つた土地、立木又は建物の登記及び土地台帳法の適用については、なお従前の例による。

（譲渡令による譲渡の経過規定）

第四条 農地法の施行前に旧自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（以下「譲渡令」という。）第二条第一項の規定による譲渡令書の交付があつた土地物件又は権利の譲渡に関する効果及びその譲渡に伴う同法第三条第三項の支払金の徴収、訴願、登記、土地台帳法の適用等については、なお従前の例による。

（国有未墾地等の管理及び売渡）

第六条 左に掲げるもので農地法の施行の際措置法第四十六条第一項の規定により農林大臣が現に管理しているもの、第二条第一項第三

号の規定により国が取得した土地、権利、立木又は建物その他の工作物及び第四条の規定により国が取得した土地物件（農地及び採草放牧地を除く。）又は権利は、農地法第五十五条、第五十九条、第三章第二節及び第四章の規定の適用については、国が同法第四十四条第一項の規定により買収したものとみなす。

一 措置法第三十条第一項、第三十三条第二項（同法第四十条の五第一項で準用する場合を含む。）又は同法第三十六条の規定により買収した土地、権利又は立木、工作物その他の物件

二 措置法第四十条の二第一項の規定により買収した採草放牧地で同法第四十条の六第一項の規定による指定があつたもの

三 措置法第四十条の二第六項の規定により買収した立木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利で前号の採草放牧地に係るもの

四 第一号又は第二号に掲げる土地で措置法第四十一条第四項で準用する同法第二十八条の規定により国が買い取つたもの

五 措置法第四十一条第一項第三号の規定による決定があつた土地物件

2 左に掲げる土地（その土地の上にある立木を含む。以下この項で同様とする。）で農地法の施行の際農林大臣が措置法第四十六条第一項の規定により現に管理しているもの及び第二条第一項第四号の規定により国が買収した土地は、農地法第六十九条及び第七十八条の規定の適用については、同法第五十九条の規定により買収したものとみなす。

一 措置法第三十七条第一項の規定により買収した土地

二 措置法第四十一条の三第一項の規定により売り渡すべきものと決定された土地

不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）（抄）

第二十五条 登記八法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外当事者ノ申請又ハ官庁若クハ公署ノ囑託アルニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス

（略）

第二十八条ノ二 滞納処分ニ因ル差押ノ登記ヲ囑託スル場合ニ於テ必要アルトキハ官庁又ハ公署ハ登記名義人又ハ相続人二代ハリ不動産ノ表示若クハ登記名義人ノ表示ノ変更又ハ相続ニ因ル権利移転ノ登記ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第二十八条ノ三 第四十六条ノ二、第五十一条第三項、第六十条ノ二及ヒ第六十五条ノ規定ハ前条ノ登記ニ之ヲ準用ス

第二十九条 官庁又ハ公署ハ登記権利者ノ請求アリタルトキハ遅滞ナク囑託書ニ公売処分ニ因ル権利移転ヲ証スル書面ヲ添附シテ左ノ登記ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

一 公売処分ニ因ル権利移転ノ登記

二 公売処分ニ因リ消滅シタル権利ノ登記ノ抹消

三 滞納処分ニ関スル差押ノ登記ノ抹消

第三十条 官有不動産又ハ地方公共団体ノ所有ニ係ル不動産ニ関スル権利ニ付キ為スヘキ登記ハ登記権利者ノ請求ニ因リ官庁若クハ公署ヨリ遅滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ証スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第三十一条 官庁又ハ公署力不動産ニ関スル権利ヲ取得シタルトキハ其ノ権利ニ付キ為スヘキ登記ハ其官庁又ハ公署ヨリ遅滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ証スル書面及ヒ登記義務者ノ承諾書ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

官庁又ハ公署力取得シタル不動産ニ関スル権利ノ変更又ハ処分ノ制限ニ付キ為スヘキ登記ハ官庁又ハ公署力登記権利者ナルトキハ職權ヲ以テ、登記義務者ナルトキハ登記権利者ノ請求ニ因リ官庁又ハ公署ヨリ遅滞ナク嘱託書ニ登記原因ヲ証スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス但官庁又ハ公署力登記権利者ナルトキハ登記義務者ノ承諾書ヲモ添附スルコトヲ要ス

官庁又ハ公署力取得シタル不動産ニ関スル権利ノ消滅ノ登記ハ登記権利者ノ請求ニ因リ官庁又ハ公署ヨリ遅滞ナク嘱託書ニ登記原因ヲ証スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第三十五条 登記ヲ申請スルニハ左ノ書面ヲ提出スルコトヲ要ス

一、四 (略)

五 代理人ニ依リテ登記ヲ申請スルトキハ其權限ヲ証スル書面

(略)

官庁ノ所管ニ屬スル不動産ニ関スル権利ニ付キ登記ヲ囑託スル場合ニ於テ命令又ハ規則ヲ以テ指定セラレタル官庁又ハ公署ノ職員ハ第一項第五号ニ掲ケタル書面ヲ提出スルコトヲ要セス

第四十六条ノ二 債権者力民法第四百二十三条ノ規定ニ依リ債務者ニ代位シテ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ債権者及ヒ債務者ノ氏名又ハ名称、住所又ハ事務所及ヒ代位原因ヲ記載シ且代位原因ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス第六十一条 官庁又ハ公署力登記権利者ノ為メニ登記ヲ囑託シタル場合ニ於テ登記所ヨリ登記済証ノ還付ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ登記権利者ニ交付スルコトヲ要ス

第五十一条 表題部ニ登記ヲ為スニハ不動産ノ表示ニ関スル事項、登記原因及ビ其日附並ニ登記ノ年月日ヲ記載シテ登記官捺印スルコトヲ要ス

事項欄ニ登記ヲ為スニハ申請書受附ノ年月日、受附番号、登記権利者ノ氏名、住所、登記原因、其日附、登記ノ目的其他申請書ニ掲ケタル事項ニシテ登記スヘキ権利ニ関スルモノヲ記載シテ登記官捺印スルコトヲ要ス

第四十六条ノ二ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ為スニハ前項ノ規定ニ依ルノ外事項欄ニ債権者ノ氏名又ハ名称、住所又ハ事務所及ヒ代位原因ヲ記載スルコトヲ要ス

第六十条ノ二 第四十六条ノ二ノ場合ニ於テ登記官力登記ヲ完了シタルトキハ前条第一項ニ掲ケタル書類ヲ債権者ニ還付シ且登記済ノ旨ヲ登記権利者ニ通知スルコトヲ要ス

第六十三条 登記官力権利ニ関スル登記ヲ完了シタル後其登記ニ付キ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ発見シタルトキハ遅滞ナク其旨ヲ登記権利者及ヒ登記義務者ニ通知スルコトヲ要ス但登記権利者又ハ登記義務者力多数ナルトキハ其一人ニ通知スルヲ以テ足ル

第六十四条 前条ノ場合ニ於テ登記ノ錯誤又ハ遺漏力登記官ノ過誤ニ出テタルトキハ登記上利害ノ關係ヲ有スル第三者アル場合ヲ除ク外登記官ハ遅滞ナク法務局又ハ地方法務局ノ長ノ許可ヲ得テ登記ノ更正ヲ為シ其旨ヲ登記権利者及ヒ登記義務者ニ通知スルコトヲ要ス

前条但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十五条 前二条ノ通知ハ第四十六条ノ二ノ場合ニ於テハ債権者ニ亦之ヲ為スコトヲ要ス

第六十六条 (略)

官庁又ハ公署ガ起業者ナルトキハ其官庁又ハ公署ハ遅滞ナク前項ノ登記ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第四百八条 第六十六条ノ規定ハ土地又ハ建物ニ関スル所有權以外ノ權利ノ収用ニ因ル權利消滅ノ登記ニ之ヲ準用ス

建物ノ収用ニ因ル所有權移轉ノ登記又ハ前項ノ登記ノ申請又ハ囑託アリタル場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ建物又ハ同項ノ權利ヲ目

的トスル所有権ノ登記以外ノ権利ニ関スル登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

船舶登記規則（明治三十二年勅令第二百七十号）（抄）

第一条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二条乃至第七条、第九条乃至第十三条、第十九条乃至第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条第一項、第二十八条ノ二乃至第三十五条、第三十八条乃至第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条乃至第四十八条、第四十九条第一号乃至第九号及び第十一号、第五十一条第二項及び第三項、第五十二条乃至第五十五条、第五十六条第一項前段、第五十七条乃至第五十九条、第五十九条ノ二第三項、第六十条乃至第六十一条、第六十三条乃至第六十六条、第六十七条前段、第六十八条乃至第七十七条、第七十五条、第八十条乃至第一百零二条、第一百零七条、第一百零九条乃至第一百九条ノ八、第二百零二条乃至第二百五十五条、第二百二十六条第一項乃至第三項、第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第二項前段及び第三項、第二百三十二条、第三百零二条、第三百零五条、第三百零九条ノ二、第三百一十一条乃至第三百四十五条、第三百四十六条第一項前段、第三百四十六条ノ二乃至第四百零二条、第四百零七条並に第四百零九条乃至第五百零七条ノ二ノ規定ハ船舶ノ登記ニ之ヲ準用ス

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの

三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの

四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域（都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは準都市計画区域（市町村長が市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の意見を聴いて指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意

- 見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物
- 2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときは、適用しない。
 - 3 建築主事は、第一項の申請書が提出された場合において、その計画が建築士法第三条から第三条の三までの規定に違反するときは、当該申請書を受理することができない。
 - 4 建築主事は、第一項の申請書を受理した場合においては、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から二十一日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならぬ。
 - 5 建築主事は、前項の場合において、申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき、又は申請書の記載によつては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期限内に当該申請者に交付しなければならない。
 - 6 第一項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。
 - 7 第一項の規定による確認の申請書、同項の確認済証及び第五項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。
- (国土交通大臣等の指定を受けた者による確認)
- 第六条の二 前条第一項各号に掲げる建築物の計画（建築士法第三条から第三条の三までの規定に違反するものを除く。）が建築基準関係規定に適合するものであることについて、第七十七条の十八から第七十七条の二十一までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は前条第一項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす。
- 2 前項の規定による指定は、二以上の都道府県の区域において同項の規定による確認の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては国土交通大臣が、一の都道府県の区域において同項の規定による確認の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知事がするものとする。
 - 3 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の確認済証の交付をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その交付に係る建築物の計画に関する国土交通省令で定める書類を添えて、その旨を特定行政庁に報告しなければならない。
 - 4 特定行政庁は、前項の規定による報告を受けた場合において、第一項の確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した同項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならぬ。この場合において、当該確認済証は、その効力を失う。
 - 5 前項の場合において、特定行政庁は、必要に応じ、第九条第一項又は第十項の命令その他の措置を講ずるものとする。
- (建築物の建築に関する確認の特例)
- 第六条の三 第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は第三号に掲げる建築物の建築に対する前二条の規定の適用については、第六条第一項中「政令で定めるものをいう。以下同じ」とあるのは、「政令で定めるものをいい

、建築基準法令の規定のうち政令で定める規定を除く。以下この条及び次条において同じ」とする。

一 第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（次号において「認定型式」という。）に適合する建築材料を用いる建築物

二 認定型式に適合する建築物の部分を有する建築物

三 第六条第一項第四号に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの

2 前項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に規定する政令のうち建築基準法令の規定を定めるものにおいては、建築士の技術水準、建築物の敷地、構造及び用途その他の事情を勘案して、建築物の区分に応じ、建築主事の審査を要しないこととしても建築物の安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる規定を定めるものとする。

（建築物に関する完了検査）

第七条 建築主は、第六条第一項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、第六条第一項の規定による工事が完了した日から四日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。ただし、申請をしなかつたことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から四日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。

4 建築主事が第一項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員（以下この章において「建築主事等」という。）は、その申請を受理した日から七日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。

5 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

（国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査）

第七条の二 第七十七条の十八から第七十七条の二十一までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者が、第六条第一項の規定による工事の完了の日から四日を経過する日までに、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を引き受けた場合において、当該検査の引受けに係る工事が完了したときについては、前条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

2 前項の規定による指定は、二以上の都道府県の区域において同項の検査の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては国土交通大臣が、一の都道府県の区域において同項の検査の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知事がするものとする。

3 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による検査の引受けを行ったときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を建築主事に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による検査の引受けを行ったときは、当該検査の引受けを行った第六条第一項の規定による工事が完了した日又は当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から七日以内に、第一項の検査をしなければならない。

5 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。この場合において、当該検査済証は、前条第五項の検査済証とみなす。

- 6 第一項の規定による指定を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の検査の結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 7 特定行政庁は、前項の規定により第一項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しない旨の報告を受けたときは、遅滞なく、第九条第一項又は第七項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。
(建築物に関する中間検査)
- 7 第三 特定行政庁は、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間及び建築物の構造、用途又は規模を限り、建築物に関する工事の工程のうち当該工事の施工中に建築主事が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査することが必要なものを特定工程として指定するものとする。
- 2 建築主は、第六条第一項の規定による工事が特定工程を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その日から四日以内に建築主事に到達するように、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。ただし、申請をしなかつたことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から四日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。
- 4 建築主事が第二項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事等は、その申請を受理した日から四日以内に、当該申請に係る工事中の建築物等（建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事中の建築物及びその敷地をいう。以下この章において同じ。）が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。
- 5 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合すると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主事に対して中間検査合格証を交付しなければならない。
- 6 特定行政庁が第一項の指定と併せて指定する特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。
- 7 建築主事等又は前条第一項の規定による指定を受けた者は、第四項の規定による検査において建築基準関係規定に適合すると認められた工事中の建築物等について、第七条第四項、前条第一項、第四項又は次条第一項の規定による検査をするときは、第四項の規定による検査において建築基準関係規定に適合すると認められた建築物の部分及びその敷地については、これらの規定による検査をする必要がない。
- 8 特定行政庁は、第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに当該指定を解除するものとする。
- 9 第一項の規定による指定に関して公示その他の必要な事項は、国土交通省令で定める。
(国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査)
- 7 第七條の四第六條第一項の規定による工事が特定工程を含む場合において、第七條の二第一項の規定による指定を受けた者が当該特定工程に係る工事を終えた後の工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を当該工事を終えた日から四日が経過する日までに引き受けたときについては、前条第二項の規定は、適用しない。
- 2 第七條の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の規定による検査の引受けを行ったときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を建築主事に通知しなければならない。
- 3 第七條の二第一項の規定による指定を受けた者は、第一項の検査をした場合において、特定工程に係る工事中の建築物等が建築基準

関係規定に適合すると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主に対して中間検査合格証を交付しなければならない。

4 前項の規定により交付された中間検査合格証は、前条第五項の中間検査合格証とみなす。

5 前条第七項の規定の適用については、第三項の規定により中間検査合格証が交付された第一項の検査は、同条第五項の規定により中間検査合格証が交付された同条第四項の規定による検査とみなす。

6 第七条の第二項の規定による指定を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、第一項の検査の結果を特定行政庁に報告しなければならない。

7 特定行政庁は、前項の規定により工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合しない旨の報告を受けたときは、遅滞なく、第九条第一項又は第十項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

(建築物に関する検査の特例)

第七条の五 第六条の第三項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号に掲げる建築物の建築の工事(同号に掲げる建築物の建築の工事にあつては、国土交通省令で定めるところにより建築士である工事監理者によつて設計図書のとおりに実施されたことが確認されたものに限る。)に対する第七条から前条までの規定の適用については、第七条第四項及び第五項中「建築基準関係規定」とあるのは、「前条第一項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に規定する建築基準関係規定」と、第七条の第二項、第五項及び第七項、第七条の第三項、第四項、第五項及び第七項並びに前条第一項、第三項及び第七項中「建築基準関係規定」とあるのは、「第六条の第三項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に規定する建築基準関係規定」とする。

(検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)

第七条の六 第六条第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物(共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。)の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機若しくは防火区画で政令で定めるものに関する工事(政令で定める軽易な工事を除く。以下この項、第十八条第十三項及び第九十条の三において「避難施設等に関する工事」という。)を含むものをする場合においては、当該建築物の建築主は、第七条第五項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

一 特定行政庁(第七条第一項の規定による申請が受理された後においては、建築主事)が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めて仮使用の承認をしたとき。

二 第七条第一項の規定による申請が受理された日(第七条の第二項の規定による指定を受けた者が同項の規定による検査の引受けを行った場合にあつては、当該検査の引受けに係る工事が完了した日又は当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日)から七日を経過したとき。

2 前項第一号の仮使用の承認の申請の手續に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

- (国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例)
- 第十八条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物及び建築物の敷地については、第六条から第七条の六まで、第九条から第十条まで及び第九十条の二の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第十四項までの規定に定めるところによる。
- 2 第六条第一項の規定によつて建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする建築物の建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合においては、当該国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者(以下この条において「国の機関の長等」という。)は、当該工事に着手する前に、その計画を建築主事に通知しなければならない。
- 3 建築主事は、前項の通知を受けた場合においては、第六条第四項に定める期間内に、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定(第六条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号に掲げる建築物の建築)について通知を受けた場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に規定する建築基準関係規定以下この項において同じ。)に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合することを認めるときにあつては当該通知をした国の機関の長等に対して確認済証を交付し、建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあつてはその旨及び理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関の長等に対して交付しなければならない。
- 4 第二項の通知に係る建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、前項の確認済証の交付を受けた後でなければならぬとができない。
- 5 国の機関の長等は、当該工事を完了した場合においては、その旨を、工事が完了した日から四日以内に到達するように、建築主事に通知しなければならない。
- 6 建築主事が前項の規定による通知を受けた場合においては、建築主事等は、その通知を受けた日から七日以内に、その通知に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定(第七条の五に規定する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事)について通知を受けた場合にあつては、第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に規定する建築基準関係規定。以下この条において同じ。)に適合しているかどうかを検査しなければならない。
- 7 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めるときは、国の機関の長等に対して検査済証を交付しなければならない。
- 8 国の機関の長等は、当該工事が特定工程を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その旨を、その日から四日以内に到達するように、建築主事に通知しなければならない。
- 9 建築主事が前項の規定による通知を受けた場合においては、建築主事等は、その通知を受けた日から四日以内に、当該通知に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。
- 10 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合すると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、国の機関の長等に対して中間検査合格証を交付しなければならない。
- 11 第七条の三第六項の規定により特定行政庁が指定する特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。
- 12 建築主事等は、第九項の規定による検査において建築基準関係規定に適合すると認められた工事中の建築物等について、第六項又は

第九項の規定による検査をするときは、同項の規定による検査において建築基準関係規定に適合すると認められた建築物の部分及びその敷地については、これらの規定による検査をすることを要しない。

13 第六条第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むものをする場合においては、第七項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

一 特定行政庁（第五項の規定による通知があつた後においては、建築主事）が、安全上、防火上又は避難上支障がないと認めて仮使用の承認をしたとき。

二 第五項の規定による通知をした日から七日を経過したとき。

14 特定行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物又は建築物の敷地が第九条第一項、第十条第一項又は第九十条の第二項の規定に該当すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物又は建築物の敷地を管理する機関の長に通知し、これらの規定に掲げる必要な措置を採るべきことを要請しなければならない。

（用途の変更に対するこの法律の準用）

第八十七条 建築物の用途を変更して第六条第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合（当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。）においては、同条（第三項を除く。）、第六条の二、第六条の三（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条第一項及び第十八条第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第七条第一項中「建築主事の検査を申請しなければならない」とあるのは、「建築主事に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

2・3 （略）
（建築設備への準用）

第八十七条の二 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合においては、同項（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は第十八条第二項（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する場合を除き、第六条（第三項を除く。）、第六条の二、第六条の三（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条、第七条の二、第七条の三、第七条の四、第七条の五（第六条の三第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条の六、第十八条（第十四項を除く。）及び第八十九条から第九十条の三までの規定を準用する。この場合において、第六条第四項中「同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から二十一日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする。

（工作物への準用）

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォータースタート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二、第六条の三（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）

、第七条、第七条の二、第七条の三、第七条の四、第七条の五（第六条の三第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第三項から第六項まで、第十三条、第十八条（第十三項を除く。）、第二十条、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条中第三十三条及び第三十四条第一項に関する部分、第三十七条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項及び第二項並びに第十八条第十三項の規定を準用する。

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第六条の二、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第三項から第六項まで、第十三条、第十八条（第八項から第十二項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項、第八十六条の七中第四十八条第一項から第十二項までに関する部分、第八十七条第二項中第四十八条第一項から第十二項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第二項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に関する部分、第八十七条第三項中第四十八条第一項から第十二項まで、第四十九条から第五十一条まで並びに第六十八条の二第一項及び第五項に関する部分、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3 第三条、第八条から第十三条まで並びに第十八条第一項及び第十四項の規定は、第六十六条に規定する工作物について準用する。

4 (略)

(工事現場の危害の防止)

第九十条 (略)

2 (略)

3 第三条第二項及び第三項、第九条（第十三項及び第十四項を除く。）、第九条の二、第九条の三（設計者及び宅地建物取引業者に係る部分を除く。）並びに第十八条第一項及び第十四項の規定は、第一項の工事の施工について準用する。

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）

(土地を収用し、又は使用することができる事業)

第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならぬ。

一 三十四 (略)

三十四の二 水資源開発公団が設置する水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項第一号の施設及び同条第

二項第一号の愛知豊川用水施設

三十四の三・三十五 (略)

(収用し、又は使用することができる土地等の制限)

第四条 この法律又は他の法律によつて、土地等を収用し、又は使用することができ、土地等を収用し、又は使用することができない。特別の必要がない場合は、この法律によつて、土地等を収用し、又は使用することができない。

(事業の準備のための立入権)

第十一条 第三条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査をする必要がある場合には、起業者は、事業の種類並びに立ち入ろうとする土地の区域及び期間を記載した申請書を当該区域を管轄する都道府県知事に提出して立入の許可を受けなければならない。但し、起業者が国又は地方公共団体であるときは、事業の種類並びに立ち入ろうとする土地の区域及び期間を都道府県知事にあらかじめ通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。

2 (略)

3 前項の規定によつて都道府県知事の許可を受けた起業者又は第一項但書の規定によつて都道府県知事に通知をした起業者は、土地に自ら立ち入り、又は起業者が命じた者若しくは委任した者を立ち入らせることができる。

4 (略)

(証券等の携帯)

第十五条 第十一条第三項の規定によつて他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証券及び都道府県知事の許可証(起業者が国又は地方公共団体である場合を除く。)を携帯しなければならない。

2 (略)

4 (事業の認定に関する処分を行う機関)

第十七条 事業が次の各号の一に掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う。

一 国又は都道府県が起業者である事業

二 (略)

2・3 (略)

(事業認定申請書)

第十八条 起業者は、第十六条の規定による事業の認定を受けようとするときは、国土交通省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した事業認定申請書を、前条第一項又は第二十七条第一項の場合においては国土交通大臣に、前条第二項の場合においては都道府県知事に提出しなければならない。

一 起業者の名称

二 事業の種類

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

四 事業の認定を申請する理由

2 前項の申請書には、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

四 起業地内に第四条に規定する土地があるときは、その土地に関する調査、図面及び当該土地の管理者の意見書

五 起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書

六 事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証明する書類又は当該行政機関の意見書

七 (略)

3 前項第四号から第六号までに掲げる意見書は、起業者が意見を求めた日から三週間を経過しても、これを得ることができなかつたときは、添附することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかつた事情を疎明する書面を添附しなければならない。

4 (略)

(土地の管理者及び関係行政機関の意見の聴取)

第二十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において、第十八条第三項の規定により意見書の添附がなかつたとき、その他必要があると認めるときは、起業地内にある第四条に規定する土地の管理者又は当該事業の施行について関係のある行政機関若しくはその地方支分部局の長の意見を求めなければならない。ただし、土地の管理者については、その管理者を確知することができないとき、その他その意見を求めることができないときは、この限りでない。

2 事業の施行について関係のある行政機関又はその地方支分部局の長は、事業の認定に関する処分について、国土交通大臣又は都道府県知事に対して意見を述べることができる。

(専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取)

第二十二条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業の事業計画について専門的学識又は経験を有する者の意見を求めることができる。

(公聴会)

第二十三条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において、当該事業の認定について利害関係を有する者から次条第二項の縦覧期間内に国土交通省令で定めるところにより公聴会を開催すべき旨の請求があつたときその他必要があるときと認めるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定による公聴会を開こうとするときは、起業者の名称、事業の種類及び起業地並びに公聴会の期日及び場所を一般に公告しなければならない。

3 公聴会の手続に必要事項は、国土交通省令で定める。

(事業認定申請書の送付及び縦覧)

第二十四条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、申請に係る事業が第二十条に規定する要件に該当しないことが明らかである場合を除き、起業地が所在する市町村の長に対して事業認定申請書及びその添附書類のうち当該市町村に係る部分の写を送付しなければならない。

2 市町村長が前項の書類を受け取つたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類及び起業地を公告し、公告の日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による送付をしたときは、直ちに、起業地を管轄する都道府県知事にその旨を通知し、事業認定申請書及びその添附書類の写を送付しなければならない。

4 市町村長が第一項の書類を受け取つた日から二週間を経過しても、第二項の規定による手続を行なわないときは、起業地を管轄する都道府県知事は、起業者の申請により、当該市町村長に代わつてその手続を行なうことができる。

5 前項の規定により、都道府県知事が市町村長に代わつて手続を行なおうとするときは、あらかじめ、その旨を当該市町村長に通知しなければならない。

6 前項の規定による都道府県知事の通知を受けた後においては、市町村長は、当該事件につき、第二項の規定による手続を行なうことができない。

(利害関係人の意見書の提出)

第二十五条 前条第二項の規定による公告があつたときは、事業の認定について利害関係を有する者は、同項の縦覧期間内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

2 都道府県知事は、国土交通大臣が認定に関する処分を行おうとする事業について、前項の規定による意見書を受け取つたときは、直ちに、これを国土交通大臣に送付し、前条第二項に規定する期間内に意見書の提出がなかつたときは、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

(替地による補償)

第八十二条 (略)

2 (略)

3 土地所有者又は関係人が土地を指定しないで、又は起業者の所有に属しない土地を指定して第一項の規定による要求をした場合において、収用委員会は、その要求が相当であると認めるときは、起業者に対して替地の提供を勧告することができる。

4 (略)

5 第三項の規定による勧告があつた場合において、国又は地方公共団体である起業者は、地方公共団体又は国の所有する土地で、公用又は公共用に供し、又は供するものと決定したものの以外のものであつて、且つ、替地として相当と認めるときは、その譲渡のあつた旋を収用委員会に申請することができる。

6 前項の規定による申請があつた場合において、収用委員会は、その申請を相当と認めるときは、国又は地方公共団体に対し、替地として相当と認めるものの譲渡を勧告することができる。

7 (略)

(耕地の造成)

第八十三条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、起業者が国以外の者であるときは、収用委員会は、必要があると認めるときは、同時に起業者が耕地の造成のための担保を提供しなければならない旨の裁決をすることができる。

4、7 (略)

(工事の代行による補償)

第八十四条 (略)

2 (略)

3 前条第三項から第七項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項及び第五項中「耕地の造成」とあるのは、「工事の代行」と読み替えるものとする。

(収用し、又は使用する土地以外の土地に関する損失の補償)
(非常災害の際の土地の使用)

第二百二十二条 非常災害に際し公共の安全を保持するために第三条各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。

2 4 (略)

(手数料)

第二百二十五条 第十八条の規定によつて国土交通大臣に対して事業の認定を申請する者は、国に実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、その者が国又は都道府県であるときは、この限りでない。

2 (略)

(権利、物件及び土石砂れきの収用又は使用に関する準用規定)

第三十八條 第十條、第三章、第四章、第五章第二節、第六章（第七十六條及び第八十一條を除く。）、第七章（第六六條及び第七七條を除く。）、第八章から第十章まで及び第三十六條の規定は、第五條に掲げる権利若しくは第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合又は第七條に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、第六章及び第七章の規定中それぞれ当該各号に掲げる規定は、準用しない。

一 第五條第一項第一号に掲げる質権若しくは抵当権、同項第二号若しくは第三号若しくは同条第二項若しくは第三項に掲げる権利又

は第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合 第八十二條及び第八十三條

二 第七條に規定する土地に属する土石砂れきを収用する場合 第七十二條、第八十條の二、第八十二條、第八十三條、第一百條から第一百二條の二まで及び第一百五條

2 3 (略)

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

(開発行為の許可)

第十條の二 地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五條又は第二十五條の二の規定により指定された保安林並びに第四十一條の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第一〇一號）第三條の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、

その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行なう場合

二・三 (略)

2) 6 (略)

(指定)

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

一 水源のかん養

二 土砂の流出の防備

三 土砂の崩壊の防備

四 飛砂の防備

五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備

六 なだれ又は落石の危険の防止

七 火災の防備

八 魚つき

九 航行の目標の保存

十 公衆の保健

十一 名所又は旧跡の風致の保存

2 前項但書の規定にかかわらず、農林水産大臣は、特別の必要があると認めるときは、海岸管理者に協議して海岸保全区域内の森林を保安林として指定することができる。

3 農林水産大臣は、第一項第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するため前二項の指定をしようとするときは、環境大臣に協議しなければならぬ。ただし、保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）第二条第三項の規定によりすでにその指定の計画を含む同項の保安林整備計画についての協議をしている場合には、この限りでない。

4 農林水産大臣は、第一項又は第二項の指定をしようとするときは、林政審議会に諮問することができる。

第二十五条の二 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

2 都道府県知事は、前条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

3 都道府県知事は、前二項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）（抄）

（特別地域）

第十七条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海面を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

2 （略）

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為（第四号の二に掲げる行為を除く。）若しくは第四号の二に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 木竹を伐採すること。

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

四 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

四の二 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

五 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

六 水面を埋め立て、又は干拓すること。

七 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。

八 高山植物その他これに類する植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。

九 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

十 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

4・5 （略）

6 特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において第三項各号に掲げる行為（同項第四号の二に掲げる行為を除く。）又は同項第四号の二に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

8 特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

9 (略)

(特別保護地区)

第十八条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

2 (略)

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為(前条第三項第四号の二に掲げる行為を除く。)若しくは前条第三項第四号の二に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一 前条第三項第一号から第七号まで及び第九号に掲げる行為

二 木竹を損傷すること。

二の二 木竹を植栽すること。

三 家畜を放牧すること。

四 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。

五 火入れ又はたき火をすること。

六 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。

七 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

八 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

4・5 (略)

6 特別保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別保護地区内において第三項各号に掲げる行為(前条第三項第四号の二に掲げる行為を除く。)又は同条第三項第四号の二に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7 特別保護地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

8 (略)

(海中公園地区)

第十八条の二 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の海中の景観を維持するため、公園計画に基づいて、その区域の海面内に、海中公園地区を指定することができる。

2 (略)

3 海中公園地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該海中公園地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為、非常災害のために必要な応急措置として行つた行為又は第一号、第四号及び第五号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものは、この限りでない。

一 第十七条第三項第一号、第三号及び第五号に掲げる行為

二 熱帯魚、さんご、海そうその他これらに類する動植物で、国立公園又は国定公園ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。

三 海面を埋め立て、又は干拓すること。

四 海底の形状を変更すること。

五 物を係留すること。

六 汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。）

4・5 (略)

6 海中公園地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該海中公園地区内において第三項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

7 海中公園地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

8 (略)

(普通地域)

第二十条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海中公園地区に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならぬ。ただし、第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海面内においては、海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）。

六 土地の形状を変更すること。

七 海底の形状を変更すること（海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）。

2）7 （略）

（国に関する特例）

第五十六条 国の機関が行なう行為については、第十七条第三項、第十八条第三項又は第十八条の二第三項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園にあつては都道府県知事に協議しなければならない。

2 都道府県知事は、国立公園について前項の規定による協議を受けた場合において、当該協議に係る行為が当該国立公園の風致又は景觀に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 国の機関は、第十七条第六項から第八項まで、第十八条第六項若しくは第七項、第十八条の二第六項若しくは第七項又は第二十条第一項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園にあつては都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

4 環境大臣又は都道府県知事は、第二十条第一項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該国の機関に対し、風景の保護のためにとるべき措置について協議を求めることができる。

（協議等）

第六十六条 （略）

2 都道府県が第四十二条第一項の規定に基く条例で都道府県立自然公園の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関が行う行為に関する特例については、第四十条の規定の例による。

公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）（抄）

（特定公共事業）

第二条 この法律において「特定公共事業」とは、土地収用法第三条各号の一に該当するものに関する事業若しくは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業のうち、次の各号の一に該当するものに関する事業又は当該事業に係る土地収用法第十六条に規定する関連事業で、起業者が第七条（第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

一（五）（略）

六 一級河川若しくは政令で定める二級河川若しくはそれらの河川に設置する政令で定める主要な治水施設又は広域的な用水対策を緊急に講ずる必要がある地域に給水するため設置する政令で定める大規模な利水施設

七（九）（略）

（特定公共事業の認定の申請）

第四条 起業者は、特定公共事業の認定を受けようとするときは、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した特定公

共事業認定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 起業者の名称

二 事業の種類

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

四 特定公共事業の認定を申請する理由

2) 5 (略)

(手数料)

第五条 前条第一項の規定によつて特定公共事業の認定を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。ただし、これらの者が国又は都道府県であるときは、この限りでない。

(特定公共事業の認定の手續)

第八条 土地収用法第二十一条から第二十五条までの規定は、特定公共事業の認定を行なう場合に準用する。この場合において、同法第二十一条第一項中「第十八条第三項」とあるのは「公共用地の取得に関する特別措置法第四条第三項」と、同法第二十四条第一項中「第二十条」とあるのは「公共用地の取得に関する特別措置法第七条」と読み替えるものとする。

(権利、物件及び土石砂れきの収用又は使用に関する準用規定)

第四十五条 第二章、第三章（第三十一条を除く。）、第四十一条から第四十二条まで及び前条の規定は、土地収用法第五条に掲げる権利若しくは同法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用する場合又は同法第七条に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百号）（抄）

(保全区域における行為の届出)

第八条 保全区域（緑地保全地区を除く。以下この条において同じ。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都県知事にその旨を届け出なければならない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 水面の埋立て又は干拓

五 前各号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2 都県知事は、前項の届出があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

3 国の機関は、第一項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都県知事にその旨を通知しなければならない。

4 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。

一 四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三号)(抄)

(近郊緑地保全区域における行為の届出)

第九条 近郊緑地保全区域(緑地保全地区を除く。以下この条において同じ。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、府県知事にその旨を届け出なければならない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 前三号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2 府県知事は、前項の届出があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

3 国の機関は、第一項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、府県知事にその旨を通知しなければならない。

4 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。

一 四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(抄)

(都市施設)

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設で必要なものを定めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

一 七 (略)

八 一団地の住宅施設(一団地における五十戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)

九 一団地の官公庁施設(一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)

十 流通業務団地(都市計画の案の縦覧等)

十一 その他政令で定める施設

26 (略)

第十七条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しななければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

3 特定街区に関する都市計画の案については、政令で定める利害関係を有する者の同意を得なければならない。

4 遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画の案については、当該遊休土地転換利用促進地区内の土地に関する所有権又は地上権その他の政令で定める使用若しくは収益を目的とする権利を有する者の意見を聴かななければならない。

5 都市計画事業の施行予定者を定める都市計画の案については、当該施行予定者の同意を得なければならない。ただし、第十二条の三第二項の規定の適用がある事項については、この限りでない。

(条例との関係)

第十七条の二 前二条の規定は、都道府県又は市町村が、住民又は利害関係人に係る都市計画の決定の手續に関する事項（前二条の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(都道府県の都市計画の決定)

第十八条 都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2 都道府県は、前項の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第十七条第二項の規定により提出された意見書の要旨を都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。

3 都道府県は、大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域に係る都市計画（政令で定める輕易なものを除く。）又は国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画の決定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 国土交通大臣は、国の利害との調整を図る観点から、前項の協議を行うものとする。

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

(市町村の都市計画の決定)

第十九条 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第十七条第二項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。

3 市町村は、都市計画区域について都市計画（区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

4 都道府県知事は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から、前項の協議を行うものとする。

5 市町村は、準都市計画区域について都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、都道府県が定め、又は定めようとする都市計画との適合を図る観点から、前項の意見の申出を行うものとする。

（都市計画の告示等）
第二十条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定したときは、その旨を告示し、かつ、都道府県にあつては国土交通大臣及び関係市町村長に、市町村にあつては国土交通大臣及び都道府県知事に、第十四条第一項に規定する図書の写しを送付しなければならない。

2・3 （略）
（都市計画の変更）
第二十一条 （略）

2 第十七条から第十八条まで、第十九条及び前条の規定は、都市計画の変更（第十七条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条第二項、第三項及び第五項の規定については、政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。この場合において、施行予定者を変更する都市計画の変更については、第十七条第五項中「当該施行予定者」とあるのは、「変更前後の施行予定者」と読み替えるものとする。

（建築等の制限）

第五十二条の二 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行ない、又は建築物の建築その他工作物の建設を行なおうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一・二 （略）

三 都市計画事業の施行として行なう行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2・3 （略）

（建築の許可）

第五十三条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一・二 （略）

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
四・五 (略)

2・3 (略)
(建築等の制限)

第五十七条の三 施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設については、第五十二条の二第一項及び第二項の規定を準用する。

2 (略)
(遊休土地である旨の通知)

第五十八条の六 市町村長は、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についての第二十条第一項(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示の日の翌日から起算して二年を経過した後において、当該遊休土地転換利用促進地区内の土地を所有している者のその所有に係る土地(国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十八条第一項の規定による通知に係る土地及び国又は地方公共団体若しくは港務局の所有する土地を除く。)が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の所有者(当該土地の全部又は一部について地上権その他の政令で定める使用又は収益を目的とする権利が設定されているときは、当該権利を有している者及び当該土地の所有者)に当該土地が遊休土地である旨を通知するものとする。

一 その土地が千平方メートル以上の一団の土地であること。
二 その土地の所有者が当該土地を取得した後二年を経過したものであること。
三 その土地が住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途に供されていないことその他の政令で定める要件に該当するものであること。
四 その土地及びその周辺の地域における計画的な土地利用の増進を図るため、当該土地の有効かつ適切な利用を特に促進する必要があること。

2 (略)
(遊休土地の買取りの協議)

第五十八条の九 市町村長は、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に係る遊休土地の買取りを希望する地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人(以下この節において「地方公共団体等」という。)のうちから買取りの協議を行う者を定め、買取りの目的を示して、その者が買取りの協議を行う旨をその勧告を受けた者に通知するものとする。

2 前項の規定により協議を行う者として定められた地方公共団体等は、同項の規定による通知があつた日の翌日から起算して六週間を経過する日までの間、その通知を受けた者と当該遊休土地の買取りの協議を行うことができる。この場合において、その通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該遊休土地の買取りの協議を行うことを拒んではならない。

(施行者)
第五十九条 (略)

3 国の機関は、国土交通大臣の承認を受けて、国の利害に重大な関係を有する都市計画事業を施行することができる。

4 国の機関、都道府県及び市町村以外の者は、事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においてこれらの処分を受けているとき、その他特別な事情がある場合においては、都道府県知事の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

5 7 (略)

(認可又は承認の申請)

第六十条 前条の認可又は承認を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 事業計画

四 (略)

第六十三条 第六十条第一項第三号の事業計画を変更しようとする者は、国の機関にあつては国土交通大臣の承認を、都道府県及び第一号法定受託事務として施行する市町村にあつては国土交通大臣の認可を、その他の者にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、設計の概要について国土交通省令で定める軽易な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 (略)

(報告、勧告、援助等)

第八十条 国土交通大臣は国の機関以外の施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村又はこの法律の規定による許可、認可若しくは承認を受けた者に対し、指定都市等の長はこの法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

2 (略)

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（抄）

(行為の制限)

第七条 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。

一 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為

二 ため池、水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造

三 のり切、切土、掘さく又は盛土

四 立木竹の伐採

五 木竹の滑下又は地引による搬出

六 土石の採取又は集積

七 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

2・3 (略)

4 国又は地方公共団体が第一項の許可を受けなければならない行為(以下「制限行為」という。)をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議することをもつて足りる。

(都道府県以外の者の施行する工事)

第十三条 国又は地方公共団体以外の者が急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 国又は地方公共団体は、急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)(抄)

(指定採取源の保護又は管理のための命令等)

第六条 農林水産大臣は、特別母樹又は特別母樹林の指定目的を達成するため必要があるときは、その所有者等に対し、その保護又は管理に関し、必要な処置を講ずること又は有害な行為を行なわなければならないことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、育種母樹若しくは育種母樹林又は普通母樹若しくは普通母樹林の指定目的を達成するため必要があるときは、その所有者等に対し、その保護又は管理に関し、必要な処置を講ずること又は有害な行為を行なわなければならないことを指示することができる。(登録に関する公告)

第十六条 都道府県知事は、第十条第一項の登録をしたとき、第十四条第一項の規定により登録が失効したとき、又は前条第一項の規定により登録を取り消したときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 登録番号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

三 生産事業の内容

四 事業所の名称及び所在地

2 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により前項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつた旨の届出があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該変更に係る事項を公告しなければならない。

(政令への委任)

第十六条の二 第十条から前条までに規定するもののほか、生産事業者の登録に関し必要な事項は、政令で定める。

(配布事業者の届出)

第十七条 配布事業者は、配布事業を開始したときは、その開始の日から三十日以内に、農林水産省令で定めるところにより、氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。次項において同じ。)、事業所の所在地その他農林水産

省令で定める事項をその住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 配布事業者は、農林水産省令で定めるところにより、氏名及び住所、事業所の所在地その他農林水産省令で定める事項に変更を生じたときは変更があつた事項及び変更の年月日を、配布事業を廃止したときはその旨及び廃止の年月日をその住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。

3 前二項に定めるもののほか、配布事業者の届出に關し必要な事項は、政令で定める。
(表示義務等の違反に対する是正命令)

第十九条 都道府県知事は、生産事業者又は配布事業者が、前条第一項若しくは第二項の規定に違反して生産事業者表示票若しくは配布事業者表示票(以下「表示票」と総称する。)を添附せず若しくは同条第一項ただし書の書面(以下「表示書」といふ。)を交付しないで種苗を配布し、又は同条第三項の規定に違反して表示票若しくは表示書に同項に規定する事項以外の事項を表示し若しくは虚偽の表示をして種苗を配布したときは、当該生産事業者又は配布事業者に対し、その違反に係る種苗につき、表示票を添附し若しくは表示書を交付し、又は表示票若しくは表示書の表示を是正すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により命令をした場合において、当該生産事業者又は配布事業者の住所地が他の都道府県の区域内にあるときは、農林水産省令で定めるところにより、その住所地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

(帳簿の備付け)

第二十六条 生産事業者及び配布事業者は、農林水産省令で定めるところにより、その事業所ごとに帳簿を備え、種苗を採取し、他の者から配布を受け、又は配布したときは、そのつど、帳簿に、その年月日、樹種、数量その他農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

(監督処分)

第二十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、生産事業者又は配布事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反したときは、これらの者に対し、種苗の採取若しくは育成に關し必要な処置を講ずべきことを命じ、又は種苗の配布を制限し、若しくは禁止することができる。

2 農林水産大臣が前項の規定により命令、制限又は禁止をした場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該生産事業者又は配布事業者の住所地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 都道府県知事が第一項の規定により命令、制限又は禁止をした場合には、第十九条第二項の規定を準用する。

(国及び都道府県の援助)

第三十条 国及び都道府県は、優良な種苗の供給を確保し、及びその普及を図るため、森林所有者、生産事業者及びこれらの者の組織する団体に対し、必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。

(国等に関する特例)

第三十一条 国が所有者等である指定採取源については第六条の規定、国、都道府県又は独立行政法人林木育種センターが行う生産事業及び配布事業については第十条から第十七条まで、第十九条、第二十六条、第二十九条及び次条から第三十五条までの規定は、適用しない。

2 国の機関が行なう行為については、第七条第一項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、

その行為をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

3 国の機関は、第七条第二項又は第三項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

(罰則)

第三十二条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による命令に従わなかつた者

二 第七条第一項の規定に違反した者

三 第十条第一項の規定に違反して登録を受けないで生産事業を行なつた者又は偽りその他不正の行為によりその登録を受けた者

四 第十八条第一項、第二項又は第三項の規定に違反した者

五 第十九条第一項の規定による命令に従わなかつた者

六 第二十一条第一項の規定に違反して表示票等を不正に使用し、若しくは配布される種苗につき表示票等に紛らわしいものを添附し、若しくは交付した者又は同条第二項の規定に違反した者

七 第二十三条の規定による指定に係る時期以外の時期において配布の目的をもつて当該指定に係る種穂を採取した者又は同条の規定による禁止に従わなかつた者

八 第二十四条第二項の規定に違反した者

九 第二十九条第一項の規定による命令、制限又は禁止に従わなかつた者

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項又は第三項の規定に違反した者

二 第十三条第一項、第二項若しくは第三項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

三 第二十六条の規定に違反して帳簿を備えず、又は必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

四 第二十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第三十五条 第十二条第二項、第十四条第二項又は第十五条第三項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）（抄）

(行為の制限)

第十七条 原生自然環境保全地域内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、環境大臣が学術研究その他公益上の事由により特に必要と認めて許可した場合又は非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。

一〇十四 (略)

2 (略)

3 原生自然環境保全地域内において非常災害のために必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

4・5 (略)

(立入制限地区)

第十九条 (略)

2 (略)

3 何人も、立入制限地区に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 第十七条第一項ただし書の許可を受けた行為(第二十一条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行なうために立ち入る場合

二 非常災害のために必要な応急措置を行なうために立ち入る場合

三 原生自然環境保全地域に関する保全事業を執行するために立ち入る場合

四 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるものを行なうために立ち入る場合

五 前各号に掲げるもののほか、環境大臣がやむを得ない事由があると認めて許可した場合

(国等に関する特例)

第二十一条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第十七条第一項ただし書又は第十九条第三項第五号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国の機関にあつては環境大臣に協議し、地方公共団体にあつては環境大臣に協議しその同意を得なければならない。

2 国の機関又は地方公共団体は、第十七条第三項の規定により届出を要する行為をしたときは、同項の規定による届出の例により、環境大臣にその旨を通知しなければならない。

(特別地区)

第二十五条 (略)

2・9 (略)

10 次の各号に掲げる行為については、第四項及び第七項の規定は、適用しない。

一 (略)

二 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるもの

三 (略)

(野生動植物保護地区)

第二十六条 (略)

- 2 (略)
- 3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
 - 一 三 (略)
 - 二 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるものを行うためにする場合
 - 三 五・六 (略)
- 4 (略)
- (海中特別地区)
- 第二十七条 (略)
- 2 (略)
- 3 海中特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第一号から第三号まで及び第六号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものについては、この限りでない。
 - 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - 二 海底の形質を変更すること。
 - 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - 四 海面を埋め立て、又は干拓すること。
 - 五 熱帯魚、さんご、海そうその他これらに類する動植物で、海中特別地区ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。
 - 六 物を係留すること。
- 4・5 (略)
- 6 海中特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、環境大臣にその旨を届け出なければならない。
- 7・8 (略)
- 9 次の各号に掲げる行為については、第三項及び第六項の規定は、適用しない。
 - 一 (略)
 - 二 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるもの
 - 三 (略)
- (普通地区)
- 第二十八条 自然環境保全地域の区域のうち特別地区及び海中特別地区に含まれない区域(以下「普通地区」という。)内において次の

各号に掲げる行為をしようとする者は、環境大臣に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者及び第一号から第三号までに掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行なうために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が環境省令で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（海底を含む。）の形質を変更すること。

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

2 環境大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 環境大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

4・5 (略)

6 次の各号に掲げる行為については、第一項から第三項までの規定は、適用しない。

一・二 (略)

三 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるもの

四・五 (略)

(準用)

第三十条 第十八条の規定は自然環境保全地域の区域内における行為に対する命令について、第二十一条の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行なう行為について、それぞれ準用する。この場合において、第十八条第一項中「前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定により許可に附せられた条件」とあるのは、「第二十五条第四項、第二十六条第三項若しくは第二十七条第三項の規定に違反し、若しくは第二十五条第五項、第二十六条第四項若しくは第二十七条第四項において準用する第十七条第二項の規定により許可に附せられた条件に違反した者、第二十八条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による処分」と、第二十一条第一項中「第十七条第一項ただし書又は第十九条第三項第五号」とあるのは、「第二十五条第四項、第二十六条第三項第六号又は第二十七条第三項」と、同条第二項中「第十七条第三項」とあるのは、「第二十五条第七項、第二十七条第六項又は第二十八条第一項」と、「したとき」とあるのは、「したとき、又はしようとするとき」と、「同項」とあるのは、「これら」と読み替えるものとする。

(保全)

第四十六条 都道府県は、都道府県自然環境保全地域における自然環境を保全するため、条例で定めるところにより、その区域内に特別地区(野生動植物保護地区を含む。)を指定し、かつ、特別地区(野生動植物保護地区を含む。)内及び都道府県自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域内における行為につき、それぞれ自然環境保全地域の特別地区(野生動植物保護地区を含む。)又は普通地区における行為に関する第四章第二節の規定による規制の範囲内において必要な規制を定めることができる。この場合においては、当該地域に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

2・3 (略)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 都道府県が第四十六条第一項の規定に基づく条例で都道府県自然環境保全地域の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関又は地方公共団体が行なう行為に関する特例については、第三十条において準用する第二十一条の規定の例による。

都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)(抄)

(緑地保全地区における行為の制限)

第五条 緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該緑地保全地区に関する都市計画が定められた際すでに着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行なう行為については、この限りでない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 水面の埋立て又は干拓

五 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2
7

8 国の機関又は地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。)が行なう行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしよ
うとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

9 (略)

集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)(抄)

(行為の届出等)

第六条 集落地区計画の区域（集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一・二 （略）

三 国又は地方公共団体が行う行為

四・五 （略）

2）4 （略）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

（助言又は指導）

第八条 環境大臣は、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、希少野生動植物種の個体等の所有者又は占有者に対し、その個体等の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

（捕獲等の禁止）

第九条 国内希少野生動植物種及び緊急指定種（以下この節及び第五十四条第二項において「国内希少野生動植物種等」という。）の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

二 生計の維持のため特に必要があり、かつ、種の保存に支障を及ぼすおそれのない場合として環境省令で定める場合

三 人の生命又は身体への保護その他の環境省令で定めるやむを得ない事由がある場合（譲渡し等の禁止）

第十二条 希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一～五 （略）

六 希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする当事者の一方又は双方が国の機関又は地方公共団体である場合であつて環境省令で定める場合

七 （略）

2 （略）

（助言又は指導）

第三十五条 環境大臣は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

（管理地区）

第三十七条（略）

2・3（略）

4 管理地区の区域内（第八号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内。第四十条第一項及び第四十一条第一項において同じ。）においては、次に掲げる行為（第十号から第十四号までに掲げる行為については、環境大臣が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。

三 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

六 木竹を伐採すること。

七 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして環境大臣が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をする。

八 管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であつて環境大臣が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

九 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の環境大臣が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十 第七号の規定により環境大臣が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をする。

十一 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として環境大臣が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。

十二 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして環境大臣が指定する物質を散布すること。

十三 火入れ又はたき火をすること。

十四 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として環境大臣が定める方法によりその個体を観察すること。

5・7（略）

8 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して三月を経過する日までの間に環境大臣に環境省令で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。

9（略）

10 前項第一号に掲げる行為であつて第四項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して十四日を経過する日までの間に環境大臣にその旨を届け出なければならない。

(立入制限地区)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

4 何人も、環境大臣が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合

二 通常の管理行為又は軽易な行為で環境省令で定めるものをするために立ち入る場合

三 前二号に掲げるもののほか、環境大臣がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合

5 (略)

(監視地区)

第三十九条 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分(次条第一項及び第四十一条第一項において「監視地区」という。

)の区域内において第三十七条第四項第一号から第五号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、環境大臣に環境省令で定める事項を届け出なければならない。

2・6 (略)

(措置命令等)

第四十条 環境大臣は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第三十七条第四項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区の区域内において同項第一号から第五号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2・3 (略)

(報告徴収及び立入検査等)

第四十一条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第三十七条第四項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第一号から第五号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が国内希少野生動植物種の保存に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3・4 (略)

(国等に関する特例)

第五十四条 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業については、第八条、第九条、第十二条第一項、第三十五条、第三十七条第四項及び第十項、第三十八条第四項、第三十九条第一項、第四十条第一項並びに第四十一条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 国の機関又は地方公共団体は、第九条第二号及び第三号に掲げる場合以外の場合に国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、第十二条第一項第二号から第七号までに掲げる場合以外の場合に希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとするとき、又は第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは

、環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、国の機関にあつては環境大臣に協議し、地方公共団体にあつては環境大臣に協議しその同意を得なければならない。

3 国の機関又は地方公共団体は、第三十七条第八項の規定により届出をして引き続き同条第四項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第十項若しくは第三十九条第一項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、環境省令で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、環境大臣にその旨を通知しなければならない。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）（抄）

（特別特定建築物に対する基準適合命令等）

第四条 都道府県知事は、特定建築物について第二条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築主に対し、前条に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、特定建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項又は第二項の規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

3 5 （略）

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（抄）

（対象事業）

第四条 この法律による特別の措置は、次に掲げる事業について講じられるものとする。

一 十 （略）

十一 水資源開発公団が設置する水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項第一号の施設及び同条第二項第一号の愛知豊川用水施設に関する事業

十二・十三 （略）

（事業の準備のための立入り等及びその損失の補償に関する土地収用法の準用）

第九条 第四条各号に掲げる事業の準備のための土地の立入り、障害物の伐除及び土地の試掘等並びにこれらの行為により生じた損失の補償については、土地収用法第二章並びに第九十一条及び第九十四条の規定を準用する。この場合において、同法第十一条第一項、第三項及び第四項、第十四条第一項及び第三項、第十五条第一項、第九十一条第一項並びに第九十四条第一項及び第二項中、「起業者」とあるのは、「事業者」と、同法第九十一条第一項中、「第十一条第三項、第十四条又は第三十五条第一項」とあるのは、「大深度地下の公共

的使用に関する特別措置法第九条において準用する第十一条第三項又は第十四条」と、「土地又は工作物」とあるのは「土地」と、同法第九十四条第一項中「前三条」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第九条において準用する第九十一条」と、「損失を受けた者（前条第一項に規定する工事をするを必要とする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「損失を受けた者」と、同条第六項中「起業者である者」とあるのは「事業者である者」と、同条第七項中「この法律」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」と読み替えるものとする。

（使用の認可に関する処分を行う機関）

第十一条 事業が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、国土交通大臣が使用の認可に関する処分を行う。

一 国又は都道府県が事業者である事業

二 四（略）

2（略）

（使用認可申請書）

第十四条（略）

2 4（略）

5 第二項第八号から第十号までに掲げる意見書は、事業者が意見を求めた日から三週間を経過してもこれを得ることができなかったときは、添付することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかった事情を疎明する書類を添付しなければならない。

（関係行政機関の意見の聴取等）

第十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可に関する処分を行うおとす場合において、第十四条第五項の規定により意見書の添付がなかったときその他必要があると認めるときは、同条第二項第八号の事業の用に供する者又は申請に係る事業の施行について関係のある行政機関の意見を求めなければならない。ただし、同号の事業の用に供する者については、その者を確知することができないときその他その意見を求めることができないときは、この限りでない。

2 申請に係る事業の施行について関係のある行政機関は、使用の認可に関する処分について、国土交通大臣又は都道府県知事に対して意見を述べることができる。

（手数料）

第三十九条 第十四条の規定によつて国土交通大臣に対して使用の認可を申請する者は、国に実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、その者が国又は都道府県であるときは、この限りでない

水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）（抄）

（業務）

第十八条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 水資源開発基本計画に基づいて、次に掲げる施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。）の新築又は改築を行なうこと。

イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設
ロ イに掲げる施設と密接な関連を有する施設

二、四（略）

2 公団は、前項の業務のほか、次の業務を行なう。

一 愛知豊川用水施設（旧愛知用水公団法（昭和三十年法律第四百十一号）第十八条第一項第一号イ及びロの事業の施行によつて生じた施設で水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第二条第一項の規定により公団が承継したものをいう。以下同じ。）の操作、維持、修繕その他の管理を行なうこと。

二・三（略）

3（略）

（事業実施計画）

第二十条（略）

2・3（略）

4 主務大臣は、第十八条第一項第一号の業務（第五十五条第二号に規定する施設（以下「特定施設」という。）に係るものを除く。）であつてかんがい排水に係るものについて第一項の規定による事業実施計画の認可をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第二十九条（略）

2 公団は、愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道若しくは工業用水道の用に供する者又は愛知豊川用水施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区に、政令で定めるところにより、当該施設の管理及びこれについての災害復旧工事に要する費用を負担させるものとする。

（借入金及び水資源開発債券）

第三十九条 公団は、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は水資源開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2、8（略）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）（抄）

（対象建設工事の届出等）

第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造

二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類

三 工事着手の時期及び工程の概要

四 分別解体等の計画

五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

六 その他主務省令で定める事項（国等に関する特例）

2・3 （略）

第十一条 国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（抄）

（法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物）

第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。

一 二十八 （略）

二十九 水資源開発公団が設置する水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項第一号の施設である建築物
三十・三十一 （略）

（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第三十六条の三 法第五十二条の二第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、国、都道府県若しくは市町村（都の特別区を含む。第三十七条の二及び第三十八条において同じ。）又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設（法第十一条第一項第八号から第十号までに掲げるものを除く。）に関する都市計画に適合して行う行為とする。

（法第五十三条第一項第三号の政令で定める行為）

第三十七条の二 法第五十三条第一項第三号の政令で定める行為は、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行うものとする。

（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第三十八条の三 法第五十七条の三第一項において準用する法第五十二条の二第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、第三十六条の三に規定する行為とする。

（遊休土地の買取りの協議を行う法人）

第三十八条の十 法第五十八条の九第一項の政令で定める法人は、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人空港周辺整備機構、環境事業団、雇用・能力開発機構、首都高速道路公団、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興整備公団、中小企業総合事業団、都市基盤整備公団、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団及び労働福祉事業団とする。

文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（抄）

(法第五十七条の三第一項の政令で定める法人)

第一条 文化財保護法(以下「法」という。)
第五十七条の三第一項の政令で定める法人は、宇宙開発事業団、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、金属鉱業事業団、港務局、雇用・能力開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路公団、新工ネルギー・産業技術総合開発機構、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業総合事業団、帝都高速交通営団、電源開発株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市基盤整備公団、土地開発公社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本原子力研究所、日本電信電話株式会社、日本道路公団、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、阪神高速道路公団、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑資源公団、理化学研究所、労働福祉事業団及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

(伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準)

第四条 (略)

2 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市(特別区を含む。以下同じ。)
町村の教育委員会(都市計画に定められた保存地区にあつては、市町村の長及び教育委員会とし、以下この条において単に「教育委員会」という。)
の許可を受けなければならないものとする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。

一 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)
の新築、増築、改築、移転又は除却

二 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

三 宅地の造成その他の土地の形質の変更

四 木竹の伐採

五 土石の類の採取

六 前各号に掲げるもののほか、保存地区の現状を変更する行為で条例で定めるもの

3・4 (略)

5 国又は地方公共団体の機関が行う行為については、第二項の規定による許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国又は地方公共団体の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会に協議しなければならないものとする。

6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。

一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学

大臣の指定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為（当該保存地区の保存に支障があると認められて条例で定めるものを除く。）

二（略）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（抄）

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第五十七条の三 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第五十七条の六において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2）5（略）

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）（抄）

（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第四条 法第七条第一項第三号の政令で定める行為は、国、都府県若しくは市町村（都の特別区を含む。）又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第十二条 法第二十六条第一項第三号の政令で定める行為は、国、都府県若しくは市町村（都の特別区を含む。）又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）

（建築行為等の制限）

第七条 土地区画整理促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一・二（略）

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2）4（略）

（建築行為等の制限）

第二十六条 住宅街区整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限り

でない。

一・二 (略)

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

地方拠点都市地域の整備及び産業界務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）（抄）

第六条 法第二十一条第一項第三号の政令で定める行為は、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

地方拠点都市地域の整備及び産業界務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）

（建築行為等の制限等）

第二十一条 拠点整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一・二 (略)

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2) 8 (略)

被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）（抄）

第三条 法第七条第一項第三号の政令で定める行為は、国、都道府県若しくは市町村（都の特別区を含む。）又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）

（建築行為等の制限等）

第七条 被災市街地復興推進地域において、第五条第二項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一・二 (略)

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2) 7 (略)

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 次に掲げる者をいう。

イ 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）

ロ 特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この号、第十二条第一項及び第四十一条第二項において同じ。）以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）

二 被扶養者 次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹

ロ 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの

ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時（失踪の宣告を受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたものをいう。

四 退職 職員が死亡以外の事由により職員でなくなること（職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなることを除く。）をいう。

五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

七 各省各庁 衆議院、参議院、内閣（環境省を含む。）、各省（環境省を除く。）、裁判所及び会計検査院をいう。

2 前項第二号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号の規定の適用上組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持することの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項第三号の規定の適用については、子又は孫は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き第八十一条第二項に規定する障害等級の二級若しくは二級に該当する障害の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなす。

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

第二百二十四条の二 組合員(長期給付に關する規定の適用を受けない者を除く。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(第四項において「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となつたため退職した場合(政令で定める場合を除く。)又は組合員(長期給付に關する規定の適用を受けない者を除く。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き同条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(同項において「特定公庫等」という。)の役員(常時勤務に服することを要しないものを除く。以下「特定公庫等役員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に關する規定(第四十一条第二項の規定を除く。)の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出(公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。)の際に所屬していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国又は公社の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国又は公社の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第一百零二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、独立行政法人、公社又は職員団体」とあり、及び「国、独立行政法人、公社又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。

2
5 (略)

国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)(抄)

(継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等の範囲)

第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 水資源開発公団、地域振興整備公団、緑資源公団(農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団並びに森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団

を含む。）、石油公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団を含む。）、新東京国際空港公団、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団、都市基盤整備公団（都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号。以下「旧住宅・都市整備公団法」という。）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団並びに都市基盤整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団を含む。）、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団並びに本州四国連絡橋公団

二）五（略）

2 法第百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に該当する同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 緑資源公団、石油公団、日本道路公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団及び都市基盤整備公団

二）五（略）

（継続長期組合員についての特例を適用しない場合）

第四十四条 法第百二十四条の二第一項に規定する政令で定める場合は、公庫等職員（同項に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。）が公庫等（同項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）の要請に応じてその職を退き、引き続き職員である長期組合員となつた後退職し、引き続き再び元の公庫等の公庫等職員となつた場合であつて、その者が同項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として財務省令で定める場合とする。

2 継続長期組合員が法第百二十四条の二第一項に規定する転出の日以後再び長期組合員となることなく同条第二項第一号又は第二号に掲げる場合に該当し、その資格を喪失したときは、長期給付に関する規定の適用については、同項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するに至つた日に退職したものとみなす。

附則（抄）

（水資源開発公団法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置）

第三十一条 旧愛知用水公団の役員又は職員で昭和四十三年十月一日前に旧愛知用水公団法（昭和三十年法律第百四十一号）第四十八条の規定の適用を受けていたものに係る施行法の規定の適用については、なお従前の例による。この場合においては、水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第二条第一項の規定の適用があるものとする。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条 地方公共団体は、法人とする。

）（略）

この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二（略）
）（略）

国土交通省組織令（平成十二年六月七日政令第二百五十五号）（抄）

（水資源政策課の所掌事務）

第七十八条 水資源政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一（三）（略）
- 三 水資源開発基本計画に基づく事業に関する共同費用の配分の基準に関する事。
- 四 水資源開発公団の組織及び運営一般に関する事。
- 五 水資源部の所掌事務に係る国際協力に関する事。
- 六 国土審議会水資源分科会の庶務に関する事。
- 七 前各号に掲げるもののほか、水資源部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

水資源開発公団法施行令の一部を改正する法律（平成二年政令第三百十八号）（抄）

水資源開発公団法施行令（昭和三十七年政令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第一項中「この条において」を削り、「したがい」を「従い」に改め、同条第五項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する部分の負担金についての元利均等年賦支払の支払期間は、それぞれ当該各号に掲げる年度から起算するものとする。

一 水資源開発施設の新築又は改築の工事が完了する以前において、土地改良区負担金を負担する土地改良区の組合員のうち当該水資源開発施設により受けるべき利益のすべてを受けている者があり、かつ、当該土地改良区に当該土地改良区負担金のうちその利益のすべてを受けている者に係る部分の額を負担させることが適当であると主務大臣が認める場合その利益のすべてが発生した年度の翌年度以降において主務大臣の指定する年度

二 水資源開発施設の新築又は改築の工事が完了する以前において、指定工事（当該新築又は改築の工事のうち早期に完了すべきものとして法第二十条第一項の事業実施計画においてあらかじめ指定した部分の工事をいう。以下この号及び第七項において同じ。）

）が完了し、かつ、土地改良区負担金を負担する土地改良区に当該土地改良区負担金のうち当該指定工事に係る部分の額を負担さ

せることが適當であると主務大臣が認める場合、当該指定工事が完了した年度の翌年度以降において主務大臣の指定する年度
三 水資源開発施設の新築又は改築の工事が完了する以前において、土地改良区負担金を負担する土地改良区から既に完了した部分
の工事に係る部分の負担金の支払を開始したい旨の申出があり、かつ、当該申出に係る部分の工事の規模等からみて当該申出に係
る部分の負担金を他の負担金の部分と分けて支払わせることが適當であると主務大臣が認める場合（前二号に掲げる場合を除く。
）当該土地改良区が支払期間の始期として申し出た年度

第二十四条の二に次の一項を加える。

7 第五項第二号の規定により指定工事を指定する場合には、法第二十条第一項の事業実施計画において、当該指定工事に關し、受益地
の区域、工事計画、工期並びに費用及びその負担方法を記載しなければならない。

第二十六条の三第四項中「から第六項まで」を「から第七項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項第三号中「土地改良区負担金を負担する土地改良区」とあるのは「法第三十条の規定により負担金
を支払うべき都道府県」と、「当該土地改良区」とあるのは「当該都道府県」読み替えるものとする。

附則中第二十項を第二十三項とし、第十項から第十九項までを三項ずつ繰り下げる。

附則第九項中「附則第五項」「附則第八項」に、「附則第七項」を「附則第十項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第八項中「附則第六項」を「附則第九項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則中第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、第四項の次に次の三項を加える。

5 特定施設以外の水資源開発施設（かんがい排水の用途に供される施設を含むものに限る。以下「かんがい排水等施設」という。）の
新築又は改築の工事で当該かんがい排水等施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の農業経営の状況からみて当該新築又は改築
の工事に係る土地改良区負担金の全部又は一部を元利均等年賦支払以外の年賦支払の方法により支払わせることを相当と認めて主務大
臣が指定するものについての第二十四条の二第四項及び第五項（第二十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用
については、当分の間、これらの規定中「元利均等年賦支払」とあるのは、「主務大臣の定める年賦支払」とする。

6 かんがい排水等施設の新築又は改築の工事で当該かんがい排水等施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の農業経営の状況か
らみて当該新築又は改築の工事に係る土地改良区負担金の全部又は一部を通常の支払期間により支払わせることが困難であると認めて
主務大臣が指定するものについての第二十四条の二第五項（第二十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用につ
いては、当分の間、第二十四条の二第五項中「支払期間（据置期間を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「支払期間」と
、「十七年以上で内閣総理大臣及び主務大臣の定める期間とし、その据置期間は、二年以上で内閣総理大臣及び主務大臣の定める期間
」とあるのは「二十五年」とする。

7 主務大臣は、当分の間、第二十四条の二第五項（第二十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、水資
源開発公団法施行令の一部を改正する政令（平成二年政令第三百十八号。次項において「平成二年改正令」という。）の施行の際現に
公団が行っているかんがい排水等施設の新築又は改築の工事につきその一部が完了した場合において、当該新築又は改築の工事に係る
土地改良区負担金及び法第三十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金のうちその完了した工事の部分に應ずる負担金の部
分を当該新築又は改築の工事が完了する以前に負担させることが適當であると認めるときは、当該新築又は改築の工事の一部が完了し
た年度の翌年度以降の年度を当該負担金の部分についての支払期間の始期として指定することができる。この場合には、主務大臣は、

あらかじめ、当該土地改良区及び当該都道府県の同意を得なければならない。

附則（抄）

1 この政令は、公布の日（平成2年10月31日）から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の水資源開発公団法施行令第二十四条の二第五項第二号（同令第二十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日以後に水資源開発公団法第二十条第一項の規定による事業実施計画の作成が行われた水資源開発施設の新築又は改築の工事について適用し、この政令の施行の日前に当該事業実施計画の作成が行われた水資源開発施設の新築又は改築の工事については、なお従前の例による。

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年九月四日法律第八十六号）（抄）

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用等）

第五条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。）の規定（罰則を含む。）は、国が第二条第一項第二号又は第二条の二第一項に該当する事業に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合における当該無利子の貸付金（以下この条において「無利子貸付金」という。）について準用する。この場合において、補助金等適正化法の規定（第一条第一項、第四項及び第五項、第三条第二項、第六条第一項、第七条第二項、第十条第三項、第十一条、第十五条、第十七条第三項、第十八条第一項及び第二項、第二十条、第二十七条並びに第二十九条を除く。）中「交付」とあるのは、「貸付け」と読み替えるほか、別表の上欄に掲げる補助金等適正化法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2・3（略）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年八月二十七日法律第七十九号）（抄）

（補助金等の交付の決定）

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならぬ。

2・4（略）

水資源開発公団法施行令（昭和三十七年四月三十日政令第七十七号）（抄）

(公団が行なう河川管理者の権限等)

第九条 公団が行なう特定施設(法第二十條第四項に規定する特定施設をいう。以下同じ。)の新築若しくは改築又は当該新築若しくは改築に係る特定施設の管理に關しては、公団は、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十四條(河川管理施設の操作規則)、第十七條から第十九條まで(兼用工作物の工事等の協議等)、第二十一條(工事の施行に伴う損失の補償)、第六十六條から第六十八條まで(兼用工作物の費用等)、第七十四條(強制徴収)、第八十九條(調査、工事等のための立入り等)及び第九十九條(地方公共団体への委託)の規定に基づく河川管理者の権限を行なうものとする。

2 前項の規定により公団が負担させる河川法第六十七條又は第六十八條第二項の規定に基づく負担金は公団の収入とし、公団は、同法第七十四條第三項の場合においては、国税滞納処分例により、滞納処分をすることができる。

3 第一項の規定により公団が河川管理者の権限を行なう場合において、河川法第十八條の他の工事の施行者若しくは他の行為の行為者、同法第十九條の他の工事の目的である工作物の管理者又は同法第六十七條若しくは第六十八條第二項の費用を負担する者が、国若しくはその機關又は地方公共団体若しくはその長であるときは、公団は、あらかじめ、これらの者に協議しなければならない。

(特定施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の負担金)

第二十一條 (略)

2 法第二十八條第一項の規定により同項の流水をかんがいの用に供する者が負担する負担金の額は、第十四條の規定による特定施設の新築又は改築に要する費用の額のうち、かんがいの用途について、第十五條第一項の規定の例により算出した額に、当該特定施設の新築又は改築が公団が承継した国の水資源開発事業に係るものである場合にあつては百分の十、その他の場合にあつては百分の二十一(その割合によることが著しく公平を欠くと認められる場合にあつては、百分の十以上百分の二十一未満の範囲内で国土交通大臣が財務大臣に協議して定める割合)を乗じて得た額を、前項に規定する者を含む法第二十八條第一項の流水をかんがいの用に供する者が負担するものと仮定した場合において、当該流水をかんがいの用に供する者の負担することとなる金額に相当する額及びその額に対応する利息の額とし、その額の算定は、国土交通大臣の定めるところにより、その者の受ける利益の程度に応じて、都道府県知事が行なうものとする。

(水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の負担)

第二十四條 法第二十九條第一項の規定により水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供する者が当該水資源開発施設の新築又は改築につき負担する負担金(以下この条において「水道等負担金」という。)の額は、次の各号に掲げる額を合算した額にその者に当該水資源開発施設を利用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額並びにその額に対応する前条の利息の額とする。この場合において、法第四十三條の規定による補助金があるときは、当該補助金でその者に係るものの額を控除するものとする。

一 水道又は工業用水道の用途に専ら供される施設に係る費用(当該費用のうち消費税及び地方消費税に相当する額に係る部分を除く)ほか、当該施設に係る水資源開発施設が水道又は工業用水道の用途に専ら供されるものである場合において、法第三十一條の規定により公団が負担させる費用があるときは、当該費用を除く。)の額(当該施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供する者が二以上あるときは、その額にその者の負担割合を乗じて得た額)

二 水道又は工業用水道の用途を含む二以上の用途に併せ供される施設に係る費用（当該費用のうち消費税及び地方消費税に相当する額に係る部分を除くほか、当該施設のうち発電に係る部分の新築若しくは改築を公団に委託した者が負担すべき費用、法第三十一条の規定により公団が負担させる費用又は河川法第六十六条、第六十七条若しくは第六十八条第二項の規定により公団以外の者が負担すべき費用があるときは、当該費用を除く。）の額に、当該施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供する者の負担割合を乗じて得た額

2・3 (略)

4 第一項の水道等負担金の支払方法は、割賦支払又は一時支払の方法によるものとし、割賦支払の方法による場合並びにその場合における支払期間及びその始期、利子率その他支払方法に関する基本的事項は、国土交通大臣及び主務大臣の定めるところによる。

第二十四条の二 (略)

2 前項の都道府県農業分担額は、法第三十条第一項の規定により水資源開発施設の新築又は改築に要する費用を負担すべき都道府県ごとに定められるものとし、その都道府県ごとの額は、当該都道府県が一である場合においては、次の各号に掲げる額を合算した額とし、当該都道府県が二以上ある場合においては、主務大臣が当該都道府県の区域内の当該水資源開発施設による受益地の受益の程度を勘案し、かつ、当該都道府県知事の意見を聴いて、当該都道府県ごとにその額をあん分して定めた額とする。

一 かんがい排水の用途に専ら供される施設に係る費用（当該施設に係る水資源開発施設がかんがい排水の用途に専ら供されるものである場合において、法第三十一条の規定により公団が負担させる費用があるときは、当該費用を除く。）の額

二 かんがい排水の用途を含む二以上の用途に併せ供される施設に係る費用（当該費用のうち公団が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額に係る部分を除くほか、当該施設のうち発電に係る部分の新築若しくは改築を公団に委託した者が負担すべき費用又は法第三十一条の規定により公団が負担させる費用があるときは、当該費用を除く。）の額に、かんがい排水の用途について、前条第一項第二号に規定する流水を水道又は工業用水道の用に供する者の負担割合の算定の例により算定された割合を乗じて得た額

3 (略)

4 第一項の土地改良区負担金の支払方法は、元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該負担金を負担する土地改良区の申出があるときに限りその負担金の全部若しくは一部につき一時支払の方法によるものとする。

5 前項の元利均等年賦支払の支払期間（据置期間を含む。以下この項において同じ。）は、当該水資源開発施設の新築又は改築の工事が完了した年度の翌年度から起算して十七年以上で国土交通大臣及び主務大臣の定める期間とし、その据置期間は、二年以上で国土交通大臣及び主務大臣の定める期間とし、その利子率は、当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の財源とされる借入金金の利子率を基礎として国土交通大臣及び主務大臣の定める率（第一項の土地改良区負担金が公団が承継した国の水資源開発事業に係るものである場合において、当該事業を行うにつき国が要した費用のうちに国が一般会計において支出した費用（一般会計から国営土地改良事業特別会計に繰り入れたもののうち国庫が負担すべきものを除く。）があるときは、当該土地改良区負担金のうちその費用の額に応じ主務大臣が定めた額の負担金については、年五分）とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する部分の負担金についての元利均等年賦支払の支払期間は、それぞれ当該各号に掲げる年度から起算するものとする。

一 水資源開発施設の新築又は改築の工事が完了する以前において、土地改良区負担金を負担する土地改良区の組合員のうち当該水資

源開発施設により受けるべき利益のすべてを受けている者があり、かつ、当該土地改良区に当該土地改良区負担金のうちその利益のすべてを受けている者に係る部分の額を負担させることが適当であると主務大臣が認める場合、その利益のすべてが発生した年度の翌年度以降において主務大臣の指定する年度

二 水資源開発施設の新築又は改築の工事が完了する以前において、指定工事（当該新築又は改築の工事のうち早期に完了すべきものとして法第二十条第一項の事業実施計画においてあらかじめ指定した部分の工事をいう。以下この号及び第七項において同じ。）が完了し、かつ、土地改良区負担金を負担する土地改良区に当該土地改良区負担金のうち当該指定工事に係る部分の額を負担させることが適当であると主務大臣が認める場合、当該指定工事が完了した年度の翌年度以降において主務大臣の指定する年度

三 水資源開発施設の新築又は改築の工事が完了する以前において、土地改良区負担金を負担する土地改良区から既に完了した部分の工事に係る部分の負担金の支払を開始したい旨の申出があり、かつ、当該申出に係る部分の工事の規模等からみて当該申出に係る部分の負担金を他の負担金の部分と分けて支払わせることが適当であると主務大臣が認める場合（前二号に掲げる場合を除く。）当該土地改良区が支払期間の始期として申し出た年度

6 (略)

(水資源開発施設等の管理及び災害復旧工事に要する費用の負担)

第二十六条 法第二十九条第一項の規定により水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供する者が当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の額は、前条の規定による当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用（当該費用のうち消費税及び地方消費税に相当する額に係る部分を除くほか、同条の規定による当該水資源開発施設の管理若しくは災害復旧工事に要する費用に係る同条第一項の利息又はダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るもの若しくは河川法第六十六条、第六十七条若しくは第六十八条第二項の規定により公団以外の者が負担すべき費用があるときは、これらの利息又は費用を除く。）の額に、その者の当該水資源開発施設の新築又は改築に係る法第二十九条第一項の負担金の額（その者に当該水資源開発施設を利用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額）を控除し、第二十四条第一項の利息があるときは、当該利息の額を控除し、法第四十三条の規定による補助金があるときは、当該補助金でその者に係るものの額を加算した額。以下この項において「新築負担金の額」という。）の当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用（当該費用のうち消費税及び地方消費税に相当する額に係る部分を除くほか、当該水資源開発施設の新築若しくは改築に要する費用に係る第二十三条の利息、法第三十一条の規定により公団が負担させる費用又は河川法第六十六条、第六十七条若しくは第六十八条第二項の規定により公団以外の者が負担すべき費用があるときは、当該利息又は当該費用を除く。以下この項において「新築費用」という。）の額に對する割合を乗じて得た額、ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものの額にその者の新築負担金の額の当該新築費用（水道及び工業用水道に係る部分に限る。）の額に對する割合を乗じて得た額並びにこれらの額に對する前条第一項の利息の額並びにその者のために行う当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額とする。ただし、これらの割合により算定することが著しく公平を欠くと認められるときは、主務大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、当該負担金を負担する者の意見を聴いて、別に負担金の額を定めることができる。

2 法第二十九条第二項の規定により愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道又は工業用水道の用に供する者が当該愛知豊川用水

施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の額は、前条の規定による当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事に要する費用（当該費用のうち消費税及び地方消費税に相当する額に係る部分を除くほか、同条の規定による当該愛知豊川用水施設の管理若しくは災害復旧工事に要する費用に係る同条第一項の利息又はダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該愛知豊川用水施設に係るものがあるときは、当該利息又は当該費用を除く。）の額に、その者が当該愛知豊川用水施設により受ける利益及びその者が当該愛知豊川用水施設を利用する態様を勘案し、かつ、その者の意見を聴いて農林水産大臣が定める割合を乗じて得た額、ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該愛知豊川用水施設に係るもの、その者の意見を聴いて農林水産大臣が定める額、これらの額に対応する同条第一項の利息の額並びにその者のために行う当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事ににつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額とする。

3 第二十四条第四項の規定は、前二項の負担金の支払方法について準用する。

第二十六条の二 法第二十九条第一項の規定により水資源開発施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区が当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の額は、第二十五条の規定による当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用（当該費用のうち公団が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額に係る部分を除くほか、同条の規定による当該水資源開発施設の管理若しくは災害復旧工事に要する費用に係る同条第一項の利息又はダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものがあるときは、当該利息又は当該費用を除く。）の額に当該土地改良区の地区をその区域に含む都道府県に係る第二十六条の四第一項の災害復旧工事等都道府県農業分担割合を乗じて得た額（当該管理又は災害復旧工事について国の補助金があるときは、当該補助金で当該都道府県に係るものの額を控除した額）から、当該管理又は災害復旧工事についての法第三十条第一項の規定による当該都道府県の負担金の額（第二十五条第一項の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）を除いた額（当該都道府県の区域内にその地区のある土地改良区で当該管理又は災害復旧工事についての法第二十九条第一項の規定による負担金を負担すべきものが二以上ある場合においては、その額に、主務大臣が定める基準に従い、それぞれの土地改良区の組合員が当該水資源開発施設により受ける利益を勘案して、当該土地改良区につき公団が定める割合を乗じて得た額）及びその額に対応する第二十五条第一項の利息の額とする。

2 法第二十九条第二項の規定により愛知豊川用水施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区が当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の額は、当該土地改良区の地区をその区域に含む県に係る災害復旧工事等農業分担額（当該管理又は災害復旧工事について国の補助金があるときは、当該補助金で当該県に係るものの額を控除した額）から、当該管理又は災害復旧工事についての法第三十条第一項の規定による当該県の負担金の額（第二十五条第一項の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）を控除した額（当該県の区域内にその地区のある土地改良区で当該管理又は災害復旧工事についての法第二十九条第二項の規定による負担金を負担すべきものが二以上ある場合においては、その額に、農林水産大臣の定める基準に従い、それぞれの土地改良区の組合員が当該愛知豊川用水施設により受ける利益を勘案して、当該土地改良区につき公団が定める割合を乗じて得た額）及びその額に対応する第二十五条第一項の利息の額とする。

3 前項の災害復旧工事等農業分担額は、法第三十条第一項の規定により愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事に要する費用を負担すべき県ごとに定められるものとし、その県ごとの額は、当該県が一である場合においては、第二十五条の規定による当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事に要する費用（当該費用に係る同条第一項の利息があるときは、当該利息を除く。）の額から、法第

二十九条第二項の規定により愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道又は工業用水道の用に供する者が当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の額（第二十五条第一項の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）を控除し、かつ、その者が水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第八条に規定する契約により負担する費用があるときは、当該費用（当該費用に係る利息があるときは、当該利息を除く。）の額を控除した額とし、当該県が二以上ある場合において、農林水産大臣が当該県の区域内の当該愛知豊川用水施設による受益地の受益の程度を勘案し、かつ、当該県知事の意見を聴いて、当該県ごとにその額をあん分して定めた額とする。

4 第二十四条第四項の規定は、第一項及び第二項の負担金の支払方法について準用する。

（かんがい排水に係る都道府県の負担金）

第二十六条の三 法第三十条第一項の規定により都道府県が公団に支払うべき負担金で水資源開発施設の新築又は改築に係るものの額は、当該都道府県に係る第二十四条の二第一項の都道府県農業分担額（当該新築又は改築について法第四十三条の規定による補助金があるときは、第二十七条第三項の規定により算定された補助金で当該都道府県に係るものの額を控除した額）に百分の六十九（当該都道府県が、当該新築又は改築についての法第二十九条第一項の規定による負担金を負担する土地改良区でその地区が当該都道府県の区域内にあるものと協議して別に割合を定めて公団に申し出たときは、その申し出た割合）を乗じて得た額（当該都道府県が適用団体である場合には、第二十七条第四項の規定により加算される補助金の額で当該都道府県に係るものの額を控除した額）及びその額に対応する第二十三条の利息の額とする。

2・3 （略）

4 第二十四条の二第四項から第七項までの規定は、第一項に規定する都道府県の負担金の支払方法について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「土地改良区負担金を負担する土地改良区」とあるのは「法第三十条第一項の規定により負担金を支払うべき都道府県」と、「当該土地改良区」とあるのは「当該都道府県」と読み替えるものとする。

5 （略）

第二十六条の四 法第三十条第一項の規定により都道府県が公団に支払うべき負担金で水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に係るものの額は、第二十五条の規定による当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用（当該費用のうち公団が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額に係る部分を除くほか、同条の規定による当該水資源開発施設の管理若しくは災害復旧工事に要する費用に係る同条第一項の利息又はダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものがあるときは、当該利息又は当該費用を除く。）の額に災害復旧工事等都道府県農業分担割合を乗じて得た額（当該管理又は災害復旧工事について国の補助金があるときは、当該補助金で当該都道府県に係るものの額を控除した額）に百分の五十（当該都道府県が、当該管理又は災害復旧工事についての法第二十九条第一項の規定による負担金を負担する土地改良区でその地区が当該都道府県の区域内にあるものと協議して別に割合を定めて公団に申し出たときは、その申し出た割合）を乗じて得た額及びその額に対応する第二十五条第一項の利息の額とする。

2 （略）

3 第二十四条第四項の規定は、第一項に規定する都道府県の負担金の支払方法について準用する。

4 （略）

第二十六条の五 法第三十条第一項の規定により県が公団に支払うべき負担金で愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事に係るもの額は、管理に係るものにあつては第一号に掲げる額に、災害復旧工事に係るものにあつては第二号に掲げる額に百分の五十（当該県が、当該管理又は災害復旧工事についての法第二十九条第二項の規定による負担金を負担する土地改良区でその地区が当該県の区域内にあるものと協議して別に割合を定めて公団に申し出たときは、その申し出た割合）を乗じて得た額及びその額に対応する第二十五条第一項の利息の額とする。

一 当該愛知豊川用水施設の管理に係る第二十六条の二第二項の災害復旧工事等県農業分担額のうち、農林水産大臣が当該県知事の意見を聴いて定める施設の管理に要する費用に対応する部分の額（その施設の管理について国の補助金があるときは、当該補助金で当該県に係るものの額を控除した額）

二 当該愛知豊川用水施設の災害復旧工事に係る第二十六条の二第二項の災害復旧工事等県農業分担額（当該災害復旧工事にについて国の補助金があるときは、当該補助金で当該県に係るものの額を控除した額）

2 第二十四条第四項の規定は、前項に規定する県の負担金の支払方法について準用する。

3 (略)

(補助金)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 法第四十三条の規定による補助金でかんがい排水に係るものの額は、水資源開発施設（特定施設でその新築又は改築に係る法第二十六条第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれているものを除く。）の新築又は改築に係るものにあつては、

法第三十条第一項の規定により当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用を負担すべき都道府県に係る第二十四条の二第一項の都道府県農業分担額を合算した額に百分の七十を超えない範囲内で農林水産大臣が財務大臣と協議して定める割合を乗じて得た額とし、当該水資源開発施設の災害復旧工事に係るものにあつては、法第三十条第一項の規定により当該水資源開発施設の災害復旧工事に要する費用を負担すべき都道府県ごとに当該費用（当該費用のうち公団が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額に係る部分を除く）ほか、当該都道府県が同項の規定により負担すべき当該水資源開発施設の災害復旧工事に要する費用に係る第二十五条

第一項の利息があるときは、当該利息を除く。）の額に当該都道府県に係る第二十六条の四第一項の災害復旧工事等都道府県農業分担割合を乗じて得た額を合算した額に百分の六十五以上において農林水産大臣が財務大臣と協議して定める割合を乗じて得た額とする。

4 前項の水資源開発施設の新築又は改築につき法第三十条第一項の規定により当該新築又は改築に要する費用を負担する都道府県に適用団体であるものがある場合においては、当該新築又は改築についての前項の規定による補助金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、当該適用団体である都道府県に係る都道府県農業分担額に同項の規定により百分の七十を超えない範囲内で定められる割合に後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第三条第一項に規定する引上率から一を減じた率を乗じて得た割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額を加算したことにより、当該適用団体である都道府県について第二十六条の三第一項の規定により算定された負担金の額（第二十三条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）の当該適用団体である都道府県に係る都道府県農業分担額に対する割合が十分の一以下となる場合においては、当該適用団体である都道府県に係る加算額は、当該割合が十分の一となるように算定される額とする。

5・6 (略)

(他の法令の準用)

第三十条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇二十 (略)

二十一 登記手数料令(昭和二十四年政令第四百十号)第七条(手数料の不用)

二十二〇二十七 (略)

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合には、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
登記手数料令第七条	国又は地方公共団体の職員	水資源開発公団の役員又は職員
(略)	(略)	(略)

附則 (抄)

1〇5 (略)

6 かんがい排水等施設の新築又は改築の工事で当該かんがい排水等施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の農業経営の状況からみて当該新築又は改築の工事に係る土地改良区負担金の全部又は一部を通常の支払期間により支払わせることが困難であると認め、主務大臣が指定するものについての第二十四条の二第五項(第二十六条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、第二十四条の二第五項中「支払期間(据置期間を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「支払期間」と、「十七年以上で国土交通大臣及び主務大臣の定める期間とし、その据置期間は、二年以上で国土交通大臣及び主務大臣の定める期間」とあるのは「二十五年」とする。

7・8 (略)

(国の補助額の特例)

9 昭和五十七年度から昭和六十年年度までの間において公団が行う第二十七条第三項の水資源開発施設の新築又は改築につき法第三十条第一項の規定により当該新築又は改築に要する費用を負担する都道府県に適用団体であるものがある場合における当該都道府県に係る法第四十三条の補助金の額の算定については、第二十七条第四項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した加算額に六分の一を乗じて得た額を当該加算額から控除した額を、同項の規定により算定される加算額とする。

(昭和六十年年度から平成四年度までの特例)

10 昭和六十年年度から平成四年度までの各年度における第二十六条の三第一項並びに第二十七条第三項及び第四項の規定の適用については、第二十六条の三第一項中「百分の六十九」とあるのは「昭和六十年年度から平成四年度までの特例負担割合」と、第二十七条第三項

及び第四項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十」とする。

11 前項の規定により読み替えられた第二十六条の三第一項の昭和六十年から平成四年度までの特例負担割合は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に掲げる式により算定した割合とする。

一 昭和六十年から平成三年度まで $\frac{1}{100} \times \frac{100 - (昭和年度 - 1945)}{100}$

二 平成四年度 $\frac{1}{100} \times \frac{100 - (平成年度 - 1989)}{100}$

12 前項各号に掲げる式において「特例補助割合」とは、附則第十項の規定により読み替えられた第二十七条第三項の規定により百分の七十を超えない範囲内で定められる割合をいい、「通常補助割合」とは、附則第六項の規定の適用がないとした場合における第二十七条第三項の規定により百分の八十を超えない範囲内で定められる割合をいう。

13 附則第九項の規定は、昭和六十年において公団が行う第二十七条第三項の水資源開発施設の新築又は改築に係る法第四十三条の規定による補助であつて当該補助に係る附則第十一項の特例補助割合が同項の通常補助割合を下回るものについては、適用しない。

14 $\frac{1}{100} \times \frac{100 - (昭和年度 - 1945)}{100}$

登記手数料令（昭和二十四年政令第四百十号）（抄）

第二条（略）

2 不動産登記法第五十一条ノ三第二項又は商業登記法第一百三十四条の四第二項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による登記事項証明書の交付に付する手数料は、一通につき前項の規定による額に百円を加算した額とする。

3 $\frac{1}{100} \times \frac{100 - (昭和年度 - 1945)}{100}$

第五条（略）

2 商業登記法第一百三十四条の六第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による印鑑の証明書の交付に付する手数料は、一件につき前項の規定による額に百円を加算した額とする。

第七条 国又は地方公共団体の職員が、職務上請求する場合には、手数料（第二条第二項及び第五条第二項の規定により加算する額を除く。）を納めることを要しない。

水資源開発債券令（昭和三十九年三月三十一日政令第六十八号）（抄）

（水資源開発債券申込証）

第三条 水資源開発債券の募集に応じようとする者は、水資源開発債券申込証にその引き受けようとする水資源開発債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある水資源開発債券（次条第二項において「振替水資源開発債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された

当該水資源開発債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を水資源開発債券申込証に記載しなければならない。

3 水資源開発債券申込証は、水資源開発公団（以下「公団」という。）が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。

- 一 水資源開発債券の総額
 - 二 各水資源開発債券の金額
 - 三 水資源開発債券の利率
 - 四 水資源開発債券の償還の方法及び期限
 - 五 利息の支払の方法及び期限
 - 六 水資源開発債券の発行の価額
 - 七 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
 - 八 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
 - 九 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号（水資源開発債券原簿）
- 第八条 公団は、主たる事務所に水資源開発債券原簿を備えて置かなければならない。
- 2 水資源開発債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。
- 一 債券の発行の年月日
 - 二 債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、債券の数及び番号）
 - 三 第三条第三項第一号から第五号まで、第七号及び第九号に掲げる事項
 - 四 元利金の支払に関する事項

（利札が欠けている場合）

第九条 水資源開発債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、すでに支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、公団は、これに応じなければならない。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（政令に定める法定受託事務）

第一条 政令に定める法定受託事務（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項に規定する法定受託事務をいう。）で同条第十項の政令に示すものは、第一号法定受託事務（同条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務をいう。第二百二十五条において同じ。）にあつては別表第一の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務（同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務をいう。第二百二十六条において同じ。）にあつては別表第二の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	事務
(略)	(略)
水資源開発公団法施行令 (昭和三十七年政令第百七十七号)	第二十一条第二項並びに第二十二条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務
(略)	(略)

国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（抄）

（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）

第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 一 一 二十七（略）

二十八 水資源開発公団（水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧愛知用水公団を含む。）

二十九 一 一 百四十七（略）

（法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人）

第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

一 一 一 十三（略）

十四 水資源開発公団

十五 一 一 八十（略）

国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）

（公庫等職員として在職した後引き続いて職員となつたもの者に対する退職手当に係る特例）

第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人（特定独立行政法人及び日本郵政公社を除く。）でそ

の業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 5 (略)

(独立行政法人等役員として在職した後引き続き職員となつた者に対する退職手当に係る特例)

第七条の三 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「独立行政法人等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「独立行政法人等役員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 4 (略)

水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）（抄）

附 則（抄）

(愛知用水公団の解散等)

第二条 愛知用水公団は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において水資源開発公団（以下「公団」という。）が承継する。

2 3 (略)

第八条 改正後の法第十八条第二項第一号の愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道又は工業用水道の用に供する者に係る当該施設の管理に要する費用の負担については、これらの者がこの法律の施行前にした愛知用水公団との契約により当該施設の管理に要する費用を負担することとなつている場合においては、改正後の法第二十九条第二項の規定にかかわらず、当該契約によるものとする。

地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）（抄）

(寄附金等の支出の制限の対象となる独立行政法人)

第十二条の二 法第二十四条第二項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農学工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局、独立行政法人原子力安全基盤機構及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構とする。

地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）（抄）

（退職手当の財源に充てるための地方債等）
第二十四条 （略）

2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は日本郵政公社、都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、金属鉱業事業団、農畜産業振興事業団、中小企業総合事業団、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活センター、日本学術振興会、放送大学学園、心身障害者福祉協会、国際協力事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構若しくは運輸施設整備事業団（以下「公社等」という。）に對し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」

という。)を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）（抄）

（事業計画）

第十五条 法第二十一条第五項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業

事業	事業を行う者
(略)	(略)
第十条第一号及び第二号に規定する事項に係る事業	国、地方公共団体及び水資源開発公団
(略)	(略)

二 (略)

首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）（抄）

（首都圏整備計画の内容）

第二十一条 (略)

2) 4 (略)

5 事業計画は、整備計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第五百十九号）（抄）

（広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設）

第二条 法第八条第二項に規定する広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設として政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる施設のうち、国土の保全上重要なもの又は水資源の総合的な開発及び利用のため広域的に整備する必要があるもの
 イ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の規定による河川
 ロ 〓チ（略）

三（略）
 （事業計画）

第三条 法第八条第三項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業

事業	事業を行う者
前条第二号イに掲げる施設に係る事業	国、地方公共団体及び水資源開発公団
（略）	（略）

二（略）

近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）（抄）
 （近畿圏整備計画の内容）
 第八条（略）

- 2 基本整備計画には、近畿圏における人口の規模及び配分、産業の配置、土地、水その他の資源の保全及び開発、都市の整備及び開発、交通体系の確立等に関する総合的、かつ、基本的な方針を定めるとともに、当該方針に基づき、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に関する事項並びに産業基盤施設、国土保全施設、住宅及び生活環境施設、教育施設、観光施設その他の施設で、広域性を有し、かつ、根幹となるべきものとして政令で定めるものに関する整備及び開発に関する計画を定めるものとする。
- 3 事業計画は、基本整備計画の実施のため必要な毎年度の事業で、政令で定めるものについての計画とする。
- 4（略）

中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）（抄）

（水資源の開発及び利用に関する事項で根幹となるべきもの）

第三条 水資源の開発及び利用に関する事項で根幹となるべきものは、次の各号に掲げる事項とする。

一 (略)

二 水資源の開発及び利用のため広域的に整備する必要がある施設の整備に関する事項
(国土保全施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの)

第四条 国土保全施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは、次の各号に掲げる施設のうち広域的に整備する必要があるものの整備に関する事項とする。

一 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の規定による河川

二(五) (略)

(事業計画)

第十条 法第九条第三項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業

事業	事業を行う者
(略)	(略)
第三条第二号及び第四条第一号に掲げる施設に係る事業	国、地方公共団体及び水資源開発公団
(略)	(略)

二 (略)

中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)(抄)

(中部圏開発整備計画の内容)

第九条 (略)

2 (略)

3 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

国土利用計画法施行令(昭和四十九年政令第三百八十七号)(抄)

(法第十八条の政令で定める法人)

第十四条 法第十八条の政令で定める法人は、港務局、都市基盤整備公団、日本道路公団、緑資源公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、環境事業団、新東京国際空港公団、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会、石油公団、独立行政法人空港周辺整備機構、本州四国連絡橋公団、地方道路公社、土地開発公社及び日本郵政公社とする。

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)(抄)

(国等が行う土地に関する権利の移転等の特例)

第十八条 第十四条第一項に規定する場合において、その当事者の一方又は双方が国、地方公共団体その他政令で定める法人(以下「国等」という。)であるときは、当該国等の機関が都道府県知事と協議し、その協議が成立することをもつて、同項の許可があつたものとみなす。

農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)(抄)

(農村振興局の所掌事務)

第八条 (略)

2 計画部は、前項第八号(農業用水として利用すべき水の農業上の利用の確保に関することに限る。)、第十号、第十一号(緑資源公団の行うものを除く。)、第十二号(緑資源公団及び水資源開発公団の行うもの並びに整備部の所掌に属するものを除く。)、第十四号(地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の規定による地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域の指定及び廃止に関することに限る。)、第十八号及び第十九号(整備部の所掌に属するものを除く。)に掲げる事務をつかさどる。

3 (略)

(総務課の所掌事務)

第七十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 水資源開発公団の行う業務に関すること。

四 (略)

公団等の恩給納付金に関する政令(昭和三十四年政令第二百六十九号)(抄)

(公団等の恩給納付金の計算)

第一条 都市基盤整備公団、水資源開発公団、緑資源公団、日本道路公団、公営企業金融公庫、労働福祉事業団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団（以下「公団等」という。）が、都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第二十条第六項の規定によりなおその効力を有するとされた旧日本住宅公団法第六十条、水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するとされた旧愛知用水公団法第四十九条、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第十条第三項の規定によりなおその効力を有するとされた旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）附則第十七条の規定によりなおその効力を有するとされた旧農地開発機械公団法第三十八条、日本道路公団法第三十八条、公営企業金融公庫法第三十九条第六項、労働福祉事業団法第三十六条、首都高速道路公団法第四十九条若しくは同法附則第十二条第二項又は阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）附則第十一条の規定により、毎年度、国庫又は地方公共団体に納付すべき金額（以下「恩給納付金」という。）は、国庫又は地方公共団体が恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定により、当該公団等の役員若しくは職員（当該公団等が水資源開発公団、緑資源公団又は都市基盤整備公団である場合には、水資源開発公団法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧愛知用水公団、森林開発公団法の一部を改正する法律附則第八条の規定による廃止前の旧農用地整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧農地開発機械公団又は住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団の役員又は職員）であつた者又はその遺族に対し前年度の初日において支給する各普通恩給又は扶助料（以下「恩給」という。）につき、その恩給年額（過年度に係る恩給として支給すべき額がある場合には、これを含むものとし、当該恩給が恩給法第五十八条ノ三又は第五十八条ノ四の規定によりその一部が停止されるものである場合には、その停止年額を控除した額とし、当該恩給が同法第七十五条第一項第二号又は第三号の規定による扶助料である場合には、同項第一号の規定による扶助料として計算した額とする。以下この条において同じ。）にその算出の基礎となつた公団等の役員又は職員（当該公団等が水資源開発公団、緑資源公団又は都市基盤整備公団である場合には、水資源開発公団法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧愛知用水公団、森林開発公団法の一部を改正する法律附則第八条の規定による廃止前の旧農用地整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧農地開発機械公団又は住宅・都市整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団の役員又は職員）であつた在職年数（一年未満の端数がある場合には、これを切り捨てた年数とし、当該役員又は職員であつた者が首都高速道路公団法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける者である場合には、その日本道路公団の職員としての在職年数を含む。）を乗じ、その額を当該恩給年額の算出の基礎となつた在職年（当該在職年が恩給法第四十五条の規定による普通恩給についての所要最短在職年数に満たない場合には、当該所要最短在職年数）で除して得た額の合計額とする。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（抄）

（法第十四条第四項の政令で定める法人等）

第十条の二 法第十四条第四項の政令で定める法人は、別表第二のとおりとする。

2 法第十四条第四項の政令で定める障害者雇用率は、百分の二・一とする。
別表第二（第十条の二関係）

一 (略)

二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人林木育種センター

三 首都高速道路公園、新東京国際空港公園、石油公園、地域振興整備公園、都市基盤整備公園、日本道路公園、阪神高速道路公園、本州四国連絡橋公園、水資源開発公園及び緑資源公園

四 (略)

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（抄）

（一般事業主の雇用義務等）

第十四条 事業主（常時雇用する労働者（一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者（以下「短時間労働者」という。）を除く。以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数（除外率設定業種（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業

種をいう。以下同じ。)に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率(除外率設定業種に係る労働者のうちに当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種ごとに厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。)を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を合計した数を控除した数。第五項及び第七十八条の三において同じ。)に障害者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第十五条第一項において「法定雇用障害者数」という。)以上であるようにしなければならない。

2 前項の障害者雇用率は、労働者(労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第二十七条第三項において同じ。)の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者(労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある身体障害者及び知的障害者を含む。第二十七条第三項において同じ。)の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

3 (略)

4 第二項の規定にかかわらず、特殊法人(法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国若しくは地方公共団体からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。)に係る第一項の障害者雇用率は、第二項の規定による率を下回らない率であつて政令で定めるものとする。

公共用地の取得に関する特別措置法施行令(昭和三十六年政令第二百八十五号)(抄)

(特定公共事業)

第一条 (略)

2、5 (略)

6 法第二条第六号に規定する政令で定める主要な治水施設は、堤防又は五百立方メートル以上の洪水調節容量を有するダム及び貯水池とし、同号に規定する政令で定める大規模な水利施設は、水資源開発公団が設置する水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第十八条第一項第一号に掲げる施設で、一日につき十立方メートル以上の原水を供給する能力を有するもの又は水道法(昭和三十三年法律第七十七号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)による工業用水道事業の用に供する取水、貯水、導水、浄水、送水若しくは配水のための施設で、当該各事業のため一日につき十立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの(管にあつては、内径九百ミリメートル以上のものに限る。)とする。

7、8 (略)

地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)(抄)

(継続長期組合員に係る公庫等の範囲)

第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 水資源開発公団、地域振興整備公団、緑資源公団(森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団を含む。)、石油公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三十六号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む。)、新東京国際空港公団、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団、都市基盤整備公団(都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。)、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団並びに本州四国連絡橋公団

二(五) (略)

第四十三条 (略)

2・3 (略)

4 法第四百十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、法第四百十条第一項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 緑資源公団、石油公団、日本道路公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団を含む。)、本州四国連絡橋公団及び都市基盤整備公団

二(五) (略)

5・6 (略)

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)(抄)

(国の職員の取扱い)

第四百二十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は第八十二条に規定する休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない国家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない者で政令で定めるもの以外のものを含まないものとする。）のうち警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官である者（第九章の二を除き、以下「国の職員」という。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、国の職員は、警察共済組合の組合員となるものとする。

2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四百四十条第一項	任命権者又は 又は地方公共団体の事務又は 退職した場合（政令で定める場合を除く。）	任命権者若しくは 若しくは地方公共団体の事務若しくは 退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き同条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）
当該公庫等職員	当該公庫等職員	当該公庫等職員又は特定公庫等役員
（公庫等職員）	（公庫等職員）	（公庫等職員又は特定公庫等役員）
公庫等の負担金	公庫等の負担金	公庫等又は特定公庫等の負担金
とあるのは「公庫等」	とあるのは「公庫等」	とあるのは「公庫等又は特定公庫等」

(略)

(略)

(略)

国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）（抄）

国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の政令で定める公法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、沖縄振興開発金融公庫、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、危険物保安技術協会、金属鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、自動車安全運転センター、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、消防団員等公務災害補償等共済基金、新エネルギー・産業技術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、生物系特定産業技術研究推進機構、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、地域振興整備公団、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本育英会、日本学術振興会、日本芸術文化振興会、日本原子力研究所、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本障害者雇用促進協会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本体育・学校健康センター、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本貿易振興会、日本郵政公社、日本労働研究機構、年金資金運用基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業者年金基金、農畜産業振興事業団、農林漁業金融公庫、農林漁業信用基金、阪神高速道路公団、放送大学学園、北方領土問題対策協会、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑資源公団、理学研究所及び労働福祉事業団とする。

国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）（抄）

第七条 地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。

（略）

国土交通省設置法第四条第二十九号の業務等を定める政令（平成十二年政令第二百九十七号）（抄）

第二条 法第四百第十三号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、日本道路公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、日本原子力研究所、日本芸術文化振興会、核燃料サイクル開発機構、雇用・能力開発機構又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（所掌事務）

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十八（略）

二十九 地方公共団体その他政令で定める公共的団体からの委託に基づき、建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。
三十 百二十八

独立行政法人建築研究所法第十一条第五号の公共的団体を定める政令（平成十二年政令第三百二十九号）（抄）

独立行政法人建築研究所法第十一条第五号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、日本道路公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、日本原子力研究所、日本芸術文化振興会、核燃料サイクル開発機構、雇用・能力開発機構又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。

独立行政法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）（抄）

（業務の範囲）

第十一条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 四（略）

五 国、地方公共団体その他政令で定める公共的団体の委託に基づき、特殊な建築物の設計を行うこと。
六 七（略）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（抄）

（法第二条第二号ホの政令で定める法人）

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号ホの政令で定める法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、沖縄振興開発金融公庫、海洋科学技術センター、海洋水産資源開発センター、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金属鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、情報処理振興事業協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新工ネルギー・産業技術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合会、生物系特定産業技術研究推進機構、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合開発機構、地域振興整備公団、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、町村議会議員共済会、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本育英会、日本学術振興会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本芸術文化振興会、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本障害者雇用促進協会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本体育・学校健康センター、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本貿易振興会、日本放送協会、日本郵政公社、日本労働研究機構、年金資金運用基金、農業者年金基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農畜産業振興事業団、農林漁業金融公庫、農林漁業信用基金、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、放送大学学園、北方領土問題対策協会、本州四国連絡橋公団、水産資源開発公団、緑資源公団、野菜供給安定基金、預金保険機構、理化学研究所及び労働福祉事業団とする。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

一 （略）

二 行政機関等 次に掲げるものをいう。

イ 二 （略）

ホ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

へ・ト (略)
三ノ十 (略)

独立行政法人等登記令 (昭和三十九年政令第二十八号) (抄)

別表 (第一条、第二条、第十条関係)

名称	根拠法	登記事項
(略)	(略)	(略)
水資源開発公団	水資源開発公団法 (昭和三十六年法律第二百十八号)	資本金
(略)	(略)	(略)

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律に規定する主務大臣を定める政令 (昭和四十年政令第二百四号) (抄)

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律第三条第二項に規定する政令で定める主務大臣は、同法第二条第二項に規定する外貨債で、地方公共団体が発行するものにあつては総務大臣、公営企業金融公庫が発行するものにあつては総務大臣及び財務大臣、中小企業金融公庫が発行するものにあつては経済産業大臣及び財務大臣、国民生活金融公庫が発行するものにあつては財務大臣及び厚生労働大臣、日本道路公団が発行するものにあつては国土交通大臣とし、同法第三条第二項に規定する引渡債券で、阪神高速道路公団が発行するものにあつては国土交通大臣、水資源開発公団が発行するものにあつては国土交通大臣とする。

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律 (昭和二十八年法律第五十一号)

(外貨債務の保証)

第二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律 (昭和二十一年法律第二十四号) 第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が国際復興開発銀行又は外国政府金融機関 (当該金融機関に対する出資の金額の半額以上が外国政府の出資により設立されたものであつて政令で定めるものをいう。) (以下「国際復興開発銀行等」という。) からの資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について、予算をもつて定める金額 (法人ごとにその金額を定めることが困難であるときは、保証契約をすることが

できる金額を総額をもつて定めるものとし、この場合においては当該総額。次項において同じ。）の範囲内において、保証契約をすることができ。

一から四まで削除

五 日本道路公団

六 首都高速道路公団

七 電源開発株式会社

八 その他政令で定める法人

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの（地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下「外貨債」という。）に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることができる。

一 日本政策投資銀行

二 国際協力銀行

三及び四削除

五 地方公共団体

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法人で、政令で定めるもの

イ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経なければならぬ法人

ロ 特別の法律により設立された法人（イに規定する法人を除く。）で、国、イに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資の

ないものうち、特別の法律により債券を発行することができるもの

3 (略)

(債券の発行等)

第三条 (略)

2 第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる法人は、他の法律に定めがある場合を除くほか、政令で定める主務大臣の認可を受けて、引渡債券（国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づき国際復興開発銀行等に引き渡すための債券をいう。以下同じ。）又は外貨債（外貨債については、その債務につき、同項又は同条第三項の規定により政府が保証契約をしたものに限る。以下この項において同じ。）の発行、償還、利子の支払その他引渡債券又は外貨債に関する事務の全部又は一部を外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

3 (略)

国際復興開発銀行等からの外貨の受入に関する特別措置に関する法律に基づき政府が保証契約をすることができる法人を定める政令
(昭和四十年八月二十七日政令第二百八十七号) (抄)

国際復興開発銀行等からの外貨の受入に関する特別措置に関する法律第二条第一項第八号に規定する政令で定める法人は、阪神高

速道路公団及び水資源開発公団とし、同条第二項第六号に規定する政令で定める法人は、公営企業金融公庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫及び日本道路公団とする。

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）（抄）

（外貨債務の保証）

第二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が国際復興開発銀行又は外国政府金融機関（当該金融機関に対する出資の金額の半額以上が外国政府の出資により設立されたものであつて政令で定めるものをいう。）（以下「国際復興開発銀行等」という。）からの資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について、予算をもつて定める金額（法人ごとにその金額を定めることが困難であるときは、保証契約をすることができる金額を総額をもつて定めるものとし、この場合においては当該総額。次項において同じ。）の範囲内において、保証契約をすることができる。

一 から四まで削除

五、七（略）

八 その他政令で定める法人

2・3（略）

行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（抄）

行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構及び独立行政法人自動車事故対策機構

二・三（略）

四 都市基盤整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、新東京国際空港公団、本州四国連絡橋公団及び地域振興整備公団

五・六（略）

行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）（抄）

（行政相談委員）

第二条 総務大臣は、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する者に、次に掲げる業務を委嘱することができる。

一 行政機関等（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並び

に国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関並びに総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十九号イからハまでに規定する法人で政令で定めるものをいう。以下同じ。）の業務に関する苦情の相談に応じて、総務大臣の定めるところに従い、申出人に必要な助言をし、及び総務省又は当該関係行政機関等にその苦情を通知すること。

二（略）
2・3（略）

首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）（抄）

（法第八条第四項第五号の政令で定める行為）

第三条 法第八条第四項第五号の政令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一（三）（略）

四 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項（同項第四号を除く。）に規定する業務に係る行為（前号に掲げるものを除く。）

五（三十一）（略）

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）（抄）

（法第九条第四項第五号の政令で定める行為）

第七条 法第九条第四項第五号の政令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一（三）（略）

四 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項（同項第四号を除く。）に規定する業務に係る行為（前号に掲げるものを除く。）

五（三十一）（略）

海洋水産資源開発促進法施行令（昭和四十六年政令第二百五号）（抄）

（沿岸水産資源開発区域等における行為の届出を要しない者）

第二条 法第九条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二（略）

三 水資源開発公団

四（八）（略）

海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）（抄）

（開発区域における行為の届出等）

第九条 開発区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者（国の機関、都道府県その他政令で定める者（以下「国の機関等」という。）を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一 海底の掘削その他海底の形質の変更（海面の埋立て、干拓及び政令で定めるその他のものを除く。）

二 前号に掲げるもののほか、当該開発区域に係る開発計画の達成に支障を及ぼすおそれのある行為で、政令で定めるもの

2・3 （略）

都市緑地保全法施行令（昭和四十九年政令第三号）（抄）

（法第五条第一項ただし書の政令で定める行為）

第二条 法第五条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 三 （略）

四 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項（同項第四号を除く。）又は第二項（同項第三号を除く。）に規定する業務に係る行為（前号に掲げるものを除く。）

五 三十七 （略）

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）（抄）

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）第二十二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

二 地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団及び緑資源公団

三・四 （略）

附 則 （抄）

1 （略）

2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 （略）

二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際

觀光振興機構、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人林木育種センター

三 首都高速道路公団、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団及び緑資源公団

3 (略)

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）（抄）

第二十二条 厚生労働大臣は、特定地域における中高年齢失業者等の就職の状況等からみて必要があるときは、当該特定地域において計画実施される公共事業（国及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人）であつて、政令で定めるものに限る。）（次項において「国等」という。）自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。以下同じ。）について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの中高年齢失業者等の数との比率（以下「失業者吸収率」という。）を定めることができる。

2・3 (略)

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）（抄）

(法第十条の政令で定める法人)

第三条 法第十条の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 二 新東京国際空港公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団及び緑資源公団
- 三・四 (略)

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)(抄)

(公共事業についての配慮)

第十条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、公共事業(国及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。)(以下この条において「国等」という。))自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。))を計画実施する国等の機関又は地方公共団体等(これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。))に対し、漁業離職者の雇入れの促進について配慮するよう要請することができる。

外国人登録法施行令(平成四年政令第三百三十九号)(抄)

(登録原票記載事項証明書の交付を請求することができる者)

第二条 法第四条の三第五項に規定する政令で定める者は、別表に掲げる法人とする。

別表(第二条関係)

- 一 十三 (略)
- 十四 水資源開発公団
- 十五 三十五 (略)

外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)(抄)

(登録原票の開示等)

第四条の三 (略)

2 4 (略)

5 弁護士その他政令で定める者は、法律の定める事務又は業務の遂行のため登録原票の記載を利用する必要があると認める場合においては、市町村の長に対し、登録原票記載事項証明書の交付を請求することができる。ただし、登録原票の記載のうち、第四条第一項第

三号から第七号まで及び第十五号から第十七号までに掲げる事項以外のものについては、それらの開示を特に必要とする場合に限る。
6 (略)

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（抄）

（第一種事業）

第一条 環境影響評価法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第二欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓（同表の七の項の第二欄に掲げる要件に該当するもの及び同表の七の項の第三欄に掲げる要件に該当することを理由として第四条第三項第一号の措置がとられたものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。）を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

（免許等に係る法律の規定）
第三条 法第二条第二項第二号イの法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類（第二欄及び第三欄に掲げる事業の種類の詳細を含む。）ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

（第二種事業）

第六条 法第二条第三項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第三欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

（環境の保全の配慮についての審査等に係る法律の規定）
第十四条 法第三十三條第二項各号の法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第四に掲げるとおりとする。
別表第一（第一条、第三条、第六条関係）

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
一 (略)	(略)	(略)	(略)
二 法第二条第二項第一号ロに掲げる事業の種類	イ 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第九十九号）第二条第二号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第一号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が百へ	貯水面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるダムの新築の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合）において、これらの者のうちから代表	都道府県知事又は指定都市の長が一級河川について事業を実施する場合につき、河川法第七十九条第一項（河川法施行令（昭和四十年

<p>水 第一種ダム新築事業であつて、水資源開発公団が行うもの</p>	<p>口(二) (略)</p>	<p>水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二十八号)第二十条第一</p>
<p>クータル以上であるダムの新築(五の項において「大規模ダム新築」という。)の事業(当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十号の電気事業者(以下単に「電気事業者」という。)又は同項第十一号の卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者(その者が国土交通大臣、都道府県知事、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の長又は水資源開発 公団である場合を除く。以下「卸供給事業者」という。)であるもの(当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種ダム新築事業」という。)であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第八条に規定する河川工事(以下単に「河川工事」という。)として行うもの</p>	<p>する者を定めたときは、その代表する者(当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるもの(当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第二種ダム新築事業」という。)であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの</p>	<p>政令第十四号(第四十条)第二号に係る場合に限る。</p>
<p>水 第二種ダム新築事業であつて、水資源開発公団が行うもの</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

三十三 (略)	レ (略)	(略)	(略)
三十三 (略)	レ (略)	(略)	(略)
三十三 (略)	レ (略)	(略)	(略)
三十三 (略)	レ (略)	(略)	(略)
三十三 (略)	レ (略)	(略)	(略)
三十三 (略)	レ (略)	(略)	(略)
三十三 (略)	レ (略)	(略)	(略)
三十三 (略)	レ (略)	(略)	(略)
三十三 (略)	レ (略)	(略)	(略)
三十三 (略)	レ (略)	(略)	(略)
三十三 (略)	レ (略)	(略)	(略)
三十三 (略)	レ (略)	(略)	(略)
三十三 (略)	レ (略)	(略)	(略)
三十三 (略)	レ (略)	(略)	(略)
三十三 (略)	レ (略)	(略)	(略)
三十三 (略)	レ (略)	(略)	(略)
三十三 (略)	レ (略)	(略)	(略)
三十三 (略)	レ (略)	(略)	(略)
三十三 (略)	レ (略)	(略)	(略)
三十三 (略)	レ (略)	(略)	(略)

別表第四(第十四条関係)

一・二 (略)

(略)

三十三 法第三十三号の法律
 二項第三号の法律
 の規定であつて政
 令で定めるもの

道路整備特別措置法第七条の三第一項、第七条の十二第四項及び第七條の十四第六項、道路法第七十四條第二項、
 本州四国連絡橋公団法第三十一條第一項、河川法第七十九條第一項、水資源開発公団法第二十条第一項、全国
 新幹線鉄道整備法第九條第一項及び附則第十一項、軌道法第五條第一項及び第三十三條(軌道法施行令第六條第
 一項に係る場合に限る。)、土地区画整理法第五十二條第一項、第五十五條第十二項、第七十一條の二第一項及
 び第七十一條の三第十四項、環境事業団法第二十一條第一項並びに地域振興整備公団法第十九條の四第一項

項

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

一 次に掲げる事業の種類のうちいずれかに該当する一の事業であること。

イ 高速自動車国道、一般国道その他の道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業

ロ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築、堰の新築及び改築の事業（以下この号において「ダム新築等事業」という。）並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの

ハ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の建設及び改良の事業

ニ 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業

ホ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物であつて発電用のものの設置又は変更の工事の事業

ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業

ト 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業

チ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業

リ 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三十四号）第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業

ヌ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第六項に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四十五号）第二条第四項に規定する工業団地造成事業ル新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業

ヲ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業

ワ イからラまでに掲げるもののほか、一の事業に係る環境影響を受ける地域の範囲が広く、その一の事業に係る環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして政令で定める事業の種類

二 次のいずれかに該当する事業であること。

イ 法律の規定であつて政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は届出（当該届出に係る法律において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができると規定されているものに限る。ホにおいて同じ。）が必要とされる事業（ホに掲げるものを除く。）

ロ 国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第一号の補助金及び同項第二号の負担金をいう。以下同じ。）の交付の対象となる事業（イに掲げるものを除く。）

ハ 特別の法律により設立された法人（国が出資しているものに限る。）がその業務として行う事業（イ及びロに掲げるものを除く。）

二 国が行う事業（イ及びホに掲げるものを除く。）

ホ 国が行う事業のうち、法律の規定であつて政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は届出が必要とされる事業

3 この法律において「第二種事業」とは、前項各号に掲げる要件を満たしている事業であつて、第一種事業に準ずる規模（その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上であるものに限る。）を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（以下単に「判定」という。）を第四条第一項各号に定める者が同条の規定により行う必要があるものとして政令で定めるものをいう。

4・5 （略）
（免許等に係る環境の保全の配慮についての審査等）

第三十三条 対象事業に係る免許等を行う者は、当該免許等の審査に際し、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

2 前項の場合においては、次の各号に掲げる当該免許等（次項に規定するものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一定の基準に該当している場合には免許等を行うものとする旨の法律の規定であつて政令で定めるものに係る免許等 当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であつても、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。

二 一定の基準に該当している場合には免許等を行わないものとする旨の法律の規定であつて政令で定めるものに係る免許等 当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に該当している場合のほか、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。

三 免許等を行い又は行わない基準を法律の規定で定めていない免許等（当該免許等に係る法律の規定で政令で定めるものに係るもの

に限る。) 当該免許等を行う者は、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。

3・4 (略)

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の法人を定める政令(平成十二年政令第五百二十三号)(抄)

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 百七 (略)
- 百八 水資源開発公団
- 百九 百十二 (略)

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)(抄)

(職員の派遣)

第二条 任命権者(地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる団体(以下この項及び第三項において「公益法人等」という。)のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものとの間の取決めに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員(条例で定める職員を除く。)を派遣することができる。

- 一 (略)
- 二 特別の法律により設立された法人(営利を目的とするものを除く。)で政令で定めるもの
- 三 (略)
- 2 4 (略)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年二月十五日政令第三十四号)(抄)

(特殊法人等の範囲)

第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 日本郵政公社、首都高速道路公団、新東京国際空港公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公

団、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑資源公団、宇宙開発事業団、科学技術振興事業団、環境事業団、国際協力事業団、労働福祉事業団、帝都高速道路交通営団、関西国際空港株式会社、核燃料サイクル開発機構、雇用・能力開発機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本芸術文化振興会、日本原子力研究所、日本体育・学校健康センター、日本中央競馬会、年金資金運用基金及び放送大学学園

二 (略)

三 独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政 法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人国立美術館、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本万国博覧会記念機構

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。

- 一 資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であること。
- 二 その設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。次項において同じ。）の発注を行う法人であること。

2）4 (略)

国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）（抄）

(分科会)

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

名称	独立行政法人

2、6 (略)

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

(略)	(略)
国際観光振興機構分科会	独立行政法人国際観光振興機構
自動車事故対策機構分科会	独立行政法人自動車事故対策機構
(略)	(略)
分科会	担当課等
(略)	(略)
国際観光振興機構分科会	総合政策局観光部国際観光振興課において処理する。
自動車事故対策機構分科会	自動車交通局保障課において処理する。
(略)	(略)